令和3年度第1回野田市防災会議

〇日 時:令和4年2月22日(火)

午後1時30分~

○会 場:野田市役所8階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 野田市防災会議会長(市長)挨拶
- 3 議 題

野田市地域防災計画の一部修正について

- 4 その他
- 5 閉 会

野田市地域防災計画修正の概要

修正の概要	国及び県の上位計画との整合性を図るとともに、大規模化する災害に備え、課
	題等を修正しようとするもの
主な修正項目	(1) 災害対策基本法等の改正に伴うもの
	①避難情報等における警戒レベル3を「高齢者等避難」に、警戒レベル4を「避
	難指示」に、警戒レベル5を「緊急安全確保」に修正
	【P1 震-3 他 22 箇所】
	②住家の被害調査区分に「中規模半壊」「準半壊」を追加し、「半壊に至らない
	(一部損壊)」を「準半壊に至らない(一部損壊)」に修正
	【P51 震-119 他 4 箇所】
	(2) 本市の防災体制(災害対策本部)の体制見直し
	①対策班事務分掌の見直し 【P18 震-56 他 18 箇所】
	②支部連絡所の体制 【P17 震-55 他 18 箇所】
	(3) 大規模停電への対応
	県が定めた大規模停電への対応に係る市の役割について定める
	【P25 震-68 他 2 箇所】
	(4)避難所における感染症対策の推進
	避難所をクラスター化させないための感染症対策の推進及び感染者が発生
	した場合の検討事項や対策について定める 【P39 震-92 他 8 箇所】
	(5) 市民自らによる避難先の確保について
	新たに在宅避難及び分散避難を明記し、各種気象情報における行動を市民に
	周知徹底させ、早期の避難準備行動や市民自らが考え避難行動を起こす積極的
	な自主避難をするよう努めることを定める 【P62 風-17 他 1 箇所】 (C) 指字取会 w ## 担訴について
	(6) 指定緊急避難場所について ①洪水対応指定避難所の追加(2箇所)
	「木野崎農業構造改センター」を追加 【P108 資-57 他1箇所】
	②土砂災害等の指定緊急避難場所の修正
	関宿中部地区における土砂災害等の指定緊急避難場所を関宿中央公民館
	から避難者の収容人数がより多くなる、いちいのホールへ変更
	【P108 資-57 他2箇所】
	(7) 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内の要配慮者利用
	施設の追加
	令和 2 年度に改定した洪水ハザードマップと整合性を図る
	【P116 資-98 他 1 箇所】
	(8) 時点修正や名称の変更
	名称の変更(野田保健所)や字句の修正(障がいのある人) など
前回修正年月日	令和2年度修正(令和2年6月29日)
備考	

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(震災編)

頁	箇 所	備考	新旧対照表	時点修正等
震-1	2 避難行動要支援者や女性への配慮	字句の修正(障がい者)		0
震−3	業務の大綱 第1 野田市	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
震-12	1. 人口	人口の時点修正(市民課確認)		0
震-12	<土地利用の状況>	土地利用の状況を時点修正(課税課確認)		0
震-13	〈千葉県における地震災害の履歴〉	千葉県における地震災害の履歴を時点修正(千葉県地域防災計画を確認)		0
震-14	〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉	東北地方太平洋沖地震での本市の被害を時点修正(〇報(最新)に更新)		0
震−21	〈自主防災組織の活動〉 発災時	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
震−23	第2節 防災知識の普及啓発	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター)) 字句の修正(障がい者)		0
震-24	1. 総合防災訓練	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))		0
震-27	(3)要配慮者利用施設における避難支援体制	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
震−28	(2) 道路•橋梁	長寿命化計画の文言を追加	0	
震-30	第1 出火防止	消防庁防災マニュアルと整合性を図る	0	
震-31	3. 危険物の安全化 (3)査察指導の強化	文言の修正(製造所等➡危険物施設等)	0	
震-33	第5節 地震に強いまちづくり	第2 道路・橋梁等の安全化 の関係機関を追加(利根川上流河川事務所)	0	
震-34	3. 既存建築物の耐震化	耐震化の目標年度を修正(平成32年度➡令和7年度)		0
震-34	(4)高齢者・障がい者への支援	字句の修正(障がい者) 支援を必要とする人について説明文を追加	0	
震−38	2. 指定避難所の整備	字句の修正(障がい者)		0
震-40	第7節 応急対策の環境整備	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター)) 第4 緊急輸送体制の整備 の担当部署を追加(土木部)	0	
震-40	1. 家庭や事業所等における備蓄の促進	感染症対策の備蓄品としてマスク等の衛生用品を追加	0	
震-41	(3)県との情報の共有	システムの名称変更(物資管理情報システム➡物資調達・ 輸送調整等支援システム)		0
震-42	第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	千葉県地域防災計画による修正(大規模停電)	0	
震-42	3. 保健衛生体制の整備	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))		0
震-43	第4 緊急輸送体制の整備	土木部の災害対応を追加	0	
震-45	第8節 避難行動要支援者の安全確保対策	外国人への対応を追加	0	
震-45	第8節 避難行動要支援者の安全確保対策	字句の修正(障がい者)		0
震-46	第2 避難行動要支援者への対策	字句の修正(障がい者)		0
震-48	4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
震-51	第1 市の防災体制の確立	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定に伴う名称の変更	0	
震-52	〈災害対策本部の設置基準〉	4. 動員報告先を修正(総括班➡対策要員部班)	0	
震-55	災害対策本部 組織図	支部連絡所及び指定避難所対応の修正広報班の修正	0	
震-56	災害対策本部 所掌事務 本部事務局	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 所掌事務の修正(広報班)	0	
震-57	災害対策本部 所掌事務 各対策班	所掌事務の修正(広報班)	0	
震-60	災害対策本部 所掌事務 各対策班	事務分掌の修正(応急保育に関することほか)	0	
震-61	災害対策本部 所掌事務 各対策班	事務分掌の修正(避難所班、消火・救助班)	0	
震-62	災害対策本部 所掌事務 支部連絡所及び指定避難所対応	支部連絡所及び指定避難所対応の修正により削除	0	
震-64	3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
震-65 震-66	(2)被害調査	被害情報の物的被害に土砂災害危険箇所を追加 被害調査の報告先を修正(本部→情報班) 初動調査の実施と情報班の事務を追加	0	
震-68	6. 重要施設の非常電源の情報共有➡(新設)	千葉県地域防災計画による修正(大規模停電)及び番号修正	0	
震-69	(1)広報内容	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 広報の手段を修正(LINE→SNS)	0	
震-70	第2 広聴活動	名称を修正(臨時相談所 → 総合相談窓口)	0	
震-70	1. 記者発表	名称の修正(支部連絡所➡指定避難所)	0	
震-78	工 避難誘導	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(震災編)

頁	箇 所	備考	新旧対照表	時点修正等
震-82	第6節 医療救護・防疫活動	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))		0
震-83	(EMISの運用方法)	EMISの機関を修正及び追加 救護本部におけるEMISの運用方法を修正(入力を追加) 名称の修正(保健所(健康福祉センター))	0	
震-84	2 被災者の健康管理	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))		0
震-84	〈後方医療機関〉	名称の修正(医療センター➡拠点病院) 追加(千葉西総合病院(専用ヘリポート))	0	
震-85	第2 保険衛生活動	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))		0
震-85 震-86	2. 防疫活動 (1)検病調査及び健康診断	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター)) 字句の追加(等)		0
震-85 震-86	2. 防疫活動	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター)) 感染症対策を追加	0	
震-87	第1 避難活動 1. 避難勧告・指示等の発令	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
震-88	第1 避難活動 〈避難勧告・指示の発令権者及び要件〉	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 根拠法令の項を修正	0	
震-88	第1 避難活動 2. 避難情報等の伝達 3. 避難誘導等	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))	0	
震-89	第1 避難活動 4. 警戒区域の設定	根拠法令の項を修正	0	
震-90	第2 支部連絡所の開設及び役割 2. 開場及び担当	支部連絡所の開場に施設の管理者を追加 支部連絡所の担当者を指定職員に修正	0	
震-91	第3 指定避難所の開設及び運営 2. 開場及び担当	指定避難所の開場に施設の管理者を追加 指定避難所の担当者を指定職員に修正	0	
震-92	第5 感染症対策➡(新設)	防災基本計画修正による反映(避難所等における感染症対策の推進)	0	
震-94	2. 食料供給体制	誤字の修正(重要➡需要) 住宅残留者の把握を各指定避難所に指定	0	
震-95	4. 炊き出し	自衛隊による炊き出しの要請を追加	0	
震-95	第4 物資の受入れ・管理	調整班の業務を追加 救援物資の受入先を修正(支部連絡所⇒次の施設ほか)	0	
震-96	第1 行方不明者の捜索	行方不明者の捜索に伴う関係機関の整理	0	
震-96	第2 遺体の処理	遺体の安置に係る内容を修正	0	
震-99	2. 放置車両対策	道路啓開作業による交通障害の状況と道路啓開の必要性を追加	0	
震-107	1. 児童・生徒の安全確保	学童保育職員の災害発生時の対応を追加	0	
震-108	(5)学校納付金等の減免	誤字の修正(立の削除・等の追加)		0
震-109	2. 学童保育所の応急保育の実施	学童保育所における健康管理等を追加	0	
震-110	1. 指定避難所における支援	字句の修正(障がい者)		0
震-110	第2 避難行動要支援者への対応	福祉避難所の開設条件を修正(避難生活が長期化を削除)	0	
震-115	第17節 清掃·廃棄物·環境対策	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))		0
震-117	2. 動物への対応	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))		0
震-117	3. ペット同行避難への対応	字句の追加(等ほか)	0	
震-119	1. 住家の被災調査	被災者支援再建支援法の改正による修正 名称の修正(消防署➡消防本部予防課)	0	
震-119	1. 住宅の応急修理	被災者支援再建支援法の改正による修正	0	
震-120	〈応急仮設住宅の入居対象者〉	字句の修正(障がい者)		0
震-123	〈被害の認定基準〉	被災者支援再建支援法の改正による修正	0	
震-124	〈災害救助法の救助項目〉	災害救助法の改正の反映		0
震-126	(3)被災者生活再建支援金の支給	被災者支援再建支援法の改正による修正	0	
震-129	〈復旧事業の概要〉	補助を受ける事業に下水道の復旧事業を追加	0	
震-133 震-134	第1節 はじめに➡(新設)	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定に伴う名称の変更 及び新設による番号修正	0	
	第1 警戒宣言時の措置	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
震-159	第9節 救護救援・防疫・保健活動対策	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))		0

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(風水害編)

頁	箇 所	備 考	新旧対照表	時点修正等
風-3	業務の大綱 第1 野田市	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
風-12	1. 人口	人口の時点修正(市民課確認)		0
風-12	<土地利用の状況>	土地利用の状況を時点修正(課税課確認)		0
風-13	第1 浸水想定	洪水ハザードマップの更新年度を修正(平成19年度➡令和2年度)	0	
風-16	第2節 防災知識の普及啓発	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))		0
風-17	第1 避難行動	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
風-17	第2 避難所等の確保	在宅避難や分散避難に関する考えを追加 名称の修正(障がい者)	0	
風-24	4. 動員報告	4. 動員報告先を修正(総括班➡対策要員部班)	0	
風-25	〈本部会議の協議事項〉	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
風-27	災害対策本部 組織図	支部連絡所及び指定避難所対応の修正、広報班の修正	0	
風-28	災害対策本部 所掌事務 本部事務局	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 所掌事務の修正(広報班)	0	
風-29	災害対策本部 所掌事務 各対策班	所掌事務の修正(広報班)	0	
風-31	災害対策本部 所掌事務 各対策班	事務分掌の修正(応急保育に関することほか)	0	
風-32	災害対策本部 所掌事務 各対策班	事務分掌の修正(避難所班、消火・救助班)	0	
風-33	災害対策本部 所掌事務 支部連絡所及び指定避難所対応	支部連絡所及び指定避難所対応の修正により削除	0	
風-35	3. 土砂災害警戒情報	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
風-36	4. 民間気象情報 (1)気象解析の委託	防災気象情報システムの概要を修正	0	
風-37	第2 広聴活動	生活支援班の活動を追加	0	
風-40	〈野田市水防配備体制及び活動内容〉 水防準備体制	気象業務法(第14条の2)に基づく予報を追加(水防警報(準備))	0	
風-40	〈野田市水防配備体制及び活動内容〉 水防注意体制	水防法(第10条第2項)に基づく予報を追加(水防警報(出動)ほか)	0	
風-41	(1) 出動準備	字句の追加(水防警報(準備)ほか)	0	
風-43	第6節 医療救護·防疫活動	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉セン ター))		0
風-44	第1 避難勧告·指示等	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
風-44	〈避難基準の目安〉	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
風-45	〈避難勧告・指示の発令権者及び要件〉	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 根拠法令の項を修正	0	
風-45	2. 避難情報等の伝達	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報免令の表現変更、避難勧告の廃止) 名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター)) 字句の修正(障がい者)	0	
風-46	3. 避難誘導等	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 自主防災組織の活動内容を追加	0	
風-47	第3 指定避難所の開設及び運営	指定避難所の開場に施設の管理者を追加 指定避難所の担当者を指定職員に修正	0	
風-47	第5 感染症対策➡(新設)	防災基本計画修正による反映(避難所等における感染症対策の推進)	0	
風-49	第1 行方不明者の捜索	地震編との整合を図る	0	
風-50	第10節 交通·緊急輸送	第3 緊急通行車両等の確認 の担当を修正(土木班⇒庁舎管理班)	0	
風-58	第17節 清掃・廃棄物・環境対策	名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))		0

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(大規模事故編)

頁	箇 所	備考	新旧対照表	時点修正等
大-1	第3 計画の修正	計画の細部事項について文言の追加	0	
大-3	〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉	火災・災害等即報要領の直接即報基準を時点修正(建物火災の追加ほか)	0	
大-3	〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉	火災・災害等即報要領の直接即報基準を時点修正(武力攻撃災害等の追加ほか)	0	
大-8	<oilと防護措置について></oilと防護措置について>	緊急防護措置の概要を修正	0	
大-16	第3節 大規模火災対策計画 第3 応急対策計画 4. 避難	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
大-18	第4節 林野火災対策計画 第3 応急対策計画 4. 避難	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
大-20	第5節 危険物等災害対策計画 第3 応急対策計画 4. 避難	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
大-22	第6節 航空機災害対策計画 第3 応急対策計画 4. 避難	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
大-24	第7節 鉄道災害対策計画 第3 応急対策計画 4. 避難	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	
大-27	第8節 道路災害対策計画 第3 応急対策計画 4.避難	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)	0	

野田市地域防災計画 修正箇所一覧(資料編)

頁	箇 所	備考	新旧対照表	時点修正等
資-6	野田市防災会議委員の構成	名称の修正(千葉県野田保健所(野田健康福祉センター))		0
資-8	災害対策本部 組織図	支部連絡所及び指定避難所対応の修正、広報班の修正	0	
資-9	災害対策本部 所掌事務 本部事務局	災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 所掌事務の修正(広報班)	0	
資-10	災害対策本部 所掌事務 各対策班	所掌事務の修正(広報班)	0	
資-12	災害対策本部 所掌事務 各対策班	事務分掌の修正(応急保育に関することほか)	0	
資-13	災害対策本部 所掌事務 各対策班	事務分掌の修正(避難所班、消火・救助班)	0	
資-14	災害対策本部 所掌事務 支部連絡所及び指定避難所対応	支部連絡所及び指定避難所対応の修正により削除	0	
資-15~19	野田市自主防災組織育成補助金交付規則	令和2年度規則改正を反映する。(様式削除ほか)		0
資-20~24	自主防災組織一覧	最新のものに更新 新規結成:オオソラモ 解散:蕃昌区第6	0	
資-37~40	野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱	令和3年度規則改正を反映する。(押印様式削除)		0
資-41	野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧	設置場所の修正(No.4 野田市消防署通信指令室(2階)→No.4 野田市消防署通信室(2階))		0
資-48~50	防災用MCA無線局番号簿	最新の番号簿に時点修正	0	
資-51	防災関係機関の電話	名称の修正(千葉県野田保健所(野田健康福祉センター)) 東京電カパワーグリッド株式会社東葛支社の電話番号を修正		0
資-57~58	避難所別対応災害一覧	土砂災害の対応避難所を一部修正(関宿中央公民館■いちいのホール) 災害の区分を土砂災害から土砂災害等に修正 避難所2箇所を追加	0	
資-59~63	指定緊急避難場所一覧[地震・大規模事故対応]	関宿にこにこ水辺公園の所在地枝番修正(誤記:-4➡-1) 鹿島神社の電話番号削除(不通)		0
資-64	指定緊急避難場所一覧[土砂災害対応]	土砂災害の対応避難所を一部修正(関宿中央公民館➡いちいのホール) 災害の区分を土砂災害から土砂災害等に修正	0	
資-65	指定緊急避難場所一覧[洪水対応]	洪水対応の指定緊急避難場所を2箇所追加	0	
資-66	備蓄倉庫·備蓄品一覧	最新のものに更新		0
資-71~72	被害の認定基準(災害総括報告)	被災者支援再建支援法の改正による修正	0	
資-73~75	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	災害救助法改正を反映する。		0
資-79	野田市災害弔慰金の支給等に関する条例	誤記の削除(同法施行令)		0
資-90~92	災害時応援協定一覧(自治体等公共団体)	新規協定締結に伴い時点修正(三重県松阪市を追加)	0	
資-93	災害時応援協定一覧(民間事業者)物資協定	新規協定締結に伴い時点修正(千葉県石油協同組合野田支部ほか)	0	
資-94	災害時応援協定一覧(民間事業者)災害復旧協定	新規協定締結に伴い時点修正(第一環境㈱ほか)	0	
資-94~95	災害時応援協定一覧(民間事業者)支援協力協定	新規協定締結に伴い時点修正(千葉県土地家屋調査士会ほか)	0	
資-96	警報·注意報発表基準一覧	銚子地方気象台による発表基準の変更		0
資-98~99	水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧	水防法の改正に伴い修正	0	

野田市地域防災計画 新旧対照表

令和<mark>3</mark>年度 修正素案 野田市防災会議 現 震災編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第1 野田市

第1 野田市

- (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 被災者の救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること
- (11) 災害時におけるボランティアの受入れ及び連携協力体制の確立に関すること
- (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 自衛隊の協力要請に関すること
- (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (16) 市民に対する警報の伝達及び避難**の勧告**又は**指示**に関すること
- (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること
- (18) 被災者の生活再建支援に関すること
- (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること
- (20) 防災知識の普及及び教育に関すること
- (21) 防災訓練の実施に関すること
- (22) 災害に強いまちづくりの推進に関すること

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

第1 野田市

- (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 被災者の救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること
- (11) 災害時におけるボランティアの受入れ及び連携協力体制の確立に関すること
- (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 自衛隊の協力要請に関すること
- (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (16) 市民に対する警報の伝達及び避難<u>指示</u>又は<u>緊急安全確保措置</u>に関するこ
- (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること
- (18) 被災者の生活再建支援に関すること
- (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること
- (20) 防災知識の普及及び教育に関すること
- (21) 防災訓練の実施に関すること
- (22) 災害に強いまちづくりの推進に関すること

	現	行	
震災編			ページ
第2章 災害予防計画			
第1節 防災体制の整備			震-21
第1 地域防災力の向上			

3. 自主防災組織(共助)

(1) 自主防災組織の結成促進

(略)

(2) 自主防災組織の活動支援

(略)

〈自主防災組織の活動〉

平	
常	(略)
時	
発災時	ア 情報の収集及び伝達(被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難 勧告 又は <mark>指示</mark>) イ 出火防止、初期消火 ウ 救出・救護(救出活動・救護活動) エ 避難(避難誘導、指定避難所の運営) オ 給食・給水(指定避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、 炊き出し)

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

3. 自主防災組織(共助)

(1) 自主防災組織の結成促進

(略)

(2) 自主防災組織の活動支援

(略)

〈自主防災組織の活動〉

現 行

震災編
第1章 計画の基本方針
第3節 地盤災害予防対策 震-27
第1 土砂災害の防止

- 2. 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設における避難支援体制
 - (1) 土砂災害警戒区域等の指定

(略)

(2)警戒避難体制の整備

(略)

(3)要配慮者利用施設における避難支援体制

土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難**勧告**等の情報の伝達を定めるとともに、当該区域内における要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

- 2. 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設における避難支援体制
- (1)十砂災害警戒区域等の指定

(略)

(2)警戒避難体制の整備

(略)

(3)要配慮者利用施設における避難支援体制

土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難<mark>情報</mark>等の情報の伝達を定めるとともに、当該区域内における要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

	現	行	
震災編			ページ
第2章 災害予防計画			
第3節 地盤災害予防対策			震-28
第2 液状化対策			

2. 被害の防止

(1) 建築物

(略)

(2) 道路·橋梁

道路管理者は、橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁については、**固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等橋梁の破壊を防ぐ。**

修 正 案

修正理由

長寿命化計画の文言を追加

2. 被害の防止

(1) 建築物

(略)

(2) 道路·橋梁

道路管理者は、橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される 橋梁については、長寿命化計画に基づき橋梁の定期適的な点検、補修 を実施するとともに、必要な補強を行う。

		現	行	
震災編				ページ
第2章	災害予防計画			
第4節	火災の防止			震-30
第 1	出火防止			

第1 出火防止

大地震時の出火は、同時多発であり消防機関の力だけでは、消火や 救助が困難であるため、市民一人ひとりが「地震だ、まず火の始末」 という行動が反射的にできるよう出火の防止、 初期消火及び延焼拡 大防止のための体制づくりを行うとともに、市民と消防が連携した火 災予防対策を推進する。

また、危険物の<mark>漏洩</mark>、混触発火や市街地火災時の誘爆等に備え、関係法令に基づき危険物災害防止対策を推進する。

修 正 案

修正理由

消防庁防災マニュアルと整合性を図る

第1 出火防止

大地震時の出火は、同時多発であり消防機関の力だけでは、消火や 救助が困難であるため、市民一人ひとりが**身の安全を守り、揺れが収** まったら火の始末や電気のブレーカーが切れていることを確認して出 火防止を図り、初期消火及び延焼拡大防止のための体制づくりを行う とともに、市民と消防が連携した火災予防対策を推進する。

また、危険物の<mark>漏えい</mark>、混触発火や市街地火災時の誘爆等に備え、 関係法令に基づき危険物災害防止対策を推進する。

		現	行	
震災編				ページ
第2章	災害予防計画			
第4節	火災の防止			震-30
第 1	出火防止			

3. 危険物の安全化

消防本部は、危険物施設に対し災害発生時の安全を図るため消防法、 危険物の規制に関する政令、同規則及び野田市火災予防条例等に基づく 指導の強化を図るため、次の対策を進める。

(1) (略

(2) (略)

(3) 査察指導の強化

野田市内の<mark>製造所等</mark>の防火対策について、各事業所の査察指導を強化し、震災時における出火危険を排除するとともに、安全基準の遵守と適正化を図る。

修 正 案

修正理由

文言の修正(製造所等→危険物施設等)

3. 危険物の安全化

消防本部は、危険物施設に対し災害発生時の安全を図るため消防法、 危険物の規制に関する政令、同規則及び野田市火災予防条例等に基づく 指導の強化を図るため、次の対策を進める。

(1) (略)

(2) (略)

(3)査察指導の強化

野田市内の<mark>危険物施設等</mark>の防火対策について、各事業所の査察指導を 強化し、震災時における出火危険を排除するとともに、安全基準の遵守 と適正化を図る。

		現	行		
震災編				ページ	
第2章	災害予防計画				
第5節	地震に強いまちづくり			震-33	

体 系	担 当	関係機関
第1 市街地の不燃	都市部、市民生活部、	
化・耐震化	保健福祉部	
第2 道路・橋梁等の	土木部	東葛飾土木事務所、千
安全化		葉国道事務所、江戸川
		河川事務所
第3 公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第4 ライフライン施	水道部、土木部	東京電力パワーグリッ
設の耐震化		ド株式会社、野田ガス
		株式会社、一般社団法
		人千葉県LPガス協会
		野田支部、東日本電信
		電話株式会社、東武鉄
		道株式会社

修 正 案

修正理由

関係機関を追加(利根川上流河川事務所)

体 系	担当	関係機関
第1 市街地の不燃	都市部、市民生活部、	
化・耐震化	保健福祉部	
第2 道路・橋梁等の	土木部	東葛飾土木事務所、千
安全化		葉国道事務所、江戸川
		河川事務所 <mark>、利根川上</mark>
		<u>流河川事務所</u>
第3 公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第4 ライフライン施	水道部、土木部	東京電力パワーグリッ
設の耐震化		ド株式会社、野田ガス
		株式会社、一般社団法
		人千葉県LPガス協会
		野田支部、東日本電信
		電話株式会社、東武鉄
		道株式会社

	現	行	
震災編			ページ
第2章	災害予防計画		
第5節	地震に強いまちづくり		震-34
第1	市街地の不燃化・耐震化		

- 4. 生活空間の危険性の除去
- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4)高齢者・**障がい者**への支援

保健福祉部は、地震災害から高齢者及び<mark>瞳がい者</mark>の生命及び財産を 守るため、支援を必要と<mark>する</mark>高齢者、**瞳がい者**世帯に家具転倒防止器 具の取付けを行う。

修正案

修正理由

字句の修正 (障がい者)

支援を必要とする人について説明文を追加

- 4. 生活空間の危険性の除去
- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4)高齢者・<mark>障がいのある人</mark>への支援

保健福祉部は、地震災害から高齢者及び<mark>障がいのある人</mark>の生命及び 財産を守るため、支援を必要と<u>し、自ら家具転倒防止器具の取付け等</u> が困難な高齢者、**障がいのある人の**世帯に家具転倒防止器具の取付け を行う。

	現	行	
震災編			ページ
第2章 災害予防計画			
第7節 応急対策の環境整備			震-40

項目	担当	関係機関	
第1備蓄・物流対策	市民生活部		
第2救急・救護・保健衛生 体制の整備	消防本部、保健福祉部、 市民生活部	野田市医師会、 <mark>野田健康福祉セン</mark> <mark>ター</mark> 、救急病院等医療機関	
第3給水体制の整備	水道部、市民生活部		
第4緊急輸送体制の整備	市民生活部		
第5ボランティア受入れの ための環境整備	保健福祉部		
第6広域応援体制の整備	市民生活部		

修 正 案

修正理由

名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター)) 担当部署を追加(土木部)

項目	担当	関係機関
第1備蓄・物流対策	市民生活部	
第2救急・救護・保健衛生 体制の整備	消防本部、保健福祉部、 市民生活部	野田市医師会、 <mark>野田保健所(野田</mark> 健康福祉センター) 、救急病院等 医療機関
第3給水体制の整備	水道部、市民生活部	
第4緊急輸送体制の整備	市民生活部 <u>、土木部</u>	
第5ボランティア受入れの ための環境整備	保健福祉部	
第6広域応援体制の整備	市民生活部	

		現	行	
震災編				ページ
第2章	災害予防計画			
第7節	応急対策の環境整備			震-40
第1	備蓄・物流対策			

1. 家庭や事業所等における備蓄の促進

市民生活部は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄について、最低3日分以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することについて知識の普及啓発を図る。

修 正 案

修正理由

感染症対策の備蓄品としてマスク等の衛生用品を追加

1. 家庭や事業所等における備蓄の促進

市民生活部は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄について、最低3日分以上の食料や飲料水、生活必需品、マスク等の衛生用品を備蓄することについて知識の普及啓発を図る。

	現 行	
震災編		ページ
第2章	災害予防計画	
第7節	応急対策の環境整備	震-42
第2	救急・救護・保健衛生体制の整備	

(新設)

(4) 参集体制等の整備

(略)

(5) 災害医療コーディネーター (略)

(6) 調剤業務の事業継続の推進 (略) 修 正 案

修正理由

千葉県地域防災計画による修正 (大規模停電)

<mark>(4) 非常電源の整備促進</mark>

大規模停電時における医療機能の確保、入院患者の人命確保のため、 市内の医療機関の非常用電源の整備、強化を促進する。

(5) 参集体制等の整備

(略)

(6) 災害医療コーディネーター (略)

(7) 調剤業務の事業継続の推進 (略)

		現	行	
震災編				ページ
第2章	災害予防計画			
第7節	応急対策の環境整備			震-43
第4	緊急輸送体制の整備			

1. 緊急輸送道路の指定

(略)

2. 輸送拠点の整備

(略)

3. 車両等の確保体制の整備

市民生活部は、市有車両について緊急輸送車両の事前申請を野田警察署に行う。

また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

修 正 案

修正理由

土木部の災害対応を追加

1. 緊急輸送道路の指定

(略)

2. 輸送拠点の整備

(略)

3. 車両等の確保体制の整備

市民生活部は、市有車両について緊急輸送車両の事前申請を野田警察署に行う。

また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

<u>土木部は、災害の応急措置に関わる関係機関へ使用可能な車両の</u> 台数等を把握しておく。

4. 関係業者の協力体制

土木部は、緊急輸送道路等の応急復旧、がれき撤去及び放置車両 の移動等を行うに当たり、関係業者の協力体制が確実に得られるよ うに協定内容を双方で確認するとともに、必要な訓練を行う。

現	行	
震災編		ページ
第2章 災害予防計画		
第8節 避難行動要支援者の安全確何	対策	震-45

項目	担当	関係機関
第1 避難行動要支援 者対策の方針	企画財政部、保健福祉 部、児童家庭部、消防 本部	野田市社会福祉協議 会、地区社会福祉協議 会、野田警察署、消防 団
第2 避難行動要支援者への対応	企画財政部、保健福祉 部、児童家庭部、消防 本部	野田市社会福祉協議 会、地区社会福祉協議 会、野田警察署、消防 団
第3 社会福祉施設等 における防災対策	保健福祉部、児童家庭 部	

修	正	宏
11/2	II-	2

修正理由

外国人への対応を追加

項目	担当	関係機関
第1 避難行動要支援 者対策の方針	企画財政部、保健福祉 部、児童家庭部、消防 本部	野田市社会福祉協議 会、地区社会福祉協議 会、野田警察署、消防 団
第2 避難行動要支援 者への対応	企画財政部、保健福祉 部、児童家庭部、消防 本部	野田市社会福祉協議 会、地区社会福祉協議 会、野田警察署、消防 団
第3 社会福祉施設等 における防災対策	保健福祉部、児童家庭 部	
第4 外国人への対策	企画財政部	

4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置

避難行動要支援者への対策

市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線(固定系)のほか、広報車、メール、ホームページ及びツイッター等様々な手段を確保し、**避難準**備・高齢者等避難**開始**等の緊急情報を提供する。

また、発令された避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置

市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線(固定系)のほか、広報車、メール、ホームページ及びツイッター等様々な手段を確保し、高齢者等避難等の緊急情報を提供する。

また、発令された高齢者等避難等の緊急情報が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

I			現	行	
	震災編				ページ
	第3章	災害応急対策計画			
	第1節	応急活動体制			震-51
	第1	市の防災体制の確立			

配	備体制	配備基準	配備人員
災害数	第1配備	(1) 市内で震度4の地震を観測 し、市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員 (※)
災害対策本部設置前	第2配備	(1) 市内で震度 5 弱の地震を観測したとき(自動配備)(2) 東海地震注意情報が発表されたとき(3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職 員及び班長(課長) が指定する必要な職 員
災害非	第1配備	 (1) 市内で震度 5 強の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置) (2) 東海地震予知情報(警戒宣言)が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき 	・全職員(自動配備) (配備後被害状況に応 じて3分の1の職員で 対応)
災害対策本部設置後非常配備体制	第2配備	(1) 市内で震度6弱の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置)(2) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・全職員(自動配備) (配備後被害状況に応 じて2分の1の職員で 対応)
	第3配備	(1) 市内で震度 6 強以上の地震 を観測したとき(自動配備・ 本部自動設置) (2) その他の状況により市長が 必要と認めたとき	・全職員(自動配備)

修 正 案

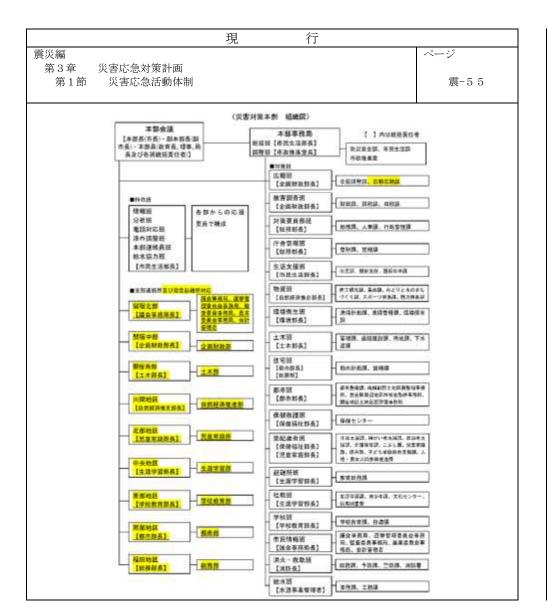
修正理由

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定に伴う名称の変更

西己仁	備体制	配備基準	配備人員
災害数	第1配備	(1) 市内で震度4の地震を観測 し、市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員 (※)
災害対策本部設置前警戒配備体制	第2配備	 (1) 市内で震度5弱の地震を観測したとき(自動配備) (2) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき 	・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長(課長)が指定する必要な職員 ・避難所所長が指定する職員
災害対策	第1配備	 (1) 市内で震度5強の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置) (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき 	・全職員(自動配備) (配備後被害状況に応 じて3分の1の職員で 対応)
災害対策本部設置後非常配備体制	第2配備	(1) 市内で震度6弱の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置)(2) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・全職員(自動配備) (配備後被害状況に応 じて2分の1の職員で 対応)
	第3配備	(1) 市内で震度6強以上の地震 を観測したとき(自動配備・ 本部自動設置) (2) その他の状況により市長が 必要と認めたとき	・全職員(自動配備)

現 行	
	ページ
第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制	震-52
第1 市の防災体制の確立	
	<u>u</u>
4. 動員報告	
参集した職員は所属単位 <mark>垂</mark> 、 <mark>総括班</mark> に参集報告を行う。	
S NO DIE MONIONALI IN TATA	

	修 正 案
修正理	ii ii
対策	班の修正
4. 重	助員報告 参集した職員は所属単位 <mark>ごとに</mark> 、 <mark>対策要員部班</mark> に参集報告を行う。





		現	行	
震災編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第1節	災害応急活動体制			震-56

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

	ナルバリ	⇒ / ∀.	主教八兴
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ②本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ③気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・ <u>避難準備・</u> 高齢者等避難 <u>開始、避難勧告、</u> 避難指示(緊急)の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ②支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ③気保に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	(略)

修正案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 所掌事務の修正(広報班)

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ③本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ③気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示 、緊急安全確保 の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ③帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	(略)
<mark>広報班</mark>	企画財政部長	<u>広報広聴課長</u>	・災害広報(ホームページ、防災行政無線等)に関すること。・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。

		現	行	
震災編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第1節	災害応急活動体制			震-57

■各対策班

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	・災害広報(ホームページ、防災行政無線等)に関すること。・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		<u>広報広聴課長</u>	◎災害広報(ホームページ、防災 行政無線等)に関すること。◎報道機関との連絡調整及び記者 発表に関すること。

修		案
11/2	TF.	-

修正理由

所掌事務の修正 (広報班)

■各対策班

	/*/_		
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

			現	行	
Ī	震災編				ページ
	第3章	災害応急対策計画			
	第1節	応急活動体制			震-60
ı					

■各対策班

班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
		生活支援課長	(略)
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
			・避難行動要支援者支援に関すること。
		児童家庭課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。
	保健福祉部長 児童家庭部長		・避難行動要支援者支援に関すること。
要配慮者班		保育課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。
			<u>・</u>応急保育に関すること。
			・避難行動要支援者支援に関すること。
		子ども家庭	・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		総合支援室	
			・避難行動要支援者支援に関すること。
		人権・男女共同参	・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		画推進課長	<u>・相談支援に関すること。</u>

修 正 案

修正理由

事務分掌の修正(応急保育に関することほか)

■各対策班

班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
		生活支援課長	(略)
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
			・避難行動要支援者支援に関すること。
		児童家庭課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。
			<u>・応急保育に関すること。</u>
/D 65.455 4 1	/D 6th l		・避難行動要支援者支援に関すること。
要配慮者班		保育課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。
児童家庭部長		◎応急保育に関すること。	
			・避難行動要支援者支援に関すること。
		子ども家庭	・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		総合支援室	<u>◎福祉避難所利用者の相談支援に関するこ</u>
			<u>د.</u>
			・避難行動要支援者支援に関すること。
		人権・男女共同参	・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		画推進課長	・福祉避難所利用者の相談支援に関するこ
			<u>ے ی</u>

		現	行	
震災編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第1	節 応急活動体制			震-61

■各対策班

班名 統括責任者		責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営 支援の総括に関すること。◎避難者全体の把握に関する こと。
社教班	生涯学習部長	(略)	(略)
学校班	学校教育部長	(略)	(略)
市民情報班	議会事務局長	(略)	(略)
		総務課長	・救助に関すること。
	消防長	予防課長	・消火に関すること。
消火•救助班		警防課長	・救急に関すること。
1日八 1 1八月	N/MHI	消防署長	 ・水防活動に関すること。 ・り災証明(火災)に関する こと。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	(略)	(略)

修 正 案

修正理由

事務分掌の修正(避難所班、消火・救助班)

■各対策班

■台刈泉班							
班名	統括責任者	責任者	事務分掌				
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営 支援の総括に関すること。◎避難者全体の把握に関する こと。◎支部連絡所からの情報の収 集・伝達に関すること。				
社教班	生涯学習部長	(略)	(略)				
学校班	学校教育部長	(略)	(略)				
市民情報班	議会事務局長	(略)	(略)				
		総務課長	・救助に関すること。				
	班 消防長	予防課長	・消火に関すること。				
消火・救助班		警防課長	・救急に関すること。				
何久・秋切班		消防署長	 消防隊の運用及び指令に関すること。 水防活動に関すること。 自主防災組織等との協力連携に関すること。 				
給水班	水道事業管理者	(略)	(略)				

		現	行	
震災編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第1節	応急活動体制			震-62

■支部連絡所及び指定避難所対応(各統括責任者の指示により対応部員を指定する)

<u> 支部連絡所</u>	<u> 及び指定避難別</u>	<u> </u>	任者の指示により対応部員を指定する)
班名	<mark>統括責任者</mark>	責任者	<u>事務分掌</u>
		護会事務局長	支部連絡所及び指定避難所(関宿北部地区)の開
		展五字切问以	<u>設及び運営支援に関すること。</u>
		<mark>選挙管理委員会</mark>	支部連絡所及び指定避難所(関宿北部地区)の開
		事務局長	<u>設及び運営支援に関すること。</u>
<u>関宿北部</u>	議会事務局長	<u>監査委員</u>	<u>・支部連絡所及び指定避難所(関<mark>宿北部地区)の開</mark></u>
<u>地区</u>	BA + 13/10 IX	事務局長	<u>設及び運営支援に関すること。</u>
		農業委員会	<u>・支部連絡所及び指定避難所(関宿北部地区)の開</u>
		事務局長	<u>設及び運営支援に関すること。</u>
		会計管理者	・支部連絡所及び指定避難所(関宿北部地区)の開
			<u>設及び運営支援に関すること。</u>
<u>関宿中部</u> ··-	企画財政部長	<u>企画財政部</u>	・支部連絡所及び指定避難所(関宿中部地区)の開
<u>地区</u>		<u>次長</u>	<u>設及び運営支援に関すること。</u>
<u>関宿南部</u>	土木部長	土木部次長	・支部連絡所及び指定避難所(関宿南部地区)の開
<u>地区</u>			設及び運営支援に関すること。
<mark>川間地区</mark>	<u>自然経済</u>	自然経済推進部	・支部連絡所及び指定避難所(川間地区)の開設及
	推進部長	<u>次長</u>	び運営支援に関すること。
<mark>北部地区</mark>	<u>児童家庭部長</u>	<u>児童家庭部</u>	・支部連絡所及び指定避難所(北部地区)の開設及
		<u>次長</u>	び運営支援に関すること。
<mark>中央地区</mark>	生涯学習部長	生涯学習部	・支部連絡所及び指定避難所(中央地区)の開設及
		<u>次長</u>	び運営支援に関すること。
東部地区	<mark>学校教育部長</mark>	学校教育部	・支部連絡所及び指定避難所(東部地区)の開設及
		<u>次長</u>	び運営支援に関すること。 ・支部連絡所及び指定避難所(南部地区)の開設及
<mark>南部地区</mark>	地区 都市部長	<mark>都市部次長</mark>	・又可連絡所及い指定放棄所(用可地区)の開設及 び運営支援に関すること。
			・支部連絡所及び指定避難所(福田地区)の開設及
<mark>福田地区</mark>	<mark>総務部長</mark>	<mark>総務部次長</mark>	・文部連絡所及び指定放棄所(福田地区)の開設及 び運営支援に関すること。
			<u>い理画又頂に関すること。</u>

※次長不在の場合は主管課長

修 正 案
修正理由
支部連絡所及び指定避難所対応の修正により削除
(削除)

現 行 震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第1 情報連絡体制の確立

3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

総括班は、災害対策基本法第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難<mark>の勧告、</mark>指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

総括班は、災害対策基本法第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

現 行 震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第3 被害情報の収集・報告

2. 災害直後の被害情報の収集

災害発生時に、直ちに収集すべき被害情報等は、おおむね以下のとおりである。これらは県への報告事項を含むものである。

(1)被害情報等内容

ア 人的被害

(略)

イ 物的被害

- (ア) 庁舎(本庁、出先機関)、清掃施設等の市有財産
- (4) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設
- (ウ) 河川、擁壁、液状化等
- (I) 住家、商店·工場、危険物取扱施設等
- (オ) 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等のライフライン施設
- (カ) 電話、道路、鉄道、放送等の通信交通関係施設
- (キ) 医療施設等
- (ク) その他応急対策に必要な情報

(2)被害調査

災害発生当初、各班は把握した情報を本部に報告する。職員は、夜間・休日に地震が発生した場合は、参集途上の見聞情報を**本部**へ報告する。

また、指定緊急避難場所参集職員は、避難者から地域等の被害状況を収集し、<mark>支部連絡所を通じ本部へ</mark>報告する。

被害調査班は、報告を受けた情報を集約し整理する。

修正案

修正理由

被害情報の物的被害に土砂災害危険箇所を追加 被害調査の報告先を修正(本部➡情報班) 初動調査の実施と情報班の事務を追加

2. 災害直後の被害情報の収集

災害発生時に、直ちに収集すべき被害情報等は、おおむね以下のとおりである。これらは県への報告事項を含むものである。

(1)被害情報等内容

ア 人的被害

(略)

イ 物的被害

- (7) 庁舎(本庁、出先機関)、清掃施設等の市有財産
- (イ) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設
- (ウ) 河川、擁壁、液状化**、土砂災害危険箇所**等
- (I) 住家、商店·工場、危険物取扱施設等
- (オ) 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等のライフライン施設
- (カ) 電話、道路、鉄道、放送等の通信交通関係施設
- (キ) 医療施設等
- (ク) その他応急対策に必要な情報

(2)被害調査

災害発生当初、各班は把握した情報を本部に報告する。職員は、夜間・休日に地震が発生した場合は、参集途上の見聞情報を情報班へ報告する。

また、指定緊急避難場所参集職員は、避難者から地域等の被害状況を 収集し、**情報班**へ報告する。

<u>また、</u>被害調査班は、<mark>被害状況を把握するため初動調査を実施し、</mark> 被害状況を情報班に報告する。

情報班は報告を受けた情報を集約し整理する。

	現	 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第3 被害情報の収集・	報告		ページ 震-68
	_	<mark>(新設)</mark>	
<mark>6</mark> . 被災者台帳の作成		(略)	
<mark></mark> . 安否情報の提供		(略)	

修 正 案 修正理由 千葉県地域防災計画による修正(大規模停電)及び番号修正 6. 重要施設の非常電源の情報共有 大規模停電の発生時は、電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、県 があらかじめ作成した重要施設の非常電源整備状況リスト※に基づ き、各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を把握し、 要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及 び災害応急対策に係る機関の重要施設についての非常用電源の設置状 況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を整理したリスト 7. 被災者台帳の作成 (略) 8. 安否情報の提供 (略)

		現	行	
震災編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第3節	災害広報			震-69
第1	災害時の広報			

1. 市災害対策本部の広報

(略)

(1)広報内容

広報内容は、次のとおりである。

A+K11416 VVV C 40 / C 60 / O					
	ア	地震・気象情報の伝達			
 災害発生直後の広報	イ	被害の発生状況及び二次災害発生危険の見込み			
火音先生但後の仏報	ウ	避難の準備情報 <mark>・勧告</mark> ・指示の周知			
	H	市民等のとるべき措置と自主防災活動の要請			
	ア	地震に関する情報(被害や余震の情報)			
 応急活動時の広報	1	避難に関する情報			
心心的影时切么報	ウ	ライフライン、交通機関の被害状況及び復旧の見込み			
	H	生活関連情報(給水、給食、その他の市の行う応急対策)			
_	ア	火災の発生防止及び初期消火に関すること			
消火・救助の広報	イ	火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること			
旧八、秋奶奶海	ウ	避難 <mark>勧告</mark> 又は <mark>避難指示(緊急)</mark> の伝達に関すること			
	エ	その他民心安定を図るため必要な情報に関すること			

(2)広報の手段

広報の手段は、次のとおりである。

- ア 防災行政無線(固定系)イ 広報車による巡回
- ウ 災害広報紙の発行 エ メール、ツイッター**及びLINE**
- オ ホームページ カ 支部連絡所及び指定避難所への提示

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 広報の手段を修正(LINE→SNS)

1. 市災害対策本部の広報

(略)

(1)広報内容

広報内容は、次のとおりである。

	ア	地震・気象情報の伝達			
 災害発生直後の広報	イ	被害の発生状況及び二次災害発生危険の見込み			
火音光生但後の仏報	ウ	避難の準備情報・指示の周知			
	エ	市民等のとるべき措置と自主防災活動の要請			
	ア	地震に関する情報 (被害や余震の情報)			
 応急活動時の広報	イ	避難に関する情報			
心忌佔劉时仍囚報	ウ	ライフライン、交通機関の被害状況及び復旧の見込み			
	エ	生活関連情報(給水、給食、その他の市の行う応急対策)			
	ア	火災の発生防止及び初期消火に関すること			
※14・兼用の片却	イ	火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること			
消火・救助の広報	ウ	避難 <mark>指示</mark> 又は <mark>緊急安全確保</mark> の伝達に関すること			
	エ	その他民心安定を図るため必要な情報に関すること			

(2)広報の手段

広報の手段は、次のとおりである。

- ア 防災行政無線(固定系)イ 広報車による巡回
- ウ 災害広報紙の発行 エ メール、ツイッター**等SNS**
- オ ホームページ カ 支部連絡所及び指定避難所への提示

 環災編
 ページ

 第3章 災害応急対策計画 第3節 災害広報 震-70
 震-70

 第2 広聴活動
 一ジ

2. **臨時相談所**の設置

生活支援班は、市民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所、支所及び出張所に臨時災害相談所を設置する。相談窓口には、各部各班の担当者や専門職を配置し、被災者の生活相談等に対応する。

(略)

修 正 案

修正理由

名称を修正(臨時相談所 ➡総合相談窓口)

2. **総合相談窓口**の設置

生活支援班は、市民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所、支所及び出張所に**総合相談窓口**を設置する。相談窓口には、各部各班の担当者や専門職を配置し、被災者の生活相談や証明書発行など、被災者の総合的な相談等に対応する。

(略)

		現	行	
震災編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第3節	災害広報			震-70
第3	報道機関への対応			

1. 記者発表

災害時に市が行う広報は、災害対策本部の主体的な判断による場合と **支部連絡所**、防災関係機関からの依頼による場合がある。いずれの場合 であっても、広報を実施することの判断は災害対策本部長が行う。

広報班の統括責任者は、災害対策本部長の指示により、記者会見を 定期的に開いて、必要な情報を報道機関へ発表する。

修 正 案

修正理由

名称の修正(支部連絡所⇒指定避難所)

1. 記者発表

災害時に市が行う広報は、災害対策本部の主体的な判断による場合と **指定避難所**、防災関係機関からの依頼による場合がある。いずれの場合 であっても、広報を実施することの判断は災害対策本部長が行う。

広報班の統括責任者は、災害対策本部長の指示により、記者会見を定期的に開いて、必要な情報を報道機関へ発表する。

 現
 行

 震災編
 ページ

 第3章 災害応急対策計画
 震-78

 第5節 消防・救助救急・危険物等対策
 震-78

 第1 消防活動

3. 消火活動

(1) 消防本部の活動

(略)

(2) 消防団の活動

消防団は、次の活動を行う。

ア出火防止

(略)

イ 消火活動

(略)

ウ 救急救助

(略)

工 避難誘導

避難**の勧告・**指示がなされた場合は、これを市民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民等を安全に避難させるものとする。

オ 情報の収集・伝達

(略)

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

3. 消火活動

(1) 消防本部の活動

(略)

(2) 消防団の活動

消防団は、次の活動を行う。

ア出火防止

(略)

イ 消火活動

(略)

ウ 救急救助

(略)

工 避難誘導

避難指示<mark>等</mark>がなされた場合は、これを市民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民等を安全に避難させるものとする。

オ 情報の収集・伝達

(略)

		現	行	
震災編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第6節	医療救護·防疫活動			震-83
第1	応急医療救護			
1. 初頭	動医療体制の整備			
(1)	(略)			
(2)	(略)			
(3)	(略)			
(4)	(略)			
(5)	(略)			
(6)医病	療情報の収集			
	(略)			
(EI	MISの運用方法)			

機 関	運用方法
災害医療協力病院、東葛飾病院、野田中央病院、岡 田病院、木野崎病院、江戸川病院、 <mark>門倉医院</mark>	入力・閲覧
医療救護所	入力・閲覧
消防本部	閲覧
救護本部	閲覧
県(本庁、 健康福祉センター)	閲覧・入力支援

	修	正	案			
修正理由						
EMISの機関を修正及び追加						
救護本部におけるEMISの運用方法			追加)			
名称の修正(野田保健所(野田健康福	社セン	ター))				
1. 初動医療体制の整備						
(1) (略)						
(2) (略)						
(3) (略)						
(4) (略)						
(5) (略)						
(6)医療情報の収集						
(略)						
(EMISの運用方法)						
機関					運用方法	
災害医療協力病院、東葛飾病	院、野	が田中が		岡	入力・閲覧	
田病院、木野崎病院、江戸川	病院、	アイし	<u>ノディー</u>	<u>-ス</u>		

機関	運用方法
災害医療協力病院、東葛飾病院、野田中央病院、岡	入力・閲覧
田病院、木野崎病院、江戸川病院、 <mark>アイレディース</mark>	
<mark>クリック、梅郷整形外科クリニック、川間太田産婦</mark>	
<u>人科医院、杉﨑クリニック</u>	
医療救護所	入力・閲覧
消防本部	閲覧
救護本部	<mark>入力・</mark> 閲覧
県(本庁、 <mark>野田保健所(野田健康福祉センター)</mark>)	閲覧・入力支援

		現	行	
震災編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第6節	医療救護・防疫活動			震-84
第1	応急医療救護			

4. 後方医療体制

救護本部は、市内の災害医療協力病院等の医療機関の状況を把握し、負傷者の<mark>受入</mark>について要請する。また、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関等へ重傷者の受入れを要請する。

〈後方医療機関〉

[区 分	名 称(隣接ヘリコプター離着陸場)
災害日	医療協力病院	キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院
	基幹災害 <mark>医療</mark> センター	日本医科大学千葉北総病院(専用ヘリポート)
災害拠 点病院	<u>基幹災害医療</u> センター	東京慈恵会医科大学 <mark>付</mark> 属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 松戸市立総合医療センター(専用ヘリポート)

修正案

修正理由

名称の修正(医療センター➡拠点病院) 追加(千葉西総合病院(専用ヘリポート))

4. 後方医療体制

救護本部は、市内の災害医療協力病院等の医療機関の状況を把握し、 負傷者の<mark>受入れ</mark>について要請する。また、県を通じて災害拠点病院、県 外の医療機関等へ重傷者の受入れを要請する。

〈後方医療機関〉

[区 分	名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)
災害団	医療協力病院	キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院
	基幹災害 拠点病院	日本医科大学千葉北総病院(専用ヘリポート)
災害拠 点病院	<u>地域災害</u> <u>拠点病院</u>	東京慈恵会医科大学 <mark>附</mark> 属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 松戸市立総合医療センター(専用ヘリポート) 千葉西総合病院(専用ヘリポート)

現 震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第3 防疫活動

2. 防疫活動

(1) (略)

(2) (略)

(3) 感染症患者への措置

野田健康福祉センターは、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、感染症法の規定により入院を勧告する。

(4)報告

保健救護班及び環境衛生班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時、野田健康福祉センターに報告する。

修 正 案

修正理由

名称の修正 (野田保健所 (野田健康福祉センター)) 感染症対策を追加

2. 防疫活動

(1) (略)

(2) (略)

(3)感染症患者への措置及び対応

野田保健所(野田健康福祉センター)は、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、感染症法の規定により入院を勧告する。

その他、感染症の軽症者(自宅療養者、発熱や咳等の症状がある者、感染症の疑いのある者)等の避難所運営については、野田保健所(野田健康福祉センター)と市で協議を行う。

(4)報告

保健救護班及び環境衛生班は、感染症の発生時、感染症発生動向に地域量産型が見られるときや、防疫活動の状況等を必要に応じて野田保健所(野田健康福祉センター)に報告する。

		現	行	
震災編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第7節	避難対策			震-87
第1	避難活動			

1. 避難**勧告・**指示等の発令

(1) 避難<mark>勧告・</mark>指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを**勧告**し、緊急を要すると認めるときは**避難のための立ち退き**を指示する。

また、避難**勧告・**指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「**避難準備・**高齢者等避難**開始**」を伝達する。

〈避難の種類及び発令基準の目安〉

種 類	内 容	基準の目安
避難準備・高齢 者等避難開始	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始	
遊難勧告	危険区域の市民等が避難すること	① 火災が拡大するおそれがあるとき ② 同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす 危険性が著しく大きいと予測された場合、又は
<mark>避難指示</mark> (<mark>緊急)</mark>	危険の切迫性があり緊急的に避難すること。まだ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動に移る	ガスの流出拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき ③ 強物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれが大きい地区があるとき ④ その他、市民の生命又は身体を保護するため 必要と認めるとき

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

1. 避難指示等の発令

(1)避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを**指示**し、緊急を要すると認めるときは<mark>緊急安全確保措置</mark>を指示する。

また、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

〈避難の種類及び発令基準の目安〉

種 類	内 容	基準の目安
高齢者等避難	危険区域において被害が予想される住民は避難準備を開始し、高齢者や障害者等の要配慮者は避難行動を開始することを求める。	
避難指示	危険の切迫性があり緊急的に 避難すること。まだ避難して いない対象市民等は、直ちに 避難行動に移る。	①地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及 ぶと認められるとき ②がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそ れがあり、付近の住民に生命の危険が認められ
<u>緊急安全</u> 確保措置	災害が切迫し、立退き避難ではかえって危険となるおそれがあり、緊急を要する場合に、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋外に面する閉口部から離れた屋内での待避などの措置をとることを求める。	るとき ③ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき ④大規模な地震により建物が大きな被害を受け、 居住を継続することが危険なとき ⑤その他災害の状況により、市長(本部長)が必要と認めるとき

		現	行	
震災編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第7節	避難対策			震-88
第1	避難活動			

〈避難**勧告・**指示の発令権者及び要件〉

発令権者	勧告・ 指示を行う要件	根拠法令
市長	(1) 勧告:災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (2) 指示:急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条第 1 項
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務 を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第 60 条第 <mark>5</mark> 項
警察官	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することが できないと認められるとき (2) 市長から要求があったとき	災害対策基本法 第 61 条
自水口	(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条
災害派遣を命じら れた部隊等の自衛 官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある 天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官が いないとき	自衛隊法第 94 条
知事又は知事の命 を受けた県職員	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認めら れるとき	水防法第 29 条
	(2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第 25 条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められる とき	水防法第 29 条

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 根拠法令の項を修正

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	避難指示 <mark>等</mark> を行う要件	根拠法令			
市長	び害全般(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他 災害の拡大を防止するため特に必要があると認める とき	災害対策基本法 第 60 条第 1 項			
知事	災害全般(指示、緊急安全確保) 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務 を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第 60 条第 <mark>6</mark> 項			
警察官	び害全般(指示、緊急安全確保) 市長が指示することができないと認めるとき、又は 市長から要求があったとき	災害対策基本法 第 61 条 <mark>第 1 項</mark>			
言宗日	<u>災害全般(指示、緊急安全確保)</u> 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある 天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条 第1項			
災害派遣を命じら れた部隊等の自衛 官	 <u>災害全般(指示)</u> 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある 天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官が いないとき	自衛隊法 第 94 条 <mark>第1項</mark>			
知事又は知事の命 を受けた県職員	洪水(指示) 洪水(指示) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき 地すべり(指示) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条 第1項 地すべり等防止法 第 25 条 <mark>第1項</mark>			
水防管理者	洪水(指示) 洪水により著しい危険が切迫していると認められる とき	水防法第 29 条 第 1 項			

 環災編
 ページ

 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難活動
 震-88 震-89

(2)避難**勧告**・指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の<mark>勧告・</mark>指示を解除する

(3) 避難**勧告** 指示等の内容

避難**勧告**・指示等は、次の事項を明らかにして行う。

〈避難**勧告・**指示等の内容〉

- ア 避難対象地域(町名、施設名)
- イ 避難理由 (避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間 等)
- ウ 避難先(安全な方向及び指定緊急避難場所の名称)
- 工 避難経路
- オ その他必要な事項

2. 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

総括班は、避難**勧告又は**指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、消防車、メール等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

総括班は、避難の**勧告・**指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、**野田健康福祉センター**に連絡する。

3. 避難誘導等

(1) 市民の避難誘導

市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。

ただし、避難**勧告・**指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、 消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))

(2) 避難指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の指示等を解除する。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の事項を明らかにして行う。

〈避難指示等の内容〉

- ア 避難対象地域(町名、施設名)
- イ 避難理由 (避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間 等)
- ウ 避難先(安全な方向及び指定緊急避難場所の名称)
- 工 避難経路
- オ その他必要な事項

2. 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

総括班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、消防車、メール等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

総括班は、避難の指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田保健所(野田健康福祉センター)に連絡する。

3. 避難誘導等

(3) 市民の避難誘導

市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。

ただし、避難指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団 員等が自主防災組織等の協力により実施する。

			現	行	
ſ	震災編				ページ
	第3章	災害応急対策計画			震-89
	第7節	避難対策			震-90
	第1	避難活動			辰-90

4. 警戒区域の設定

(略)

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	(略)	災害対策基本法 第 63 条
知事	(略)	災害対策基本法 第73条
消防長、 消防署長	(略)	消防法 第 23 条の 2
警察署長	(略)	消防法 第 23 条の 2
消防吏員又は 消防団員	(略)	消防法 第 28 条
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	(略)	水防法 第 21 条
	(略)	
警察官	(略)	消防法 第 28 条
	(略)	水防法 第 21 条
災害派遣を命じ られた部隊等の 自衛官	(略)	災害対策基本法 第 63 条

修	正	,,,
41条	11-	泵
19		\sim

修正理由

根拠法令の項を修正

4. 警戒区域の設定

(略)

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	(略)	災害対策基本法 第 63 条 <mark>第 1 項</mark>
知事	(略)	災害対策基本法 第 73 条 <mark>第1 項</mark>
消防長、 消防署長	(略)	消防法 第 23 条の 2 第 1 項
警察署長	(略)	消防法 第 23 条の 2 第 2 項
消防吏員又は 消防団員	(略)	消防法 第 28 条 <mark>第 1 項</mark>
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	(略)	水防法 第 21 条 <mark>第 1 項</mark>
	(略)	
警察官	(略)	消防法 第 28 条 <mark>第 2 項</mark>
	(略)	水防法 第 21 条 <mark>第 2 項</mark>
災害派遣を命じ られた部隊等の 自衛官	(略)	災害対策基本法 第 63 条 <mark>第 3 項</mark>

	現	行	
震災編			ページ
第3章	災害応急対策計画		
第7節	避難対策		震-90
第2	支部連絡所の開設及び役割		

2. 開場及び担当

支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	施設が開いている時間(勤 務時間内)に震度5強以上 の地震が発生した場合	施設が閉まっている時間(勤務 時間外)に震度5強以上の地震 が発生した場合
支部連絡所の開場	出動している施設の管理者 又は職員が開場	指定された市の <mark>参集</mark> 職員が開場
支部連絡所の担当	<u>各部で指定された地域を担</u> 当	発災3日目までは指定された参集職員集職員4日目以降は、各部で指定された地域を担当

修 正 案

修正理由

支部連絡所の開場に施設の管理者を追加 支部連絡所の担当者を指定職員に修正

2. 開場及び担当

支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。

		. , - 9
	施設が開いている時間(勤	施設が閉まっている時間(勤務
開場・担当	務時間内) に震度5強以上	時間外) に震度5強以上の地震
	の地震が発生した場合	が発生した場合
支部連絡所の開場	出動している施設の管理者	施設の管理者又は 指定された市
文部理船別の開場	又は職員が開場	の職員が開場
	<u>指定された市の職員が担当</u>	<mark>指定された市の職員が担当</mark>
支部連絡所の担当		
文印建桁別の担当		

	現	行	
震災編			ページ
第3章	災害応急対策計画		
第7節	避難対策		震-91
第3	指定避難所の開設及び運営		

2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	(略)	(略)
指定避難所の開場	出動している施設の管理者 又は職員が開場	指定された市の参集職員が開場 ※職員の被災や災害状況に伴い 参集が遅延する場合、小中学校 の体育館においては、自主防災 組織や自治会が開場
指定避難所の担当	<u>各部で指定された地域を担</u> 当	<u>発災3日目までは指定された参</u> 集職員 <mark>4日目以降は、各部で指定され</mark> た地域を担当

修 正 案

修正理由

指定避難所の開場に施設の管理者を追加 指定避難所の担当者を指定職員に修正

2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	(略)	(略)
指定避難所の開場	出動している施設の管理者 又は職員が開場	施設の管理者又は の職員が開場 ※職員の被災や災害状況に伴い 参集が遅延する場合、小中学校 の体育館においては、自主防災 組織や自治会が開場
指定避難所の担当	<u>指定された市の職員が担当</u>	<u>指定された市の職員が担当</u>

		現	行	
震災編	///			ページ
第3章 第7節	災害応急対策計画 避難対策			震-92
77 . 171	AT ALL AI			
		(辛后	· <mark>設)</mark>	
		<u> </u>	<u>nx/</u>	

修 正 案

修正理由

防災基本計画修正による反映(避難所等における感染症対策の推進)

第5 感染症対策

市は、新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止 対策を実施する。

1. 避難行動の普及

市民生活部は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

- (7) ハザードマップによる避難の要否の確認
- (4) 避難時の持出品(マスク、体温計等感染対策用品)の準備
- (ウ) 避難所以外の避難先 (親戚・知人宅、ホテル等) の確保
- 2. 指定感染症や麻しん等、野田保健所(野田健康福祉センター)が所在を把握している者の避難

保健福祉部は指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、野田保健所(野田健康福祉センター)が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について野田保健所(野田健康福祉センター)から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。

<u>避難先は避難所内に隔離スペースを設ける、又は災害対策本部が確保した感染者専用の</u> <u>避難所を案内する。</u>

3. ホテル・旅館等の活用

市民生活部は、指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所 の協定を推進する。なお、感染者または濃厚接触者の受け入れの可否についても検討す る。

また、保健福祉部はこれらの施設への優先避難者(高齢者、基礎疾患を有する方等)を 検討する。

4. 避難所の感染防止

ア備蓄、訓練

市民生活部は、平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくと ともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

イ 滞在スペースのゾーニング等

避難所担当職員は、一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、発熱・咳等の 症状がある方、インフルエンザ等の感染症に罹患中の方、その家族等濃厚接触者等を 適切にゾーニングし、動線の分離を図るように対応する。

		現	行		
				~	ージ
第3章 第7節	災害応急対策計画 避難対策				震-92
		<mark>(新</mark> 言	당)		
			~/_		

修正案

修正理由

防災基本計画修正による反映 (避難所等における感染症対策の推進)

洗面所、トイレなど居室以外の場所についても使用場所を固定する等、できる限り 生活場所を分離する。

ウ 健康管理

<u>避難所担当職員は、受付の際や滞在期間中に、避難所運営職員や避難者の検温、健</u> 康状態の調査を行うように対応する。

また、避難者に発熱、下痢など何かしらの感染症状が疑われた場合は別室に移す。 なお、指定感染症等で特に隔離が必要な感染症が疑われた場合は直ちに救護本部へ 連絡し、指示を仰ぐ。

工衛生確保

<u>避難所担当職員は、避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で対応する。なお、避難所運営委員会は実施方法をルール化し、避難者と共に行うようにする。</u>

また、避難者にはマスクの着用、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮 した生活ルールを周知、徹底する。

オ 避難所アセスメントの実施

<u>感染症の拡大防止のために、発熱、咳、下痢、嘔吐などの症状の発生数を把握する。急激に有症状者が増加した場合は感染拡大の可能性が高いため、直ちに救護本</u>部へ報告する。

<u>救護本部は野田保健所(野田健康福祉センター)、医師会等と連携し現状を確認するとともに、感染症患者(疑い者を含む)の隔離や治療などの対策を実施する。</u>

カ 車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に 滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群 等を防止するための保健指導を行う。

※上記において避難所担当職員は、逐次代替職員と交代するが、その際、代替職員は 避難所担当職員が行っていた業務を引き続き行うものとする。 現 行 震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第2 食料の供給

2. 食料供給体制

(1) (略)

(2)**重要**の把握

物資班は、食料供給の必要数の把握を、次により実施する。

- ア 支部連絡所及び指定避難所については、支部連絡所の職員及び避難所班が把握する。
- イ 住宅残留者については、**支部連絡所の職員が**自主防災組織の協力 を得て把握する。
- ウ 支部連絡所、指定緊急避難場所以外の災害応急対策活動従事者については、関係各部の協力を得て、市民情報班が実施する。

(3)食料の確保

物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して 食料を供給する。確保が困難なときは、**自衛隊の炊き出しや**県に対し て供給を要請する。

応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請 し、知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。

修正案

修正理由

誤字の修正 (重要➡需要)

住宅残留者の把握を各指定避難所に指定

2. 食料供給体制

(1) (略)

(2)**需要**の把握

物資班は、食料供給の必要数の把握を、次により実施する。

- ア 支部連絡所及び指定避難所については、支部連絡所の職員及び避難 所班が把握する。
- イ 住宅残留者については、自主防災組織の協力を得て<mark>各指定避難所で</mark> 把握する。
- ウ 支部連絡所、指定緊急避難場所以外の災害応急対策活動従事者については、関係各部の協力を得て、市民情報班が実施する。

(3)食料の確保

物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、<mark>調整班が</mark>県に対して供給を要請する。

応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、 知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。

		現	行	
震災編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第8節	生活救援			震-95
第2	食料の供給			

4. 炊き出し

炊き出しは、市からの食料供給を補完するものとして、自主防災組織等が任意で行うものとする。炊き出しを行う要望がよせられた場合は、必要に応じて資機材、食材等を支援する。

修 正 案

修正理由

自衛隊による炊き出しの要請を追加

4. 炊き出し

炊き出しは、市からの食料供給を補完するものとして、自主防災組織等が任意で行うものとし、炊き出しを行う要望がよせられた場合は、必要に応じて資機材、食材等を支援する。

自衛隊に炊き出しを要請する場合は、食材の提供は市が行うものと する。 現 震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第4 物資の受入れ・管理

1. 物資の要請

(1)物資の要請

物資班は、**備蓄や調達によっても**食料及び生活必需品<mark>が</mark>不足する場合には、協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請 は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。

ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、日本赤十字社に義援品の要請を行う。

(2)義援物資の受入れ方針

(略)

2. 救援物資の受入れ

物資班は、文化センターに物資集積所を開設する。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、**支部連絡所**を物資輸送中継地点として輸送業者により指定避難所等へ供給する。

大量に物資が集積する場合は、できるだけ民間物流会社に委託する。

(略)

修正案

修正理由

調整班の業務を追加

救援物資の受入先を修正(支部連絡所⇒次の施設ほか)

1. 物資の要請

(1)物資の要請

物資班は、食料及び生活必需品**の必要数を把握し、**不足する場合には、**調整班が**協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。

ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、**調整班は**日本赤十字社に義援品の要請を行う。

(2)義援物資の受入れ方針

(略)

2. 救援物資の受入れ

物資班は、文化センターに物資集積所を開設する。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、<mark>次の施設</mark>を物資輸送中継地点として輸送業者により指定避難所等へ供給する。

大量に物資が集積する場合は、できるだけ民間物流会社に委託する。

(略)

環災編ページ第3章 災害応急対策計画ボラケス・遺体の処理第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理震-96第1 行方不明者の捜索

1. 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者(周囲の事情により死亡していると推測される者を含む。)を対象として捜索活動を実施する。 市民情報班は、**捜索願等により行方不明者の**情報を収集し、野田警察 署と情報を共有する。

2. 搜索活動

行方不明者の捜索は、<mark>野田警察署、自治会・自主防災組織等の協力</mark> <u>を得て実施する。</u>

修 正 案

修正理由

行方不明者の捜索に伴う関係機関の整理

1. 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者(周囲の事情により死亡していると推測される者を含む。)を対象として捜索活動を実施する。 市民情報研は 野田警察署 自治会・自主防災組織等の協力を得て情

市民情報班は、野田警察署、自治会・自主防災組織等の協力を得て 報を収集し、野田警察署と情報を共有する。

2. 搜索活動

行方不明者の捜索は、<mark>消防本部、消防団、野田警察署に捜索活動を要</mark> **請する。** 現 行 震災編 第3章 災害応急対策計画 第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理 第2 遺体の処理

1. 遺体の安置

生活支援班は、多数の死者が発生した場合、遺体安置所を開設し、 遺体発見現場から遺体を搬送する。

また、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資機材は葬儀業者等から確保する。

修 正 案

修正理由

遺体の安置に係る内容を修正

1. 遺体の安置

生活支援班は、多数の死者が発生した場合、遺体安置所を開設し、<mark>搬</mark>送される遺体の収容を行う。

また、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資機材は葬儀業者等から確保**できるよう、平時から関係機関等と調整を実施**する。

	現	行	
震災編			ページ
第3章 災害応急対策計画			
第10節 交通・緊急輸送			震-99
第2 緊急輸送			
2. 放置車両対策			

(1) (2) (略)

(3) 国・県への通知

国・県管理の路線について、<mark>啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。</mark>

修 正 案

修正理由

道路啓開作業による交通障害の状況と道路啓開の必要性を追加

2. 放置車両対策

(1) (略)

(2) (略)

(3) 国・県への通知

国・県管理の路線について、<mark>道路啓開作業の必要性を把握した場合</mark> は、各道路管理者へ交通障害の状況と道路啓開の必要性を連絡する。 現 行 震災編 第3章 災害応急対策計画 第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策 震-107 第1 災害発生時の対応

1. 児童・生徒の安全確保

学校班及び学校長は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」(平成24年3月 千葉県)等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。

また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒等を一時的に保護する。

修 正 案

修正理由

学童保育職員の災害発生時の対応を追加

1. 児童・生徒の安全確保

学校班及び学校長は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」(平成24年3月 千葉県)等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。

また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒等を一時的に保護する。

学童保育所職員は、学童保育所開所中に地震が発生した場合、情報 を収集するとともに児童の安全を確保し、安否状況及び被害状況を所 管する所属長に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に 避難誘導をする。

また、保護者の引き取りがあるまで、児童を一時的に保護する。

現 行	
震災編	ページ
第3章 災害応急対策計画	
第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策	震-109
第3 応急保育	

2. 学童保育所の応急保育**の実施**

要配慮者班は、学校の応急教育計画と連携し、臨機な応急学童保育計画を策定し、応急的臨時的保育を実施する。

修 正 案

修正理由

学童保育所における健康管理等を追加

2. 学童保育所の応急保育

(1)学童保育所の応急保育の実施

要配慮者班は、学校の応急教育計画と連携し、臨機な応急学童保育計画を策定し、応急的臨時的保育を実施する。

(2)健康管理等

学童保育所に従事する職員は、保育所内における児童の健康管理、清掃、飲料水等の衛生に留意する。

(3)保育料の減免

要配慮者班は、被災状況に応じて、被災した保育料負担者が保育 料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、 その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することが できる。
 現
 行

 震災編
 ページ

 第3章 災害応急対策計画
 震-110

 第14節 避難行動要支援者対策
 震-111

 第2 避難行動要支援者への対応
 で対応

2. 福祉避難所の開設

要配慮者班は、**避難生活が長期化する場合、**福祉避難所を開設し、指 定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。

3. 社会福祉施設等への入所

(略)

4. 被災した避難行動要支援者の生活確保

要配慮者班は、避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅(福祉仮設住宅)の設置等について検討する。

<u>また、</u>応急仮設住宅入所後の生活支援として、福祉サービスの提供を行う。

修正案

修正理由

福祉避難所の開設条件を修正(避難生活が長期化を削除) 被災した避難行動要支援者の生活確保として需要の把握を追加

2. 福祉避難所の開設

要配慮者班は、福祉避難所を開設し、指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。

3. 社会福祉施設等への入所

(略)

4. 被災した避難行動要支援者の生活確保

<u>(1)需要の把握</u>

要配慮者班は、<u>住宅班が行う仮設住宅の需要把握に対し、</u>避難行動 要支援者に配慮した応急仮設住宅(福祉仮設住宅)<u>を必要とする者の把</u> 握を行い、住宅班にこれを提供する。

(2) 生活支援

要配慮者班は、応急仮設住宅入所後の生活支援として、福祉サービスの提供を行う。

 現
 行

 震災編
 ページ

 第3章 災害応急対策計画
 震-117

 第17節 清掃・廃棄物・環境対策
 震-117

 第4 動物対策

第4 動物対策

1. (略)

2. 動物への対応 (略)

3.ペット同行避難への対応

環境衛生班は、ペット同行避難に備えて、指定避難所のグラウンドにペットのスペースを確保する。

また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。環境衛生班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。

修正案

修正理由

字句の追加(等ほか)

第4 動物対策

1. (略)

2. 動物への対応 (略)

3.ペット同行避難への対応

環境衛生班は、ペット同行避難に備えて、指定避難所のグラウンド等にペットのスペースを確保する。

また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを 徹底する**とともに、住民への事前周知に努める。**

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。環境衛生班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。

現 震災編 第3章 災害応急対策計画 第18節 建物対策 第3 住家の被災調査・罹災証明の発行

1. 住家の被災調査

(1)調查方法

被害調査班及び住宅班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、半壊以上の被害が見込まれる住家及び罹災証明の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損に区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消火・救助班が消防法に基づき火災 調査を行う。

(2) (略)

2. 罹災証明の発行

被害調査班は、臨時災害相談所等において、災害により被災した住家 等について、その被害程度を証明する罹災証明書の交付申請を受けた場 合には、住家等の被害調査の結果に基づき遅滞なく発行する。

なお、火災証明は消火・救助班の火災原因調査に基づき**消防署**で発行する。

修 正 案

修正理由

被災者支援再建支援法の改正による修正 名称の修正 (消防署➡消防本部予防課)

1. 住家の被災調査

(1)調查方法

被害調査班及び住宅班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、半壊以上の被害が見込まれる住家及び罹災証明の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊に至らない(一部損壊)に区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消火・救助班が消防法に基づき火災調 査を行う。

(2) (略)

2. 罹災証明の発行

被害調査班は、臨時災害相談所等において、災害により被災した住家 等について、その被害程度を証明する罹災証明書の交付申請を受けた場 合には、住家等の被害調査の結果に基づき遅滞なく発行する。

なお、火災証明は消火・救助班の火災原因調査に基づき**消防本部予防 課**で発行する。

- 1. 住宅の応急修理
- (1)応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半焼若しくは半壊し自己の 資力では応急修理ができない市民等又は大規模な補修を行わなければ 居住することが困難である程度に住家が半壊した市民等とする。

修 正 案

修正理由

被災者支援再建支援法の改正による修正

- 1. 住宅の応急修理
- (1)応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半焼・半壊**若しくはこれらに 準ずる程度の損傷を受け、**自己の資力では応急修理ができない市民等又 は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が 半壊した市民等とする。

現 行	
震災編	ページ
第3章 災害応急対策計画	
第19節 災害救助法の適用	震-123
第1 災害救助法の適用基準	

〈被害の認定基準〉

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼 (全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が 倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により 元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失 若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程 度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害 割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
住家の半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの。大規模半壊:損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。その他:損壊部分がその住家の延床面積の20%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものをいう。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に 達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住するこ とができない状態となったものをいう。

修 正 案

修正理由

被災者支援再建支援法の改正による修正

〈被害の認定基準〉

(次日*プルレンに基中/				
被害の区分	認 定 の 基 準			
住家の全壊全焼 (全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が 倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により 元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失 若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程 度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害 割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。			
住家の半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの。 大規模半壊:損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。 中規模半壊:損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。 その他:損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものをいう。			
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に 達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住するこ とができない状態となったものをいう。			

現 行 震災編 第4章 災害復旧・復興計画 第1節 市民生活の安定 第1 被災者の生活確保

(3)被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、 住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の二つの支援金の合計額 となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。 なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けら れていない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

<u>住宅の被害程度</u>	<u>全壊</u>	<mark>解体</mark>	長期避難	<mark>大規模半壊</mark>
<mark>支給額</mark>	<u>100 万円</u>	<u>100 万円</u>	<u>100 万円</u>	<u>50 万円</u>

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

Ī	<mark>住宅の再建方法</mark>	建設・購入	<u>補修</u>	<u>賃借(公営住宅以外)</u>
Ī	<mark>支給額</mark>	<u>200 万円</u>	<u>100 万円</u>	<u>50 万円</u>

修 正 案

修正理由

被災者支援再建支援法の改正による修正

(3)被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の二つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

住宅の被害程度や再建方法に応じて支給する支援金

L-UKBEZ THEN COLUMN					
-}- <<< 111 111 -	提生制人		<u>支援金の支給額</u>		
被災世帯	<u>損害割合</u>	甘林士垭人	<mark>加算支援金</mark>		
<u>の区分</u>	<u>(**)</u>	基礎支援金	住宅の再建手段	支給金	
			建設・購入	200 万円	
<mark>全壊</mark>	<u>50%以上</u>	<u>100 万円</u>	<u>修繕</u>	<u>100 万円</u>	
			<u>賃貸(公営住宅以外)</u>	<u>50 万円</u>	
			<mark>建設・購入</mark>	<u>200 万円</u>	
<u>解体</u>			<u>修繕</u>	<u>100 万円</u>	
			<mark>賃貸(公営住宅以外)</mark>	<u>50 万円</u>	
			<mark>建設・購入</mark>	<u>200 万円</u>	
<mark>長期避難</mark>	=	<u>100 万円</u>	<u>修繕</u>	<u>100 万円</u>	
			<u>賃貸(公営住宅以外)</u>	<u>50 万円</u>	
			<mark>建設・購入</mark>	<u>200 万円</u>	
<mark>大規模半壊</mark>	<u>40%台</u>	<u>50 万円</u>	<u>修繕</u>	<u>100 万円</u>	
			<u>賃貸(公営住宅以外)</u>	<u>50 万円</u>	
			<mark>建設・購入</mark>	<u>100 万円</u>	
<mark>中規模半壊</mark>	<u>30%台</u>	=	<u>修繕</u>	50 万円	
			<u>賃貸(公営住宅以外)</u>	<u>25 万円</u>	

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの

	現	行	
震災編			ページ
第4章 災害復旧・復興計画			
第2節 生活関連施設の復旧計画			震-129
第2 国の財政援助等			

〈復旧事業の概要〉

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫	河川、砂防設備、林地荒廃防止施
負担法	設、地すべり防止施設、急傾斜地
	崩壊防止施設、道路、公園の復旧
	事業
(略)	(略)

修 正 案

修正理由

補助を受ける事業に下水道の復旧事業を追加

〈復旧事業の概要〉

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園の復旧事業
(略)	(略)

現 行 災編 附編 東海地震に係る周辺地域として対応計画	ページ
第1章 総則	震-133
	辰 133
/ ☆亡=ル\	
<mark>(新設)</mark>	

修 正 案

修正理由

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定による反映

第1節 はじめに

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成 29 年 9 月に確度の 高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われないこととなった。

一方、東海地震の規定震源域を含む南海トラフ地震については平成 29 年 11 月から「南海トラフ地震に関連す <u>る情報」(以下「南海トラフ地震関連情報」という。)の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が</u> 高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

南海トラフ地震が発生した場合に著しい災害が生ずるおそれがある地域(想定震度が 6 弱以上など)について は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域 (推進地域)」に指定され、南海トラフ地震に関連する情報への対応(下表参照)が必要となるが、本市を含む <u>その他の地域については、現在のところ防災対応の指針が明確になっていない。</u>

		<u> </u>	<u> ■類と対応〉</u>
	情報名	<u>発表基準</u>	<u>防災対応(推進地域)</u>
	<mark>(調査中)</mark>	観測された異常な現象が南海トラフ沿い の大規模な地震と関連するかどうか調査 を開始した場合、又は調査を継続してい る場合	
南海トラフ地	巨大地震注報	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレ ート境界において M7.0 以上 M8.0 未満 の地震や通常と異なるゆっくりすべり が発生したと評価した場合等	<u>・日頃からの地震への備えを再確認する等</u>
ン地震臨時情報	(巨大地震 養戒	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレ 一ト境界において M8.0 以上の地震が 発生したと評価した場合	日頃からの地震への備えを再確認する等 地震発生後の避難では間に合わない可能性 のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難
	<u>(調査終了)</u>	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)の いずれにも当てはまらない現象と評価し た場合	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
	海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)	

震災編 阼	対編 東海地震に係る周辺地域	現 行 域として対応計画	ページ
第1章		,	震-133 震-134
		(新設)	
第 <mark>1</mark> 節	計画策定の趣旨		
第 <mark>2</mark> 節	基本方針	(略)	
		(略)	

修 正 案

修正理由

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定による反映

<u>このため、本計画では東海地震関連情報を南海トラフ地震関連情報に読み替え(下表参照)、南海トラフ地震関連情報発表時の防災対応をとることとする。</u>

《南海トラフ地震に関連する情報と東海地震関連情報の読み替え》

東海地震関連情報	<mark>南海トラフ地震関連情報</mark>
<u>東海地震に関連する調査情報</u>	南海トラフ地震臨時情報(調査中)
東海地震注意情報	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)
東海地震予知情報、警戒宣言	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

第2節 計画策定の趣旨

(略)

第3節 基本方針

(略)

 現
 行

 震災編 附編 東海地震に係る周辺地域として対応計画
 ページ

第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第8節 避難対策

震-158

第1 警戒宣言時の措置

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は市民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難**の勧告又** は指示を行い、市民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講 ずる。

なお、避難**の勧告又は**指示の内容は、「震災編 第3章」を参照のこと。

- (1) 避難**勧告・**指示
- (2) 指定避難所の確認
- (3) 情報伝達体制の確認
- (4) 関係機関に対する指定避難所開設の通知
- (5) 指定避難所への職員派遣
- (6) 避難行動要支援者に対する援護措置
- (7) 給食、給水措置
- (8) 生活必需物資の給与
- (9) 避難対象地区の防火・防犯パトロール

第2 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- (1) 避難対象地区の選定
- (2) 指定避難所の指定
- (3) 避難**勧告、**指示体制の確立
- (4) 情報伝達体制の確立
- (5) 避難行動要支援者に対する介護体制の確立
- (6) 市民等に対する周知

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

第1 警戒宣言時の措置

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は市民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示等を行い、市民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難指示**等**の内容は、「震災編 第3章」を参照のこと。

- (1) 避難指示
- (2)指定避難所の確認
- (3)情報伝達体制の確認
- (4) 関係機関に対する指定避難所開設の通知
- (5) 指定避難所への職員派遣
- (6) 避難行動要支援者に対する援護措置
- (7)給食、給水措置
- (8)生活必需物資の給与
- (9)避難対象地区の防火・防犯パトロール

第2 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- (1)避難対象地区の選定
- (2)指定避難所の指定
- (3) 避難指示体制の確立
- (4)情報伝達体制の確立
- (5)避難行動要支援者に対する介護体制の確立
- (6) 市民等に対する周知

現 風水害編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第1 野田市

第1 野田市

- (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 被災者の救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること
- (11) 災害時におけるボランティアの受入れ及び連携協力体制の確立に関すること
- (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 自衛隊の協力要請に関すること
- (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (16) 市民に対する警報の伝達及び避難**の勧告**又は**指示**に関すること
- (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること
- (18) 被災者の生活再建支援に関すること
- (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること
- (20) 防災知識の普及及び教育に関すること
- (21) 防災訓練の実施に関すること
- (22) 災害に強いまちづくりの推進に関すること

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

第1 野田市

- (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 被災者の救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること
- (11) 災害時におけるボランティアの受入れ及び連携協力体制の確立に関する
- (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 自衛隊の協力要請に関すること
- (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (16) 市民に対する警報の伝達及び避難<mark>指示</mark>又は**緊急安全確保措置**に関すること
- (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること
- (18) 被災者の生活再建支援に関すること
- (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること
- (20) 防災知識の普及及び教育に関すること
- (21) 防災訓練の実施に関すること
- (22) 災害に強いまちづくりの推進に関すること

		現	行	
風水害編				ページ
第1章	計画の基本方針			
第4節	風水害の想定			風-13
第1	浸水想定			

本市では、「水防法」に基づき、国土交通省が実施した利根川、江戸川の 浸水想定に基づき「洪水ハザードマップ(洪水避難地図)」(<mark>平成19年</mark> **度**)を作成しており、この災害規模を本計画の前提条件とする。

修 正 案

修正理由

洪水ハザードマップの更新年度を修正(平成19年度→令和2年度)

本市では、「水防法」に基づき、国土交通省が実施した利根川、江戸川の 浸水想定に基づき「洪水ハザードマップ(洪水避難地図)」(<mark>令和2年度</mark>) を作成しており、この災害規模を本計画の前提条件とする。 現 行

風水害編
第 2章 災害予防計画
第 3節 避難行動・避難施設 風-1 7
第 1 避難行動

市民生活部は、風水害の発生は事前にある程度予測できるものであることから、各種気象警報における行動を市民に周知徹底させるとともに、早期の避難準備行動や、市民自らが考え避難行動を起こす積極的な自主避難※が重要であることを事前に周知し、住民の理解を深めておく。

※「自主避難」とは、風水害への不安や、避難行動に時間を要する等の理由により、避難**勧告**など特に出されていない状況において、あるいは避難**勧告**の対象に含まれていない者が、自らの判断により避難することである。

(市の備蓄品は、災害が発生した場合に備えている物品であることから、自主避難される方は、各自が必要な飲料水・軽食等を御用意の上、避難を行うものとする。)

修正案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

市民生活部は、風水害の発生は事前にある程度予測できるものであることから、各種気象警報における行動を市民に周知徹底させるとともに、早期の避難準備行動や、市民自らが考え避難行動を起こす積極的な自主避難※が重要であることを事前に周知し、住民の理解を深めておく。

※「自主避難」とは、風水害への不安や、避難行動に時間を要する等の理由により、避難**指示**など特に出されていない状況において、あるいは避難**指示など**の対象に含まれていない者が、自らの判断により避難することである。

(市の備蓄品は、災害が発生した場合に備えている物品であることから、自主避難される方は、各自が必要な飲料水・軽食等を御用意の上、避難を行うものとする。)

現 行

風水害編
第2章 災害予防計画
第3節 避難行動・避難施設
第2 避難所等の確保

1. 市民自らによる避難先の確保

市の指定避難所だけでは、避難を必要とする全ての避難者を収容することは出来ない。

市民は災害に備え、日頃からタイムライン等により避難行動を考え、**親族、友人、知人や勤め先など**市内外を問わず、市民自らが避難 先を確保するよう努めるものとする。

2. 〈略〉

3. 要配慮者優先避難所

市民生活部は、指定避難所のうち、公民館やコミュニティーセンター等、多目的トイレや和室等が整えられている施設を、災害時に要配慮者(**障がい者**、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方)を優先して受け入れる施設として指定する。

修 正 案

修正理由

在宅避難や分散避難に関する考えを追加 名称の修正 (障がい者)

1. 市民自らによる避難先の確保

市の指定避難所だけでは、避難を必要とする全ての避難者を収容することは出来ない。

市民は災害に備え、日頃からタイムライン等により避難行動を考え、<u>在宅避難*1や分散避難*2など、</u>市内外を問わず、市民自らが避難 先を確保するよう努めるものとする。

※1「在宅避難」とは、自宅が浸水想定区域外などの理由により、自宅が 安全な方は、避難所へ避難するのではなく、自宅に留まることである。

※2「分散避難」とは、避難が必要な場合でも市が設置する避難所ではな く、親族、友人、知人、勤め先や浸水想定区域外の地域の駐車場での車 中泊など、避難所以外への安全な場所へ避難することである。

2. 〈略〉

3. 要配慮者優先避難所

市民生活部は、指定避難所のうち、公民館やコミュニティーセンター等、多目的トイレや和室等が整えられている施設を、災害時に要配慮者(**障がいのある人**、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方)を優先して受け入れる施設として指定する。

現	
l.水害編	ページ
第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 第1 市の防災体制の確立	風-24
4. 動員報告	
参集した職員は所属単位 <mark>垂</mark> 、 <mark>総括班</mark> に参集報告を行う。	

修正理由 対策班の修正 4. 動員報告 参集した職員は所属単位 <u>ごとに</u> 、 <mark>対策要員部班</mark> に参集報告を行う。
修正理由 対策班の修正 4. 動員報告
4. 動員報告
4. 動員報告
参集した職員は所属単位 <mark>ごとに</mark> 、 <mark>対策要員部班</mark> に参集報告を行う。

現 行

風水害編
第3章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制
第3 災害対策本部の体制

2. 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

(略)

(2) 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議員は、本部長、副本部長、本部員(災害対策本部 組織図の統括責任者)で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

〈本部会議の協議事項〉

- ア 災害対策本部の配備体制の変更に関すること
- イ 避難**の勧告**及び<mark>指示</mark>並びに警戒区域の設定に関すること
- ウ 災害救助法の適用に関すること
- エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に 関すること
- オ 災害対策経費の処理に関すること
- カ その他災害対策の重要事項に関すること
- (3) 本部事務局

(略)

(4) 分掌事務

(略)

(5) 長期化への配慮

(略)

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

2. 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

(略)

(2) 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議員は、本部長、副本部長、本部員(災害対策本部 組織図の統括責任者)で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

〈本部会議の協議事項〉

- ア 災害対策本部の配備体制の変更に関すること
- イ **高齢者等避難、**避難<mark>指示</mark>及び<mark>緊急安全確保措置</mark>並びに警戒 区域の設定に関すること
- ウ 災害救助法の適用に関すること
- エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に 関すること
- オ 災害対策経費の処理に関すること
- カ その他災害対策の重要事項に関すること
- (3) 本部事務局

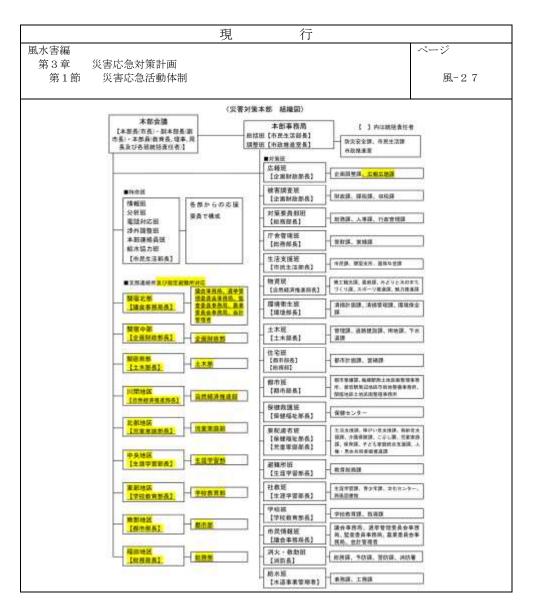
(略)

(4) 分掌事務

(略)

(5) 長期化への配慮

(略)





		現	行	
風水害編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第1節	災害応急活動体制			風-28

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 <u>避難準備・</u> 高齢者等避難 <u>開始</u> 、避難動告、避難指示(緊急)の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎向帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	(略)

修正案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 所掌事務の修正(広報班)

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ②本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ②気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ③帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	(略)
<u>広報班</u>	企画財政部長	<u>広報広聴課長</u>	・災害広報(ホームページ、防災行政無線 等)に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関 すること。

		現	行	
風水害編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第1節	災害応急活動体制			風-29

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	・災害広報(ホームページ、防災行政無線等)に関すること。・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		<u>広報広聴課長</u>	◎災害広報(ホームページ、防災 行政無線等)に関すること。◎報道機関との連絡調整及び記者 発表に関すること。

1.6-		
修	正	女
1199	44-	*

修正理由

所掌事務の修正 (広報班)

— [] []	/\~/ <u>_</u>		
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		<mark>(削除)</mark>	<mark>(削除)</mark>

		現	行	
風水害編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第1節	災害応急活動体制			風-31
第1節	災害応急店動体制			風-31

	L .			
班 名	統括責任者	責任者	事務分掌	
住宅班	都市部長 総務部長	(略)	(照各)	
都市班	都市部長	(略)	(略)	
保健救護班	保健福祉部長	(略)	(略)	
		生活支援課長	(略)	
		障がい者支援課長	(略)	
		高齢者支援課長	(略)	
		介護保険課長	(略)	
要配慮者班	保健福祉部長児童家庭部長	こぶし園長	(略)	
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。	
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・応急保育に関すること。	
		子ども家庭 総合支援室	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。	
		人権・男女共同参 画推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・相談支援に関すること。	

修 正 案

修正理由

事務分掌の修正(応急保育に関することほか)

班 名	統括責任者	責任者	事務分掌	
住宅班	都市部長 総務部長	(略)	(
都市班	都市部長	(略)	(略)	
保健救護班	保健福祉部長	(略)	(略)	
		生活支援課長	(略)	
		障がい者支援課長	(略)	
		高齢者支援課長	(略)	
要配慮者班		介護保険課長	(單各)	
	保健福祉部長児童家庭部長	こぶし園長	(略)	
			児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・ 応急保育に関すること。
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ②応急保育に関すること。	
		子ども家庭 総合支援室	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ②福祉避難所利用者の相談支援に関すること。	
		人権・男女共同参 画推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・福祉避難所利用者の相談支援に関すること。	

		現	行	
風水害編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第1節	災害応急活動体制			風-32

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営 支援の総括に関すること。◎避難者全体の把握に関する こと。
社教班	生涯学習部長	(略)	(略)
学校班	学校教育部長	(略)	(略)
市民情報班	議会事務局長	(略)	(略)
		総務課長	・救助に関すること。
		予防課長	・消火に関すること。
消火・救助班	 消防長	警防課長	・救急に関すること。
1日八 · 权切班	У.Сент	消防署長	 ・水防活動に関すること。 ・り災証明(火災)に関する こと。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	(略)	(略)

修 正 案

修正理由

事務分掌の修正(避難所班、消火・救助班)

統括責任者	責任者	事務分掌
生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営 支援の総括に関すること。◎避難者全体の把握に関すること。◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
生涯学習部長	(略)	(略)
学校教育部長	(略)	(略)
議会事務局長	(略)	(略)
	総務課長	・救助に関すること。
	予防課長	・消火に関すること。
		<u>・り災証明(火災)に関するこ</u>
		<u>ے </u>
沙丘 臣	警防課長	・救急に関すること。
助班 消防長	消防署長	・消防隊の運用及び指令に関すること。・水防活動に関すること。・自主防災組織等との協力連携に関すること。
水道事業管理者	(略)	(略)
	生涯学習部長学校教育部長学校教育部長議会事務局長消防長	生涯学習部長 教育総務課長 生涯学習部長 (略) 学校教育部長 (略) 議会事務局長 (略) 総務課長 予防課長 消防長 警防課長 消防署長

			現	行	
I	風水害編				ページ
	第3章	災害応急対策計画			
	第1節	災害応急活動体制			風-33

■支部連絡所及び指定避難所対応(各統括責任者の指示により対応部員を指定する)

<mark>班名</mark>	統括責任者	責任者	事務分掌
나 호기 나는 (근)	旧亲宗应如目	<mark>児童家庭部</mark>	・支部連絡所及び指定避難所(北部地区)の開設及
<u>北部地区</u>	<u>児童家庭部長</u>	<mark>次長</mark>	<mark>び運営支援に関すること。</mark>
ch ch Micz	生涯学習部長	<u>生涯学習部</u>	<u>・支部連絡所及び指定避難所(中央地区)の開設及</u>
<u>中央地区</u>	工涯子自即文	<mark>次長</mark>	<mark>び運営支援に関すること。</mark>
at 40 M IO	类状 状态如 E	<mark>学校教育部</mark>	<u>・支部連絡所及び指定避難所(東部地区)の開設及</u>
<u>東部地区</u>	学校教育部長	<mark>次長</mark>	<mark>び運営支援に関すること。</mark>
HE 40 MINES	*** ± *** =	# 士 如 小 目	<u>・支部連絡所及び指定避難所(南部地区)の開設及</u>
<u>南部地区</u>	<u>部地区</u> <u>都市部長</u> <u>都市</u>	都市部次長	<mark>び運営支援に関すること。</mark>
特の地区	4/\ 3/r ±n =	40-347 ±17-4- E	・支部連絡所及び指定避難所(福田地区)の開設及
<u>福田地区</u>	<u>総務部長</u>	<u>総務部次長</u>	<mark>び運営支援に関すること。</mark>

<u>※次長不在の場合は主管課長</u>

修 止 条
修正理由
十切事故元丑7岁松宁的数元44户の校子7×上 N XIII公
支部連絡所及び指定避難所対応の修正により削除
(Mail 1924)
(削除)

現 行

風水害編
第3章 災害応急対策計画
第2節 情報の収集・伝達
第2 気象に関する情報の収集

3. 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を共 同発表する。

また、県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

総括班は、大雨警報(土砂災害)の発表や土砂災害判定メッシュ情報、土砂災害警戒情報の発表等の状況に応じて、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所周辺の住民に対し周知徹底し、自主避難を支援するとともに、**避難準備・**高齢者等避難**開始**、**避難勧告及び**避難指示**(緊 急)**の判断を行う。

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

3. 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を共同発表する。

また、県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

総括班は、大雨警報(土砂災害)の発表や土砂災害判定メッシュ情報、 土砂災害警戒情報の発表等の状況に応じて、土砂災害警戒区域及び急傾斜 地崩壊危険箇所周辺の住民に対し周知徹底し、自主避難を支援するととも に、高齢者等避難、避難指示、**緊急安全確保措置**の判断を行う。

	現	行	
風水害編			ページ
第3章	災害応急対策計画		
第2節	情報の収集・伝達		風-36
第2	気象に関する情報の収集		

4. 民間気象情報

(1)気象解析の委託

市域の気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を次のとおり委託しており情報の活用を図る。

なお、端末は市民生活部防災安全課及び土木部管理課に配置してある。 る。

システム名	防災気象情報システム
概要	・降雨及び降雪に係る36時間先までの定時情報の提供
	<u>(1日2回)</u>
	時間雨量 10 mm以上の大雨、又は5 cm以上の降雪が予
	<u>想される場合の臨時情報の提供及びプリンターにアラ</u>
	<mark>ーム通報・出力</mark>
	・24 時間体制での気象に関するコンサルティング・サ

修 正 案

修正理由

防災気象情報システムの概要を修正

4. 民間気象情報

(1)気象解析の委託

市域の気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を次のとおり委託しており情報の活用を図る。

(削除)

システム名	防災気象情報システム
概要	・災害リスクスケール及び大雨、暴風・突風、土砂災
	害、河川氾濫の種別ごとの 72 時間先までの定時情報
	・災害リスクスケール(レベル別)及び気象庁の防災情
	報等(警報等)発令時のアラート通知
	・組織的な体制判断を行うための意思決定支援
	・24 時間体制での気象に関するコンサルティング・サ
	<u>ービス等</u>

現 行

風水害編
第3章 災害応急対策計画
第3節 災害広報
第2 広聴活動

電話対応班は、市民からの電話による問合せや、各種手続き等の相談のため、コールセンター、臨時相談所を設置して対応する。

対策の内容は、震災編第3章 第3節 第2「広聴活動」を準用する。

修 正 案

修正理由

生活支援班の活動を追加

電話対応班は、市民からの電話による問合せ等のため、コールセンターを設置する。

また、生活支援班は各種手続き等の相談のため、総合相談窓口を設置し、被災者の生活相談等に対応する。

対策の内容は、震災編第3章 第3節 第2「広聴活動」を準用する。

		現	行	Ţ	
風水害編					ページ
第3章	災害応急対策計画				
第5節	消防・救助救急・	·危険物等対策			風-40
第4	水防活動				

〈野田市水防配備体制及び活動内容〉

種別	配備時期	水防配備体制と活動内容
水防準備体制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合 に次の注意報の1以上が発表され、又 は水防本部長が必要と認めたときは、 水防準備体制に入る。 (1)気象業務法(第14条の2)に基づ く予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 (ア)大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報 (終期) 次の1項目以上の場合は、水防準備体制を解除する。 (1)注意報が解除されたとき。 (2)指揮官が水防準備体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3)水防準備体制から水防注意体制に入ったとき。	1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表) 2. 水防活動及び水防事業 (1)各関係機関との緊密な連絡を行い、常に正確な水防状況を把握しておく。 (2)市内河川の水位、雨量観測を行う。 (3)防災行政無線等情報伝達網の整備をする。 (4)市内の河川等の巡回出動ができるよう待機させる。

修 正 案

修正理由

気象業務法 (第14条の2) に基づく予報を追加(水防警報(準備))

〈野田市水防配備体制及び活動内容〉

種別	配備時期	水防配備体制と活動内容
水防準備体制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合 に次の注意報の1以上が発表され、又 は水防本部長が必要と認めたときは、 水防準備体制に入る。 (1)気象業務法(第14条の2)に基づ く予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 (ア)大雨注意報 イ 水防蓍報(準備) (終期) 次の1項目以上の場合は、水防準備体制を解除する。 (1)注意報が解除されたとき。 (2)指揮官が水防準備体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3)水防準備体制から水防注意体制に入ったとき。	1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表) 2. 水防活動及び水防事業 (1)各関係機関との緊密な連絡を行い、常に正確な水防状況を把握しておく。 (2)市内河川の水位、雨量観測を行う。 (3)防災行政無線等情報伝達網の整備をする。 (4)市内の河川等の巡回出動ができるよう待機させる。

	現	行	
風水害編			ページ
第3章	災害応急対策計画		
第5節	消防・救助救急・危険物等対策	策	風-40
第4	水防活動		

〈野田市水防配備体制及び活動内容〉

種別	配備時期	水防配備体制と活動内容
111/4 4	H= 0113 - 47771	7,17,7 HE WIST 11 113 C 11 1351 3 H
種別 水防注意体制	配備時期 (始期) 台風等の異常気象が認められた場合 に次の注意報の1項目以上が発表さ れ、又は水防本部長が必要と認めたと きは、水防注意体制に入る。 (1)気象業務法(第14条の2)に基づ く予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 (ア)大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報 (2)水防法(第10条第2項)に基づく 予報 ア 利根川・江戸川氾濫注意報 (本編第4章第2節参照) (終期) 次の1項目以上の場合は、水防注意 体制を解除する。	水防配備体制と活動内容 1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表) 2水防活動及び水防事務 (1)前記水防事務 (1)前記水防事務 (1)前記水防事務 (2)各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。 (以降、各樋管管理者は操作規定により操作する。) (3)必要に応じて市内河川等の巡回を指適切な処置をとるととに本部に連絡する。 (4)必要に応じて市内低地域の巡回を行い被害を認めたときは適
	(1)注意報が解除されたとき。 (2)指揮官が水防注意体制をとる必要 がなくなったと認めたとき。 (3)水防準備体制から水防警戒体制に	切な処置をとるとともに、本部 に連絡する。
	入ったとき。	

修 正 案

修正理由

水防法 (第10条第2項) に基づく予報を追加 (水防警報 (出動) ほか)

〈野田市水防配備体制及び活動内容〉

	(野田川水)/) 121111111111111111111111111111111111	O 10 30 1 1/0 /
種別	配備時期	水防配備体制と活動内容
水防注意体制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合 に次の注意報の1項目以上が発表さ れ、又は水防本部長が必要と認めたと きは、水防注意体制に入る。 (1)気象業務法(第14条の2)に基づ く予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 (ア)大雨注意報 (ア)大雨注意報 (2)水防法(第10条第2項)に基づく 予報 ア 利根川・江戸川氾濫注意報(LV2) (本編第3章第2節参照) 水防蓍報(出動) (終期) 次の1項目以上の場合は、水防注意 体制を解除する。 (1)注意報が解除されたとき。 (2)指揮官が水防注意体制をとる必要 がなくなったと認めたとき。 (3)水防準備体制から水防警戒体制に 入ったとき。	1.人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画資料編第4章付図・付表) 2水防活動及び水防事務 (1)前記水防事務 (1)前記水防準備体制 活動を続所する。 (2)各水防施設管理者に対して準備させる。 (2)各水防施設管理者は対しに準備させる。 (以降、各樋管管理者は操作規定により降いより関係できる。) (3)必要に応じて市内河川等の巡回の準備をする。とき本部に連をとるとともに本部に連絡する。 (4)必要に応じて市内低地域の巡回を処置をとるとともに本部に連絡する。

		現	行	
風水害編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第5節	消防・救助救急・	危険物等対策		風-41
第4	水防活動			

2. 消防本部の体制及び活動

水防管理者(市長)は、次のとおり消防機関を出動させ、又は出動の 準備をさせる。

(1) 出動準備

水防管理者(市長)は次の場合、野田市消防本部に対し、出動 準備をさせる。

ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあって、か つ出動の必要が予測される場合

イ 気象状況等により、危険が予知される場合

(2) 出動

水防管理者(市長)は、次の場合、直ちに野田市消防本部に対し、警戒配備への配置を指示する。

- ア 水防警報が発表されたとき
- イ 知事から出動の指示があったとき
- ウ 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき
- エ その他必要と認めたとき

修 正 案

修正理由

字句の追加(水防警報(準備)ほか)

2. 消防本部の体制及び活動

水防管理者(市長)は、次のとおり消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(1) 出動準備

水防管理者(市長)は次の場合、野田市消防本部に対し、出動 準備をさせる。

ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあって、かつ出動の必要が予測される場合

イ 気象状況等により、危険が予知される場合

ウ 水防警報(準備)が発表されたとき

(2) 出動

水防管理者(市長)は、次の場合、直ちに野田市消防本部に対し、警戒配備への配置を指示する。

- ア 水防警報<mark>(出動)</mark>が発表されたとき
- イ 知事から出動の指示があったとき
- ウ 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき
- エ その他必要と認めたとき

現 行

M水害編
第3章 災害応急対策計画
第7節 避難対策

現 ページ

M-44

第7節 避難対策

	項目	担当	関係機関
第1	避難 <mark>勧告・</mark> 指示等	総括班	野田警察署
第2	支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第3	指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要	
		配慮者班	

第 1 避難**勧告・**指示等

1. 避難**勧告・**指示等の発令

(1) 避難**勧告** 指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を**勧告**し、緊急を要すると認めるときは**避難のための立ち退き又は屋内での**退避等安全確保を指示する。

また、避難<mark>勧告・</mark>指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「**避難準備・**高齢者等避難**開始**」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難**勧告・**指示等の事務を行う。その際、避難**勧告・**指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における**準備情報**の提供に努める。また、災害の状況に応じて避難<u>勧告</u>等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴うと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

修正案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

第7節 避難対策

	項目	担当	関係機関
第1	避難指示等	総括班	野田警察署
第2	支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第3	指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要 配慮者班	

第 1 避難指示等

1. 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。

また、避難指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。その際、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における**避難情報**の提供に努める。また、災害の状況に応じて避難<mark>指示</mark>等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴うと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

		現	行	
風水害編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第7節	避難対策			風-44
第1	避難勧告・指示等			

〈避難基準の目安〉

避難情報の種類	河川水位の目安	避難行動の種	重類
避難準備情報	○栗橋観測所 3時間後に氾濫危険水位に達すると予想さ れる状況(氾濫警戒情報が発令されたとき)	避難行動要支援者	避難準備
避難準備・ 高齢 者等避難 開始	○栗橋観測所氾濫危険水位に達した状況○野田・芽吹橋観測所3時間後に両観測所のいずれかにおいて氾	避難行動要支援者	避難開始
	濫危険水位に達すると予想されるとき	一般	避難準備
避難 勧告	○野田・芽吹橋観測所 1時間後に両観測所のいずれかにおいて氾 濫危険水位に達すると予想されるとき(氾濫	避難行動要支援者	避難
	警戒情報が発令されたとき) ○土砂災害警戒情報が発表されたとき	一般	避難開始
	○野田・芽吹橋観測所 両観測所のいずれかにおいて、氾濫危険	避難行動要支援者	<mark>直ちに</mark>
<u>避難指示(緊急)</u>	水位に到達した状況(氾濫危険情報が発令 されたとき)	一般	避難完了

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

〈避難基準の目安〉

WEARET - FOA			
避難情報の種類	河川水位の目安	避難行動の種	種類
避難準備情報	○栗橋観測所3時間後に氾濫危険水位に達すると予想される状況(氾濫警戒情報が発令されたとき)	避難行動要支援者	避難準備
☆ 歩 ★ トケト `100 ##	○ 栗橋観測所 氾濫危険水位に達した状況	避難行動要支援者	避難開始
高齢者等避難	○野田・芽吹橋観測所 3時間後に両観測所のいずれかにおいて氾 濫危険水位に達すると予想されるとき	一般	避難準備
避難 <mark>指示</mark>	○野田・芽吹橋観測所 1時間後に両観測所のいずれかにおいて氾 濫危険水位に達すると予想されるとき(氾濫	避難行動要支援者	避難
)吐無 1日 八	監心関小位に達すると予想されるとさ(化温 警戒情報が発令されたとき)○土砂災害警戒情報が発表されたとき	一般	避難開始
緊急安全確保	<mark>何らかの災害がすでに発生している可能</mark>	避難行動要支援者	<mark>身の安全</mark>
PISTORIAS AND RES MIX	性が極めて高い状況	一般	<mark>を確保</mark>

現 行

風水害編
第3章 災害応急対策計画
第7節 避難対策 風-45
第1 避難勧告・指示等

〈避難**勧告・**指示の発令権者及び要件〉

〈避難 勧告・ 指示の発令権者及び要件〉						
発令権者	勧告・ 指示を行う要件	根拠法令				
市長	(1) 勧告:災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (2) 指示:急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条第 1 項				
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事 務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第 60 条第 <mark>5</mark> 項				
警察官	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示すること ができないと認められるとき (2) 市長から要求があったとき	災害対策基本法 第 61 条				
	(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条				
災害派遣を命じら れた部隊等の自衛 官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察 官がいないとき	自衛隊法第 94 条				
知事又は知事の命	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条				
を受けた県職員	(2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると 認められるとき	地すべり等防止法 第 25 条				
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められ るとき	水防法第 29 条				

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 根拠法令の項を修正

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	〈避難指示 <mark>等</mark> の発行権者及の要件 避難指示 等 を行う要件	根拠法令
市長	災害全般(高齢者等避難、指示、緊急安全確保) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に おいて、人の生命又は身体を災害から保護し、そ の他災害の拡大を防止するため特に必要があると 認めるとき	災害対策基本法 第 60 条第 1 項
知事	災害全般(高齢者等避難、指示、緊急安全確保) 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事 務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第 60 条第 <u>6</u> 項
警察官	び害全般(指示、緊急安全確保) 市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき び害全般(指示、緊急安全確保)	災害対策基本法 第 61 条 第 1 項 警察官職務執行法
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのあ る天災等、特に急を要するとき	音祭目臧務報刊在 第4条 <mark>第1項</mark>
災害派遣を命じら れた部隊等の自衛 官	<u>災害全般(指示)</u> 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法 第 94 条 第 1 項
知事又は知事の命 を受けた県職員	洪水(指示)洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき地すべり(指示)地すべりにより著しい危険が切迫していると認め	水防法第 29 条 <mark>第1項</mark> 地すべり等防止法 第 25 条 第1項
水防管理者	られるとき 洪水(指示) 洪水により著しい危険が切迫していると認められ るとき	水防法第 29 条 第1項

現 行

風水害編
第3章 災害応急対策計画
第7節 避難対策
第1 避難勧告・指示等

(2) 避難**勧告**・指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難**の勧告・**指示を解除する。

(3) 避難**勧告・**指示等の内容

避難**勧告** ■ 指示等は、次の事項を明らかにして行う。

〈避難**勧告・**指示等の内容〉

- ア 避難対象地域(町名、施設名)
- イ 避難理由(避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等)
- ウ 避難先(安全な方向及び指定緊急避難場所の名称)
- 工 避難経路
- オ その他必要な事項

2. 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

広報班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、ツイッター等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

総括班は、避難<u>の勧告・</u>指示等又は解除を発令したときは、その旨を県 災害対策本部・支部、野田警察署、<mark>野田健康福祉センター</mark>に連絡する。

(3) 要配慮者利用施設への伝達

総括班は浸水想定区域内の高齢者、**障がい者**、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設の状況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

また、施設管理者側も雨量、河川水位等の防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット、野田市安全安心メール等を用いて自らも得るものとする。

修正案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

名称の修正 (野田保健所 (野田健康福祉センター))

字句の修正 (障がい者)

(2) 避難指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難指示<mark>等</mark>を解除する。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の事項を明らかにして行う。

〈避難指示等の内容〉

- ア 避難対象地域(町名、施設名)
- イ 避難理由(避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等)
- ウ 避難先(安全な方向及び指定緊急避難場所の名称)
- 工 避難経路
- オ その他必要な事項

2. 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

広報班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、ツイッター等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

総括班は、避難指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田保健所(野田健康福祉センター)に連絡する。

(3) 要配慮者利用施設への伝達

総括班は**要配慮者班と連携し、**浸水想定区域内の高齢者、**障がいの ある人**、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設の状況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

また、施設管理者側も雨量、河川水位等の防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット、野田市安全安心メール等を用いて自らも得るものとする。

		現	行	
風水害編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第7節	避難対策			風-46
第1	避難勧告・指示等			

3. 避難誘導等

(1) 市民の避難誘導

市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。

ただし、避難**勧告**・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、 消防職員、消防団員等が自主防災組 織等の協力により実施する。

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 自主防災組織の活動内容を追加

3. 避難誘導等

(1) 市民の避難誘導

市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。

ただし、避難指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。

なお、自主防災組織は、分散避難の観点から避難誘導時に安否確認等を容易に行えるよう、平時から市民の避難先等を把握できるよう共助力の向上を図る。

	現	行		
風水害編			ページ	_
第3章	災害応急対策計画			
第7節	避難対策		風-47	
第3	指定避難所の開設及び運営			

2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	施設が開いている時間 (勤務時間内)に災害発 生のおそれがある場合	施設が閉まっている時間 (勤務時間外)に災害発生 のおそれがある場合
指定避難所の開場	出勤している施設の管理 者又は職員が開場	(事前に連絡を受けた)施 設の管理者が開場
指定避難所の担当	<mark>各部で指定された地域の</mark> <u>を担当</u>	<mark>各部で指定された地域を担</mark> 当

修 正 案

修正理由

指定避難所の開場に施設の管理者を追加 指定避難所の担当者を指定職員に修正

2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	施設が開いている時間 (勤務時間内)に災害発 生のおそれがある場合	施設が閉まっている時間 (勤務時間外)に災害発生 のおそれがある場合
指定避難所の開場	出動している施設の管理者 又は職員が開場	(事前に連絡を受けた)施 設の管理者 <mark>又は指定された市</mark> <mark>の職員</mark> が開場
指定避難所の担当	指定された市の職員が担当	指定された市の職員が担当

3. 指定避難所の運営

対策の内容は、震災編 第3章 第7節 第3 3「指定避難所の 運営」を準用する。

		現	行		
風水害編 第3章 第7節	災害応急対策計画 避難対策			ページ	l-47
		<u>(</u>	〔 設)		

修正理由 防災基本計画修正による反映(避難所等における感染症対策の推進) <u>第 5 感染症対策</u> <u>感染症対策の内容は、震災編 第3章 第7節 第5「感染症対</u> <mark>策」を準用する。</mark>

修

正

案

現 風水害編 第3章 災害応急対策計画 第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理 第1 行方不明者の捜索

市民情報班は、<u>行方不明者の情報を収集し、消防部、消防団、野田警察</u> **署**に捜索活動を要請する。

対策の内容は、震災編 第3章 第9節 第1「行方不明者の捜索」を準用する。

修 正 案

修正理由

行方不明者の捜索に伴う関係機関の追加

市民情報班は、野田警察署、自治会、自主防災組織等の協力を得て情報を収集し、消防部、消防団、野田警察署に捜索活動を要請する。

対策の内容は、震災編 第3章 第9節 第1「行方不明者の捜索」を準 用する。

	現	行	
風水害編			ページ
第3章 災害応急対策計画			
第10節 交通・緊急輸送			風−5 0

	項	目	担	当	関係機関
第1	交通規制		土木班		
第2	緊急輸送		土木班、	庁舎管理班	東葛飾土木事務所、 千葉国道事務所、千 葉県トラック協会野 田支部、千葉県バス 協会
第3	緊急通行耳	車両等の確認	土木班		

第1 交通規制

(略)

第2 緊急輸送

(略)

第3 緊急通行車両等の確認

土木班は、災害対策で使用する車両について、緊急通行車両の確認を行い 公安委員会から証明書及び標章の交付を受ける。

対策の内容は、震災編第3章 第10節 第3「緊急通行車両等の確認」 を準用する。 修 正 案

修正理由

第3 緊急通行車両等の確認 の担当を修正 (土木班→庁舎管理班)

	項	目	担	当	関係機関
第1	交通規制		土木班		
第 2	緊急輸送		土木班、	庁舎管理班	東葛飾土木事務所、 千葉国道事務所、千 葉県トラック協会野 田支部、千葉県バス 協会
第3	緊急通行	車両等の確認	<u>庁舎管理</u>	<u>即</u>	

第1 交通規制

(略)

第2 緊急輸送

(略)

第3 緊急通行車両等の確認

庁舎管理班は、災害対策で使用する車両について、緊急通行車両の確認を 行い公安委員会から証明書及び標章の交付を受ける。

対策の内容は、震災編第3章 第10節 第3「緊急通行車両等の確認」を 準用する。

		現	行	
大規模事故総	扁			ページ
第1章	総則			
第1節	計画の基本方針			大-1
第3	計画の修正			

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要が認められる場合は、野田市防災会議において修正を行う。

なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日野田市防災会議に報告して承認を得るものとする。

修 正 案

修正理由

計画の細部事項について文言の追加

(1)本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要が認められる場合は、野田市防災会議において修正を行う。 なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日野田市防災会議に報告して承認を得るものとする。

(2)本計画に基づく諸活動を行うに当たって、必要と認められる細部事項については防災関係機関において定めるものとする。

		現	行	
大規模事故網	Ħ			ページ
第1章	総則			
第2節	大規模事故への体制			大-3
第1	配備体制			

2. 情報収集・報告

(略)

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

-			(大) 大百·14·45·16·16·16·16·16·16·16·16·16·16·16·16·16·
		交通機関の 火 災	<u>航空機火災</u>
	火災等即報	危険物等 係	(1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの(2) 負傷者が5名以上発生したもの(3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの(4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するものア海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するものイ500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等(5) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの(6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
		原 子 力 災 害	(1) 爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい (2) 放射性物質輸送車両の火災(そのおそれがあるものを含む。) (3) 核燃料物質等運搬中の火災、事故(その通報があった場合) (4) 基準以上の放射線の検出(その通報があった場合) (5) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
		その他の 事 故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高 いもの

修正案

修正理由

火災・災害等即報要領の直接即報基準を時点修正(建物火災の追加ほか)

2. 情報収集・報告

(略)

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

		(八)()(日 中的 TW女 IX */)
	建物火災	<u>ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災</u>
	交通機関 の 火 災	<mark>_(1)</mark> 航空機火災 <mark>(2) 列車火災</mark>
火災等 直接 即報	危険物等 に 係 る故	(1)死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの(2)負傷者が5名以上発生したもの(3)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの(4)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するものア海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するものイ500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等(5)市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う 漏えい で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの(6)市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原 子 力 災 害	(1)爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい (2)放射性物質輸送車両の火災(そのおそれがあるものを含む。) (3)核燃料物質等運搬中の火災、事故(その通報があった場合) (4)基準以上の放射線の検出(その通報があった場合) (5)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
	その他の <mark>特定</mark> 事故	(1) 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高いもの (2) 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

		<u> </u>
規模事故編	~ -	ページ
第1章 総則	IJ	
21	大規模事故への体制	大-3
第1	配備体制	
		- Les de Mari
	〈火災・災害等即報要領の直接即	
	死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生し	た救急・救助事故で次に掲
	げるもの	
	(1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等によ	る救急・救助事故
	(2)バスの転落等による救急・救助事故	
	(3)ハイジャック及びテロ等による救急・救	
	(4)不特定多数の者が集まる場所における教	
対急・救助	(5) その他報道機関に取り上げられるような	社会的影響度が高いもの
事故 即 報		

修 正 案

修正理由

火災・災害等即報要領の直接即報基準を時点修正(武力攻撃災害等の追加ほか)

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

	(八次) 次日 守崎 報友 廣 少 邑 该 岛 和 基 中 /					
災害等直接 即報 救急・救助事故・ <mark>武</mark> →	救急救助 事 故	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの(1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故(2)バスの転落等による救急・救助事故(3)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故(4)不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故(5)その他報道機関に取り上げられるような社会的影響度が高いもの				
· <mark>武力攻擊</mark>	<u>武力攻撃</u> <u>災 害 等</u>	(1) 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害(例:ミサイル攻撃等により生じた災害) (2) 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害(例:テロ等により生じた災害)				
災害直接即報	<u>地 </u>	区域内で震度 5 強以上を記録したもの(被害の有無は問わない。)				
接 即 報	<u>風 水 害</u>	<u>死者又は行方不明者が生じたもの</u>				

- 1					
			現	行	
	1.101# + 1.0	=			ページ
	大規模事故網	Ħ			ヘーシ
	第2章	大規模事故対策計画			
	第1節	放射性物質事故対策	計画		大-8
	第3	応急対策計画			

3. 緊急時のモニタリング活動の実施

(略)

〈OILと防護措置について〉

	基準の 種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊	OIL1	(略)	(略)	(略)
急防護措置	OIL4	不注意な経口摂 取、皮膚汚染から外部被ばくを 防止するため、 除染を講じるための基準	β線: 40,000cpm (皮膚から数 cm での検 出器の計数率) β線: 13,000cpm【1 ケ 月後の値】 (皮膚から数 cm での検 出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

修 正 案

修正理由

緊急防護措置の概要を修正

3. 緊急時のモニタリング活動の実施

(略)

〈OILと防護措置について〉

	基準の 種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊	OIL1	(略)	(略)	(略)
急防護措置	OIL4	不注意な経口摂 取、皮膚汚染から外部被ばくを 防止するため、 除染を講じるための基準	β線: 40,000cpm (皮膚から数 cm での検 出器の計数率) β線: 13,000cpm【1 ケ 月後の値】 (皮膚から数 cm での検 出器の計数率)	避難基準に基づいて避 難した避難者等をスク リーニングして、基準 を超える際は、迅速に 除染。

			現	行	
ſ	大規模事故網	Ħ			ページ
	第2章	大規模事故対策計画			
	第3節	大規模火災対策計画			大-16
	第3	応急対策計画			

総括班は、消火・救助班からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難**勧告・**指示の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導に<u>あたって</u>は、指定避難所等、避難路及 び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の 提供に努める。

また、野田警察署は、避難**勧告・**指示及び避難誘導について協力する ものとする。

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

4. 避難

総括班は、消火・救助班からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示等の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導に<mark>当たって</mark>は、指定避難所等、避難路及び 災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供 に努める。

		現	行	
大規模事故網	編			ページ
第2章	大規模事故対策計画			
第4節	林野火災対策計画			大-18
第3	応急対策計画			

総括班は、消火・救助班からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難**勧告・**指示の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導に<u>あたって</u>は、指定避難所等、避難路及 び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の 提供に努める。

また、野田警察署は、避難**勧告・**指示及び避難誘導について協力する ものとする。

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

4. 避難

総括班は、消火・救助班からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示等の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導に<u>当たって</u>は、指定避難所等、避難路及び 災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供 に努める。

		現	行	
大規模事故総	扁			ページ
第2章	大規模事故対策計画			
第5節	危険物等災害対策計画			大-20
第3	応急対策計画			

総括班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難**勧告**又は<u>避難指示(緊急)</u>を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。

避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。

自主防災組織等は、避難誘導に<mark>あたって</mark>は、指定避難所、避難路及び 災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提 供に努める。

また、野田警察署は、避難**勧告・**指示及び避難誘導について協力する ものとする。

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

4. 避難

総括班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難指示又は**緊急安全確保**を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。

避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。

自主防災組織等は、避難誘導に<u>当たって</u>は、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

		現	行	
大規模事故	編			ページ
第2章	大規模事故対策計画			
第6節	航空機災害対策計画			大-22
第3	応急対策計画			

総括班は、航空機災害により影響を受け危険な区域に対し、避難<mark>動</mark> 告・指示の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導に<u>あたって</u>は、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、野田警察署は、避難**勧告・**指示及び避難誘導について協力する ものとする。

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

4. 避難

総括班は、航空機災害により影響を受け危険な区域に対し、避難指示等の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導に<u>当たって</u>は、指定避難所等、避難路及び 災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供 に努める。

		現	行	
大規模事故網	Ħ			ページ
第2章	大規模事故対策計画			
第7節	鉄道災害対策計画			大-24
第3	応急対策計画			

総括班は、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い指定緊急避難場所を解放する。

また、野田警察署は、避難**勧告・**指示及び避難誘導について協力する ものとする。

修 正 案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

4. 避難

総括班は、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い 指定緊急避難場所を解放する。

		現	行	
大規模事故総				ページ
第2章	大規模事故対策計画			
第8節	道路災害対策計画			大-27
第3	応急対策計画			

総括班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難**勧告** 又は<u>避難指示(緊急)</u>を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定 する。避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、指定避難所、避難路及 び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の 提供に努める。

また、野田警察署は、避難**勧告・**指示及び避難誘導について協力する ものとする。

修 正 案

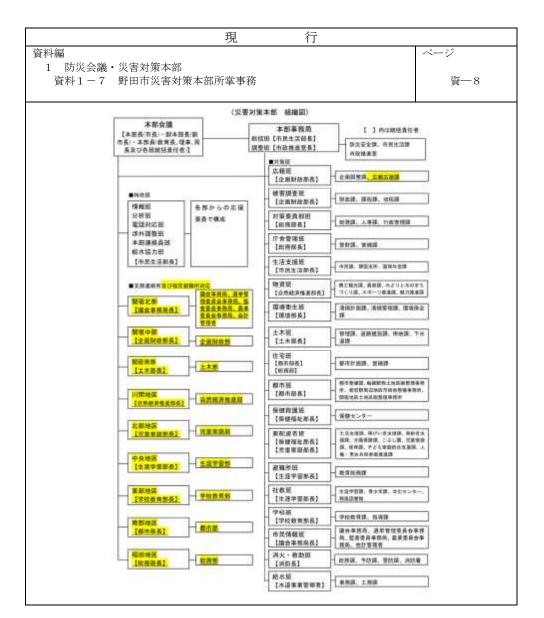
修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止)

4. 避難

総括班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難<mark>指示</mark>又は**緊急安全確保**を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。 避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、指定避難所、避難路及び 災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供 に努める。





	現	行	
資料編 1 防災会議・災害 資料1-7 野田			ページ 資一 9
資料1-7 野田	市災害対策本部所掌事務		資—9

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎気部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎気部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	(略)

修正案

修正理由

災害対策基本法等の改正の反映(避難情報発令の表現変更、避難勧告の廃止) 所掌事務の修正(広報班)

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示 、緊急安全確保 発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関す ること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	(晒各)
<u>広報班</u>	<mark>企画財政部長</mark>	<u>広報広聴課長</u>	・災害広報(ホームページ、防災行政無線 等)に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関す ること。

現	Ţ	
資料編		ページ
1 防災会議・災害対策本部 資料1-7 野田市災害対策本部所掌事務		資一10

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	・災害広報(ホームページ、防災行政無線等)に関すること。・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		<u>広報広聴課長</u>	◎災害広報(ホームページ、防災 行政無線等)に関すること。◎報道機関との連絡調整及び記者 発表に関すること。

	修	正	案		
工 押由					Ī

修正理由

所掌事務の修正 (広報班)

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

現	行	
資料編		ページ
1 防災会議・災害対策本部		
資料1-7 野田市災害対策本部所掌事務		資一12

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
		生活支援課長	(略)
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。・福祉避難所の開設・運営に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・応急保育に関すること。
		子ども家庭 総合支援室	・避難行動要支援者支援に関すること。・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		人権・男女共同参 画推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・相談支援に関すること。

修 正 案

修正理由

事務分掌の修正(応急保育に関すること。ほか)

班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
		生活支援課長	(略)
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		介護保険課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・ 応急保育に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ②応急保育に関すること。
		子ども家庭 総合支援室	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ②福祉避難所利用者の相談支援に関すること。
		人権・男女共同参 画推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・福祉避難所利用者の相談支援に関すること。

 現
 行

 資料編
 ページ

 1 防災会議・災害対策本部 資料1-7 野田市災害対策本部所掌事務
 資-13

■各対策班

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営 支援の総括に関すること。◎避難者全体の把握に関する こと。
社教班	生涯学習部長	(略)	(略)
学校班	学校教育部長	(略)	(略)
市民情報班	議会事務局長	(略)	(略)
		総務課長	・救助に関すること。
	消防長	予防課長	・消火に関すること。
 消火・救助班		警防課長	・救急に関すること。
167(3),49,191		消防署長	 ・水防活動に関すること。 ・り災証明(火災)に関する こと。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	(略)	(略)

修 正 案

修正理由

事務分掌の修正(避難所班、消火・救助班)

■台列采填				
班名	統括責任者	責任者	事務分掌	
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営 支援の総括に関すること。◎避難者全体の把握に関する こと。◎支部連絡所からの情報の収 集・伝達に関すること。	
社教班	生涯学習部長	(略)	(略)	
学校班	学校教育部長	(略)	(略)	
市民情報班	議会事務局長	(略)	(略)	
	消防長	総務課長	・救助に関すること。	
		予防課長	・消火に関すること。	
			<u>・り災証明(火災)に関するこ</u>	
			<u>د.</u>	
消火・救助班		警防課長	・救急に関すること。	
旧八:玖奶妞		消防署長	・消防隊の運用及び指令に関すること。・水防活動に関すること。・自主防災組織等との協力連携に関すること。	
給水班	水道事業管理者	(略)	(略)	

	現	行	
資料編			ページ
1 防災会議・	災害対策本部		
資料1-7	野田市災害対策本部所掌事務		資一14

■支部連絡所及び指定避難所対応(各統括責任者の指示により対応部員を指定する)

▼支部連絡所	<u>及び指定避難</u> 列	<u> 対応(各統括責</u>	<u>任者の指示により対応部員を指定する)</u>
<u>班名</u>	<mark>統括責任者</mark>	<mark>責任者</mark>	<u>事務分掌</u>
		議会事務局長	支部連絡所及び指定避難所(関宿北部地区)の開
		被女争物问文	<u>設及び運営支援に関すること。</u>
		<mark>選挙管理委員会</mark>	支部連絡所及び指定避難所(関宿北部地区)の開
		事務局長	<u>設及び運営支援に関すること。</u>
<mark>関宿北部</mark>	議会事務局長	<mark>監査委員</mark>	支部連絡所及び指定避難所(関宿北部地区)の開
<u>地区</u>	<u>展本于初州</u>	事務局長	<u>設及び運営支援に関すること。</u>
		農業委員会	<u>・支部連絡所及び指定避難所(関<mark>宿北部地区)の開</mark></u>
		事務局長	<u>設及び運営支援に関すること。</u>
		会計管理者	支部連絡所及び指定避難所(関宿北部地区)の開
			<u>設及び運営支援に関すること。</u>
関宿中部	企画財政部長	企画財政部	・支部連絡所及び指定避難所(関宿中部地区)の開
<u>地区</u>		<u>次長</u>	<u>設及び運営支援に関すること。</u>
<u>関宿南部</u>	土木部長	土木部次長	・支部連絡所及び指定避難所(関宿南部地区)の開
<u>地区</u>			設及び運営支援に関すること。
<mark>川間地区</mark>	<u>自然経済</u>	自然経済推進部	・支部連絡所及び指定避難所(川間地区)の開設及
	推進部長	<u>次長</u>	び運営支援に関すること。
<mark>北部地区</mark>	児童家庭部長	<u>児童家庭部</u>	・支部連絡所及び指定避難所(北部地区)の開設及
		<u>次長</u>	び運営支援に関すること。
<mark>中央地区</mark>	生涯学習部長	生涯学習部	・支部連絡所及び指定避難所(中央地区)の開設及
		<u>次長</u>	び運営支援に関すること。
<mark>東部地区</mark>	学校教育部長	学校教育部	・支部連絡所及び指定避難所(東部地区)の開設及
		<u>次長</u>	び運営支援に関すること。
<mark>南部地区</mark>	都市部長	<mark>都市部次長</mark>	・支部連絡所及び指定避難所(南部地区)の開設及
			び運営支援に関すること。
福田地区	<mark>総務部長</mark>	<mark>総務部次長</mark>	<u>・支部連絡所及び指定避難所(福田地区)の開設及</u> び運営支援に関すること。
V			<u>い理呂又塚!~ 幾9句ㄴC。</u>

※次長不在の場合は主管課長

修 正 案 修正理由 支部連絡所及び指定避難所対応の修正により削除 (削除)

	現	行	
資料編			ページ
2 自主防災			
資料2-2	野田市自主防災組織一覧		資−20~24

地区		組織名	結成年月日
	95	七光住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	96	七光台第1自治会自主防災会	平成8年5月22日
	97	七光台第2自治会自主防災会	平成8年5月22日
	98	七光台第3自治会自主防災会	平成8年5月22日
	99	七光台第4自治会自主防災会	平成8年5月22日
	100	七光台第5自治会自主防災会	平成8年5月22日
	101	七光台第6自治会自主防災会	平成8年5月22日
	102	ファミール7自治会自主防災会	平成8年5月22日
	103	蕃昌区第1自治会自主防災会	平成20年5月20日
	104	蕃昌区第2自治会自主防災会	平成20年5月20日
北部	105	蕃昌区第3自治会自主防災会	平成20年5月20日
	106	蕃昌区第4自治会自主防災会	平成20年5月14日
	107	蕃昌区第5自治会自主防災会	平成20年5月23日
	<u>108</u>	<u>蕃昌区第6自治会自主防災会</u>	<mark>平成20年 5 月20日</mark>
	<u>109</u>	谷津自治会自主防災会	平成18年1月12日
	<u>110</u>	吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日
	<u>111</u>	谷吉区第1自治会自主防災会	平成26年3月30日
	<u>112</u>	谷吉区第2自治会自主防災会	平成26年3月30日
	<u>113</u>	谷吉区第3自治会自主防災会	平成26年3月30日
	<u>114</u>	谷吉区第4自治会自主防災会	平成26年3月30日
	<u>115</u>	谷吉区第5自治会自主防災会	平成26年3月30日
中央	<u>116</u> <u>~</u>	(暇各)	(略)

修 正 案

修正理由

野田市自主防災組織の時点修正(解散・番号)

地区		組 織 名	結成年月日
	95	七光住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	96	七光台第1自治会自主防災会	平成8年5月22日
	97	七光台第2自治会自主防災会	平成8年5月22日
	98	七光台第3自治会自主防災会	平成8年5月22日
	99	七光台第4自治会自主防災会	平成8年5月22日
	100	七光台第5自治会自主防災会	平成8年5月22日
	101	七光台第6自治会自主防災会	平成8年5月22日
	102	ファミール7自治会自主防災会	平成8年5月22日
	103	蕃昌区第1自治会自主防災会	平成20年5月20日
	104	蕃昌区第2自治会自主防災会	平成20年5月20日
北部	105	蕃昌区第3自治会自主防災会	平成20年5月20日
	106	蕃昌区第4自治会自主防災会	平成20年5月14日
	107	蕃昌区第5自治会自主防災会	平成20年5月23日
	<mark>(削る)</mark>	<mark>(削る)</mark>	<u>(削る)</u>
	<u>108</u>	谷津自治会自主防災会	平成18年1月12日
	<u>109</u>	吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日
	<u>110</u>	谷吉区第1自治会自主防災会	平成26年3月30日
	<u>111</u>	谷吉区第2自治会自主防災会	平成26年3月30日
	<u>112</u>	谷吉区第3自治会自主防災会	平成26年3月30日
	<u>113</u>	谷吉区第4自治会自主防災会	平成26年3月30日
	<u>114</u>	谷吉区第5自治会自主防災会	平成26年3月30日
	<u>115</u>		
中央	<u>~</u>	(略)	(略)
	143		

現	行	
		ページ
主防災組織一覧		資−20~24
	主防災組織一覧	<i>9</i> L 11

地区		組 織 名	結成年月日
中央	145 ~ 157	((略)
東部	158 ~ 178	(略)	(略)
南部	179 ~ 194	(略)	(略)

	修	正	案		
修正理由					

野田市自主防災組織の時点修正(番号)

地区	144	組織名	結成年月日
中央	<u>144</u> <u>∼</u> <u>156</u>	(略)	(暗各)
東部	<mark>157</mark> <mark>∼</mark> 177	(略)	(略)
南部	<mark>178</mark> ≃ 193	(略)	(服务)

	現	行	
資料編			ページ
2 自主防災			資-20~24
	野田市自主防災組織一覧		貝 2 0 2 4

lile II		ýn ým <i>h</i>	外
地区		組織名	結成年月日
	<u>195</u>	チサンマンション野田自主防災会	平成19年6月19日
	<u>196</u>	堤根自治会自主防災会	平成8年2月14日
	<u>197</u>	東和リバーサイド野田防災会	平成10年9月24日
	<u>198</u>	中地自治会防災会	平成31年4月1日
	<u>199</u>	西大和田第二自治会防災会	平成25年8月30日
	<u>200</u>	西大和田第三自治会自主防災会	平成24年10月4日
	<u>201</u>	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成25年6月15日
	<u>202</u>	花井自治会自主防災組織	平成31年4月7日
	<u>203</u>	花井東自治会自主防災組織	平成29年5月29日
南部	<u> 204</u>	東大崎自治会自主防災会	平成18年7月7日
印用	<u> 205</u>	東新田自治会自主防災会	平成20年8月8日
	<u>206</u>	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成19年6月25日
	<u>207</u>	松ヶ丘地区防災会	平成8年2月19日
	<u>208</u>	山崎新田第一自治会自主防災会	平成18年6月5日
	<u>209</u>	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成17年8月1日
	<u>210</u>	山崎団地自治会自主防災会	平成22年6月9日
	<u>211</u>	やまばと会防災会	平成24年7月10日
	<u>212</u>	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成25年5月1日
	<u>213</u>	若葉台自治会自主防災会	平成21年3月3日
	214	下町自主防災会	平成9年4月28日
	215	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成9年9月18日
	216	野田梅郷自治会防災会	平成8年7月24日
	217	灰毛自治会	平成8年3月19日
	218	二ツ塚自治会防災会	令和元年10月17日
福田	219	保木間自治会防災会	平成29年2月1日
	220	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日
	221	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日
	222	三ツ堀防災会	平成13年2月28日
	223	わかくさ台防災会	平成23年9月2日
合計		223組織	

修 正 案

修正理由

野田市自主防災組織の時点修正(新規結成・番号)

地区		組織名	結成年月日
	<u>194</u>	チサンマンション野田自主防災会	平成19年6月19日
	<u>195</u>	堤根自治会自主防災会	平成8年2月14日
	<u>196</u>	東和リバーサイド野田防災会	平成10年9月24日
	<u> 197</u>	中地自治会防災会	平成31年4月1日
	<u>198</u>	西大和田第二自治会防災会	平成25年8月30日
	<u>199</u>	西大和田第三自治会自主防災会	平成24年10月4日
	<u>200</u>	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成25年6月15日
	<u>201</u>	花井自治会自主防災組織	平成31年4月7日
	<u>202</u>	花井東自治会自主防災組織	平成29年5月29日
南部	<u>203</u>	東大崎自治会自主防災会	平成18年7月7日
17) [1]	<u>204</u>	東新田自治会自主防災会	平成20年8月8日
	<u>205</u>	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成19年6月25日
	<u>206</u>	松ヶ丘地区防災会	平成8年2月19日
	<u>207</u>	山崎新田第一自治会自主防災会	平成18年6月5日
	<u>208</u>	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成17年8月1日
	<u>209</u>	山崎団地自治会自主防災会	平成22年6月9日
	<u>210</u>	やまばと会防災会	平成24年7月10日
	<u>211</u>	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成25年5月1日
	<u>212</u>	若葉台自治会自主防災会	平成21年3月3日
	<u>213</u>	オオソラモ自主防災会	<u>令和3年12月3日</u>
	214	下町自主防災会	平成9年4月28日
	215	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成9年9月18日
	216	野田梅郷自治会防災会	平成8年7月24日
	217	灰毛自治会	平成8年3月19日
福田	218	二ツ塚自治会防災会	令和元年10月17日
ІШН	219	保木間自治会防災会	平成29年2月1日
	220	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日
	221	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日
	222	三ツ堀防災会	平成13年2月28日
	223	わかくさ台防災会	平成23年9月2日
合計		223組織	

-ジ
資-48~50

○野田市防災用MCA無線局番号簿

-L	設置場所又は使用場所	呼出番号
本庁舎	災害対策事務局 防災安全課	1 0 1
(略)	(略)	(略)
消防	野田市消防署 指令室	1 1 9
(略)	(略)	(略)

	修	正	案	
修正理由				
最新の番号簿に時点修正				

○野田市防災用MCA無線局番号簿

	設置場所又は使用場所	呼出番号
本庁舎	災害対策事務局 無線室、 防災安全課	<u>100、</u> 101
(略)	(略)	(略)
消防	野田市消防署 <mark>通信室</mark>	1 1 9
(略)	(略)	

資料編	20 11	ページ						
3 情報連絡								
	5災用MCA無線局番号簿	資-48~50						
○野田市防災用MCA無線局番号簿								
	設置場所又は使用場所	呼出番号						
(略)	(略)	(略)						
市施設	野田市立野田幼稚園	<u>381</u>						
指定緊急避難場所	野田市立関宿南部幼稚園	382						
<u>指定緊急避難場所</u>	野田市立関宿中部幼稚園	383						
指定緊急避難場所	私立関宿幼稚園	384						
指定緊急避難場所	野田市立木間ケ瀬保育所	<u>385</u>						
<mark>指定緊急避難場所</mark>	<mark>アスク古布内保育園</mark>	<u>386</u>						
(略)	(略)	(略)						
ライフライン	東京電力パワーグリッド(株)東葛支社 野田事務所	4 0 2						
ライフライン	東日本電信電話(株) 千葉事業部千葉西支店	4 0 3						
(略)	(略)	(略)						
<u>医療機関</u>	<u>門倉医院</u>	<u>452</u>						
(略)	(略)	(略)						
携帯局	災害対策本部活動用(<u>16</u> 台)	6 0 1 ~ 6 1 <u>6</u>						
<u>携帯局</u>	<u>指定緊急避難場所 関宿あおぞら広場</u>	<u>621</u>						
<u>携帯局</u>	指定緊急避難場所 元町香取神社	<u>622</u>						
<u>携帯局</u>	<u>指定緊急避難場所 下納谷浅間神社</u>	<u>623</u>						
<u>携帯局</u>	指定緊急避難場所 古布内浄禅寺	<u>624</u>						
<u>携帯局</u>	指定緊急避難場所 飯塚白山神社	<u>625</u>						
<u>携帯局</u>	指定緊急避難場所 清水公園	<u>626</u>						
携帯局	<u>指定緊急避難場所 旧専売公社跡地</u>	<u>627</u>						
<u>携帯局</u>	<u>指定緊急避難場所 愛宕神社</u>	<u>628</u>						
<u>携帯局</u>	<u>指定緊急避難場所 鹿島神社</u>	<u>629</u>						
<u>携帯局</u>	<u>指定緊急避難場所 キッコーマン野球場</u>	<u>630</u>						
<u>携帯局</u>	指定緊急避難場所 朝日ヶ丘公園	<u>631</u>						
(略)	(略)	(略)						
携帯局	消防署(緊急車両)	7 8 1						
(略)	(略)	(略)						
携帯局	消防署 関宿分署(緊急車両)	7 8 5						
<u>携帯局</u>	<u>消防署 関宿分署(緊急車両)</u>	<u>786</u>						
(略)	(略)	(略)						

	修正案	
修正理由		
最新の番号簿に時点	京修正	
○野田市防災	災用MCA無線局番号簿	
<u> </u>	設置場所又は使用場所	呼出番号
(略)	(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<mark>(削る)</mark>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<mark>(削る)</mark>	<mark>_(削る) </mark>	<mark>(削る)</mark>
<u>(削る)</u>	<mark>_(削る)</mark> _	<mark>(削る)</mark>
<mark>(削る)</mark>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
(略)	(略)	(略)
ライフライン	東京電力パワーグリッド(株)東葛支社	4 0 2
ライフライン	東日本電信電話(株) <u>東葛営業支店</u>	4 0 3
(略)	(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<mark>_(削る)_</mark>	<u>(削る)</u>
(略)	(略)	(略)
携帯局	災害対策本部活動用(26 台)	6 0 1 ~ 6 1 <u>5</u>
		621~631
<u>(削る)</u>	<mark>(削る)</mark>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<mark>(削る)</mark>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u> (削る)	<mark>(削る)</mark> (削る)	<mark>(削る)</mark> (削る)
<u>(削る)</u> <u>(削る)</u>	<u>(削る)</u> <mark>(削る)</mark>	<u>(削る)</u> (削る)
<u>(削る)</u> (削る)	<u>(則る)</u> <mark>(削る)</mark>	<u>(削る)</u> (削る)
<u>(削る)</u> (削る)	<mark>_(削る)</mark> <mark>_(削る)</mark>	<mark>(削る)</mark> (削る)
<u>(削る)</u> (削る)	<u>(削る)</u> (削る)	<u>(削る)</u> (削る)
<u>_(別る)_</u> (略)	(略)	(略)
携帯局	消防署(緊急車両)	616、781
(略)	(略)	(略)
推	当防型 即定分型 (緊刍市而)	7 8 5 7 8 6

(略)

785<mark>.786</mark>

(略)

<u>(削る)</u>

消防署 関宿分署 (緊急車両)

<u>(削る)</u>

(略)

携帯局

<u>(削る)</u>

○野田市防災用MCA無線局番号簿

	呼出番号	
<u>車載局</u>	<u>災害対策活動用(21 台)</u>	801~826 811~812 821~833
<u>車載局</u>	<u>市施設 野田市水道部(5台)</u>	841~845
携帯局	消防団(56 台)	$\begin{array}{c} 9\ 1\ 1 \sim 9\ 1\ 7 \\ 9\ 2\ 1 \sim 9\ 2\ 8 \\ 9\ 3\ 1 \sim 9\ 3\ 5 \\ 9\ 4\ 1 \sim 9\ 4\ 6 \\ 9\ 5\ 1 \sim 9\ 5\ 6 \\ 9\ 6\ 1 \sim 9\ 6\ 8 \\ 9\ 7\ 1 \sim 9\ 8\ 6 \end{array}$

修正案

修正理由

最新の番号簿に時点修正

○野田市防災用MCA無線局番号簿

	設置場所又は使用場所	呼出番号
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<mark>(削る)</mark>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
携帯局	消防団(56 台)	$911 \sim 917$ $921 \sim 928$ $931 \sim 935$ $941 \sim 946$ $951 \sim 956$ $961 \sim 968$ $971 \sim 986$

現 行 ページ

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

資−57~58

○避難所別対応災害一覧

資料編

地区	No,	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害
BB / / ·	9	野田関宿複合センター	•	×	×
関宿 中部	10	野田市いちいのホール	•	×	×
地区	11	野田市関宿中央公民館	•	×	•
1만스	12	野田市関宿保健センター	•	×	×

地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害
	45	野田市東部公民館	•	•	•
東	46	野田市立東部中学校	•	•	×
区部地	47	野田市立東部小学校	•	•	×
, ,	48	千葉県立野田看護専門学校	•	•	×

地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害
	49	野田市立南部中学校	•	•	×
	50	野田市立南部小学校	•	•	×
南	51	野田市南部梅郷公民館	•	•	•
南部地区	52	野田市南コミュニティセンター	•	•	×
区	53	野田市立山崎小学校	•	•	×
	54	野田市立みずき小学校	•	×	×
	55	東京理科大学	•	•	×

地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害
	56	野田市立福田第一小学校	•	•	×
福	57	野田市立福田中学校	•	•	×
地	58	野田市福田公民館	•	•	•
区	59	野田市立二ツ塚小学校	•	×	×
	60	野田市立福田第二小学校	•	•	×

修 正 案

修正理由

土砂災害の対応避難所を一部修正(関宿中央公民館→いちいのホール) 災害の区分を土砂災害から土砂災害等に修正

避難所2箇所を追加

○避難所別対応災害一覧

地区	<u>No.</u>	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害 <mark>等</mark>
明宏	9	野田関宿複合センター	•	×	×
関宿 中部 地区	10	野田市いちいのホール	•	×	<u>•</u>
	11	野田市関宿中央公民館	•	×	×
1만스	12	野田市関宿保健センター	•	×	×

地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害 <mark>等</mark>
	45	野田市東部公民館	•	•	•
市	46	野田市立東部中学校	•	•	×
部	47	野田市立東部小学校	•	•	×
東部地区	48	千葉県立野田看護専門学校	•	•	×
区	<u>49</u>	<u>野田市職業訓練センター(さわや</u> かワークのだ)	×	•	×

地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害 <mark>等</mark>
	<u>50</u>	野田市立南部中学校	•	•	×
	<u>51</u>	野田市立南部小学校	•	•	×
南	<u>52</u>	野田市南部梅郷公民館	•	•	•
南部地区	<u>53</u>	野田市南コミュニティセンター	•	•	×
区	<u>54</u>	野田市立山崎小学校	•	•	×
	<u>55</u>	野田市立みずき小学校	•	×	×
	<u>56</u>	東京理科大学	•	•	×

地区	No.	避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害 <mark>等</mark>
	<u>57</u>	木野崎農業構造改善センター	×	<u>•</u>	×
垣	<u>58</u>	野田市立福田第一小学校	•	•	×
田田	<u>59</u>	野田市立福田中学校	•	•	×
福田地区	<u>60</u>	野田市福田公民館	•	•	•
区	<u>61</u>	野田市立二ツ塚小学校	•	×	×
	<u>62</u>	野田市立福田第二小学校	•	•	×

				行			
〇 打		場所一覧 [土砂災	(害対応]			
No,	指定緊急避 難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積 (㎡)	収容人員
			(略)				
3	<u>野田市関宿</u> <u>中央公民館</u>	<u>野田市桐ケ作</u> <u>51-1</u> <u>(7198) 2166</u>	<u>建物</u>	<u>1. 125</u>	<u>65</u>	<u>3. 3</u>	<u>221</u>
			(略)				

		修	正	案			
修正理	由						
土砂災害の対応避難所を一部修正(関宿中央公民館➡いちいのホール) 災害の区分を土砂災害から土砂災害等に修正							
○‡	指定緊急避難均	場所一覧 [土砂災	害対応	<mark>等</mark>]			
<u>No.</u>	指定緊急避 難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1 人当 たり面 積 (㎡)	収容 人員
			(略)				
	野田市いち	<u>野田市東宝珠花</u> <u>237-1</u> 関宿支所	<u>建物</u>	<u>4, 604</u>	<u>65</u>	<u>3. 3</u>	<u>906</u>
3	いのホール	(7198) 1111 関宿コミュニティ会館 (7198) 1941	駐車場	<u>2. 767</u>	<u>70</u>	<u>2. 0</u>	<u>968</u>
(略)							

現 行	
資料編	ページ
4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧	資-65

○指定緊急避難場所一覧 [洪水対応]

	NT.	指定緊急避難場所名	乖 左 #	帝红亚口	浸水時に利用
	No.	有 上	所 在 地	電話番号	できる階
	1	野田市北部中学校	野田市谷津 673	04-7122-2866	全て
	2	野田市七光台小学校	野田市七光台 20-1	04-7127-1712	全て
	3	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	全て
	4	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	全て
	5	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	全て
	6	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	全て
	7	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
	8	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	全て
	9	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	全て
	<u>10</u>	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316-1	04-7121-0222	全て
	<u>11</u>	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503	04-7122-2509	全て
	<u>12</u>	野田市立山崎小学校	野田市山崎 233	04-7125-2938	全て
	<u>13</u>	野田市立南部中学校	野田市花井 67	04-7122-2508	全て
	<u>14</u>	東京理科大学	野田市山崎 2641	04-7124-1501	全て
	<u>15</u>	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372	04-7138-2109	全て
l	<u>16</u>	野田市立福田第二小学校	野田市西三ケ尾 988	04-7138-1677	全て
	17	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782	04-7138-1452	全て

修 正 案

修正理由

洪水対応の指定緊急避難場所を2箇所追加

○指定緊急避難場所一覧 [洪水対応]

<u> </u>	11/C)(10000)			1
No.	指定緊急避難場所名	所 在 地	電話番号	浸水時に利用 できる階
1	野田市北部中学校	野田市谷津 673	04-7122-2866	全て
2	野田市七光台小学校	野田市七光台 20-1	04-7127-1712	全て
3	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	全て
4	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	全て
5	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	全て
6	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	全て
7	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
8	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	全て
9	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	全て
10	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316-1	04-7121-0222	全て
<u>11</u>	<u>野田市職業訓練センター(さわや</u> <u>かワークのだ)</u>	<mark>野田市中根 323-3</mark>	<u>04-7121-1184</u>	<mark>全て</mark>
<u>12</u>	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503	04-7122-2509	全て
<u>13</u>	野田市立山崎小学校	野田市山崎 233	04-7125-2938	全て
<u>14</u>	野田市立南部中学校	野田市花井 67	04-7122-2508	全て
<u>15</u>	東京理科大学	野田市山崎 2641	04-7124-1501	全て
<u>16</u>	木野崎農業構造改善センター	<u>野田市木野崎 891-1</u>	<u>04-7138-3790</u>	<u>全て</u>
<u>17</u>	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372	04-7138-2109	全て
<u>18</u>	野田市立福田第二小学校	野田市西三ケ尾 988	04-7138-1677	全て
<u>19</u>	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782	04-7138-1452	全て

		現	行	
資料	料編			ページ
5	災害救助法・協定等			View
	資料5-1 被害の認定	定基準(災害総括報告)		資−71~72

被害の認定基準 (災害総括報告)

1	被害区分	認 定 基 準 等
		※ 住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家
		であるかどうかを問わない。
	全 壊	(略)
住	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
家被害	半 壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹 木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

修 正 案

修正理由

被災者支援再建支援法の改正による修正

被害の認定基準 (災害総括報告)

	被害区分	認 定 基 準 等					
		※ 住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の 住家であるかどうかを問わない。					
	全 壊	正次 てのながて フル・を回れない。					
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。					
住	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的						
家被害	半 壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。					
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表 し、その住家の損害割合が 10 パーセント以上 20 パーセント未満のもの とする。					
	一部損壊	準半壊 にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。					
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土 砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。					
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。					

	現行	
料編		ページ
5 災害救助法・協定等		
資料5-7 災害時応援協	3定一覧(自治体等公共団体)	資−90~92
	<mark>(追加)</mark>	

修 正 案

修正理由

新規協定締結に伴い時点修正

○災害時応援協定一覧(自治体等公共団体)

	70 100 100 700 700 Y	口件サム八百件	/	
市町村名	市町村間の 相互応援協定名	協定締結先	締結 年月日	協定内容
<u>三重 県</u>	<u>災害時の相互応援</u> <u>に関する協定</u>	三重県松阪市	R3. 9. 21	1 食糧、飲料水及び生活資金からいび供力ためにの提供2 被災無を療、放療、変療、な療・な療・なりとなりますなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまりなりまり <td< td=""></td<>

現 行	
料編	ページ
5 災害救助法・協定等	<i>₩</i> 0.2
資料5-7 災害時応援協定一覧(民間事業者)	資-93
<mark>(追加)</mark>	

修 正 案

修正理由

新規協定締結に伴い時点修正

○災害時応援協定一覧(民間事業者)

	物資協定名	協定締結先	締結 年月日	協定内容
	び害時における燃料の供 給等に関する協定	<u>千葉県石油協同</u> 組合野田支部	R2. 5. 27	<u>災害時における燃料</u> 等の優先的な提供
物次	電気自動車を活用した災 <u>害連携協定</u>	千葉日産自動車 株式会社 日産プリンス千 葉販売株式会社 日産自動車株式 会社	R2. 9. 4	<u>災害時等における電気自動車による避難</u> 所への電力の供給に 関する協定
資協会	<u>災害時における遺体保全</u> <u>剤の供給に関する協定</u>	<mark>株式会社ビー・</mark> <u>ハウス</u>	R2. 11. 16	<u>災害時における遺体</u> 保全剤の供給協力
定	災害時等における移動ト イレカー及び移動事務室 車の供給協力に関する協 定	<mark>タフバリア有限</mark> 会社	R3. 11. 11	<u>災害時等における</u> 移動トイレカー及 び移動事務室車の 供給協力
	災害時における資機材の 提供に関する協定	<u>株式会社フジョ</u> <u>シ管材</u>	R3. 12. 16	<u>災害時における資</u> 機材の優先的な提 供

	現	行		
資料編 《字类曲》 .			ページ	
5 災害救助法・協定等 資料5-7 災害時応援協定・	一覧(民間事業者	•)	資-	9 4
		·		
	<u>(追力</u>	<mark>II)</mark>		

修	正	案

新規協定締結に伴い時点修正

○災害時応援協定一覧(民間事業者)

	災害復旧協定名	協定締結先	締結 年月日	協定内容
災害復	<u>災害時における応急給水等</u> 業務の応援に関する協定	第一環境㈱	R2. 9. 1	<u>災害時における応</u> <u>急給水等業務の応</u> 援に関すること
旧協定	<u>災害時における停電復旧の</u> 連携等に関する基本協定	東京電力パワ <u></u> グリッド株式会 社	R3. 8. 18	<u>災害時等における</u> <u>停電復旧の連携に</u> 関すること

	現	行		
料編 5 災害救助法・協定等			ページ	1 ~ 9 5
資料5-7 災害時応援	協定一覧(民間事業者	ž)	頁-9-4	F 9 5
	(追	<u>/u</u>		

修 正 案

修正理由

新規協定締結に伴い時点修正

○災害時応援協定一覧(民間事業者)

	-	41.44 /14 /		
	支援協力協定名	協定締結先	締結 年月日	協定内容
支	<u>災害時における家屋被害</u> 認定調査等に関する協定	千葉県土地家 <u>屋調査士会</u>	R2. 10. 14	災害時における被 災家屋の調査及び 罹災証明・登記等 に関する協力
援協力協	野田市と日本郵便株式会 社との包括的連携に関す る協定書	日本郵便株式 会社	R2. 10. 22	人的・物的資源を 有効に活用して、 市民のサービスの 向上等を図る。
定	<u>災害時及び感染症発生時</u> における消毒業務に関す る協定	一般社団法人千葉県ペストコントロール協会	R2.11.2	災害時及び感染症 発生時における消 毒・防疫・害虫駆 除等に関する協定

現	行	
資料編		ページ
6 風水害・土砂災害		
資料6-3 水防法第15条第1項に対	規定する浸水想定区域内における	資-98~99
要配慮者利用施設一覧	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
<mark>○保育園・幼稚園</mark>	 	
NO <u>施設名</u>	<u>所在地</u>	
1 野田市立関宿中部幼稚園	<u>野田市桐ケ作 453−1</u>	
<u>アスク古布内保育園</u>	<u>野田市古布内 1527-13</u>	
3 <u>コビープリスクールせきやど保育園</u>	<u>野田市なみき二丁目 3−3</u>	
<u>4</u> 野田市立木間ケ瀬保育所	<u>野田市木間ケ瀬 3152−1</u>	
5	野田市新田戸 522	
O高齢者施設		
NO 施設名	<u>所在地</u>	
1 関宿ナーシングビレッジ 2 ささらホーム	野田市桐ケ作 666	
	野田市桐 <u>ケ作 933-4</u>	
3 <u>福聚苑老人保健施設</u> 4 <mark>ツクイ木間ケ瀬</mark>	野田市中戸 20 野田市木間ケ瀬 612-1	
<u>4 プライ本間の画</u> 5 ポプラ	野田市木間ケ瀬 613-14	
<u> </u>	野田市木間ケ瀬 2148-3	
<u> ささらホーム</u>	野田市木間ケ瀬 2460-21	
<u>8 ささらホーム</u>	<u>野田市木間ケ瀬 2711-6</u>	
9 アロハデイサービス	野田市木間ケ瀬 2764-63	
<u>10 ゆりの木</u> <u>11</u> かえで	野田市木間ケ瀬 3162-1 野田市木間ケ瀬 4011-5	
<u> </u>	野田市木間ケ瀬 4877-1	
13 デイサービスセンター ウェルフェア	野田市木間ケ瀬 6129	
14 陽だまり	<u>野田市尾崎 1109-3</u>	
15 星の子瀬戸校まなびや	野田市瀬戸 189-29	
16 はぁとデイサービス日の出町	<u>野田市日の出町 9-4</u>	
D障がい者施設		
NO 施設名 1 キッズセンターさくら関宿台町事業所	<mark>所在地</mark> 野田市製宿台町 278	
1 <u>キッスセンターとくら関係合同事業所</u> 2 野田市関宿心身障がい者福祉作業所	<u>野田市西高野 334-1</u>	
3 ウィズパートナー		
4 <mark>きらり</mark>	野田市東宝珠花 247-2 野田市木間ケ瀬 1936-1	
<u>くすのき苑</u>	野田市木間ケ瀬 3121	
6 <u>ワークショップくすのき</u>	野田市木間ケ瀬 4011-5	
7 放課後デイサービスSanta 8 放課後デイサービスCherie	<u>野田市木間ケ瀬 4359−3</u> 野田市木間ケ瀬 4359−10	
<u> </u>	野田市木間ケ瀬 4839-101	
10 <u>のぞみ</u>	野田市尾崎 837-15	
<u>11</u> わくわくスポーツ広場	野田市尾崎 1719-1	
12 つばさ 12 つばさ	野田市目吹 2578-4	
13 たんぽぽ保育園あしたば 14 野田芽吹学園	野田市山崎 1088-2	
<u> 4 野田井吹字園</u> 	野田市下三ケ尾 875-1 野田市瀬戸 189-48	
16 就労サポート・のだ	野田市三ツ堀 356-1	
Mara / 11:		

	修	正	案		
广州山					

水防法の改正に伴い修正

選保健施設等の園・野田		<u>施設名</u>	所在地
一七野田		<mark>菱の園・野田</mark> <mark>介護保健施設奏の園・野田</mark>	中里1389
中野台 1 7 7 - 7 で		アロハナーシングケアハウス	木間ケ瀬2764-63
要主人保健施設野田ライフケアセンター レーブホームパンマンリー関電 アパートナー野田 アハウスウェルフェア イサービスセンターウェルフェア を 製造長屋 和楽久 川間 コファン尾崎台 医寿くらぶ野田清水公園北館 長寿くらぶ野田清水公園北館 と寿くらぶ野田清水公園市館デイサービスセンター 医寿くらぶ野田清水公園市館デイサービスセンター 医寿くらぶ野田清水公園市館デイサービスセンター 医寿くらぶ野田清水公園市館デイサービスセンター 医寿くらぶ野田清水公園市館デイサービスセンター 医寿くらぶ野田清水公園市館でイサービスセンター 医寿くらぶ野田清水公園市館でイサービスセンター 医寿くらぶ野田清水公園市館でイサービスセンター 国ニトステイ編寿園(従来型) 別養護老人ホーム講寿園(従来型) 別養護老人ホームは養寿園(ユニット型) コートステイ松葉園 アイサービスセンター松葉園 別養護老人ホーム松業園 レバーコート花りん 国福祉センターやすらぎの郷 明本を入ホーム松業園 レバーコート花りん 国福祉センターやすらぎの郷 明入所生活介護施設関電テーシングビレッジ いらんの家園市・シングビレッジ いらんの家様木 フイ川間 フィオ間ケ瀬 本間ケ瀬 オ大和15 日本の家様木 フィー川間 フィオでファールでは、カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・		イリーゼ野田	清水740-1
中里 1 5 6 4 - 2		<u>音女通りデイサービス</u>	中野台177-7
1		介護老人保健施設野田ライフケアセンター	野田840
1		グループホームソラスト川間	中里1564-2
アハウスウェルフェア		グループホームパンヤンツリー関宿	
1		ケアパートナー野田	
表示新町16-15		<u>ケアハウスウェルフェア</u> デイサービスセンターウェルフェア	<u>木間ケ瀬6129</u>
1	Ī	敬愛	
長寿くらぶ野田清水公園・館デイサービスセンター 接の単1-1-16 接の単1-1-16 接の単1-1-17 接続をした。		ご隠居長屋 和楽久 川間	
長寿くらぶ野田清水公園・館デイサービスセンター 接の単1-1-16 接の単1-1-16 接の単1-1-17 接続をした。		ココファン尾崎台	尾崎台 1 4
		<u>ご長寿くらぶ野田清水公園北館</u> ご長寿くらぶ野田清水公園北館デイサービスセンター	
3 - トステイ翻手関 (従来型) 1		ご長寿くらぶ野田清水公園南館 ご長寿くらぶ野田清水公園南館デイサービスセンター	<u>桜の里1-1-17</u>
		<u>コミュニケア24癒しのデイサービス野田</u>	
計画		<u>ショートステイ翻弄園(従来型)</u> 特別養護老人ホーム翻弄園(従来型)	<u> </u>
計画		<u>ショートステイ鶴寿園(ユニット型)</u> 特別養護老人ホーム鶴寿園(ユニット型)	<u> </u>
百福祉センターやすらぎの郷	ı	<u>ショートステイ松葉園 デイサービスセンター松葉園</u> 特別養護老人ホーム松葉園	<u>中里43-3</u>
明入所生活介護施設関宿ナーシングビレッジ イサービスセンター関宿ナーシングビレッジ 初藤護老人ホーム関宿ナーシングビレッジ からんの家愛岩 からんの家様木 グライスをしたが、 イサービスかたらい イサービスなごみ イサービスフォルテシモ 引養護老人ホーム野田市楽寿園 養老人ホーム野田市楽寿園	1	<u>シルパーコート花りん</u>	
イサービスセンター関宿ナーシングビレッジ 創養護老人ホーム関宿ナーシングビレッジ からんの家要宮 からんの家桜木 フイ川間 大きんの家桜木 フイ木間ケ瀬 イサービスかたらい イサービスかたらい イサービスなごみ イサービスフォルテシモ 刺養護老人ホーム野田市楽寿園 養老人木ーム野田市楽寿園 養老人木ーム野田市楽寿園 養老人木ーム野田市楽寿園 棚家280 清水171-7 五木新町16-15 動業264		<u>関宿福祉センターやすらぎの郷</u>	
# 1 1 3 4		短期人所生活介護施設関宿ナーシングビレッジ デイサービスセンター関宿ナーシングビレッジ 特別条種老人ホーム関宿ナーシングビレッジ	<u>桐ケ作666</u>
近らんの家川間	1	だんらんの家愛宕	柳沢1-34
ならんの家桜木 桜木22-2 フイ川間 尾崎台8-2 フイ木間ケ瀬 木間ケ瀬612-1 イサービスかたらい 濱水15 イサービスセンター翻奏圏 瀬本280 イサービスなごみ 濱水171-7 イサービスフォルテシモ 五木新町16-15 割業護老人木ーム野田市楽寿園 鎌本264 養老人木ーム野田市楽寿園		だんらんの家川間	<u> 五木新町1-5</u>
万子川間		だんらんの家桜木	桜木22-2
7イ末間ケ瀬 木間ケ瀬 6 1 2 - 1 イサービスかたらい 清水15 イサービスセンター構寿園 撮塞 2 8 0 イサービスなごみ 清水1 7 1 - 7 イサービスフォルテシモ 五木新町 1 6 - 1 5 創養権老人ホーム野田市楽寿園 趣奉 2 6 4		ツクイ川間	
イサービスかたらい 清水15 イサービスセンター議事団 額泰280 イサービスなごみ 清水171-7 イサービスフォルテシモ 五木新町16-15 創養障老人ホーム野田市楽寿団 鐵泰264		ツクイ末間ケ瀬	
イサービスセンター議事団 議奉280 イサービスなごみ 清水171-7 イサービスフォルテシモ 五木新町16-15 創業隆老人ホーム野田市楽寿団 鐵奉264		ディサービスかたらい	
イサービスフォルテシモ 五木新町16-15 訓養護老人ホーム野田市楽寿園 簡奉264 進老人ホーム野田市楽寿園 1000		デイサービスセンター鶴寿園	
イサービスフォルテシモ 五木新町16-15 訓養護老人ホーム野田市楽寿園 簡奉264 進老人ホーム野田市楽寿園 1000		デイサービスなごみ	
<u>翻菱護老人ホーム野田市楽寿園</u> 養老人ホーム野田市楽寿園		デイサービスフォルテシモ	五木新町16-15
		特別養護老人ホーム野田市楽寿園 養護老人ホーム野田市楽寿園	
1サービスセンター倫寿園 安杉2325-1		デイサービスセンター福寿園	金杉2325-1

 現
 行

 資料編
 ページ

6 風水害・土砂災害

資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における 要配慮者利用施設一覧 資−98~99

<u>○その他の施設</u>

	 		
NO.	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>	
1	<u>野田市立関宿学童保育所</u>	<u>野田市関宿台町 171</u>	
2	<u>野田市立二川学童保育所</u>	<u>野田市桐ケ作 464</u>	
3	<u>野田市立関宿中央学童保育所</u>	<u>野田市東宝珠花 234-1</u>	
4	<u>野田市立関宿中央第二学童保育所</u>	<u>野田市東宝珠花 234-1</u>	
<u>5</u>	<u>野田市立関宿子ども館</u>	<u>野田市木間ケ瀬 620</u>	
<u>6</u>	<u>野田市立木間ケ瀬学童保育所</u>	<u>野田市木間ケ瀬 3640</u>	
7	<mark>野田市立みずき学童保育所</mark>	<u>野田市みずき三丁目 2-3</u>	
8	<u>野田市立みずき第二学童保育所</u>	<u>野田市みずき三丁目 2−3</u>	

○土砂災害警戒区域等指定地における要配慮者利用施設

NO.	施設名	所在地
1	野田市老人福祉センター	野田市瀬戸270

修正案

修正理由

水防法の改正に伴い修正

No.	施設名	<u>所在地</u>
33	特別養護老人ホーム船形サルビア荘	船形297-2
<u>34</u>	短期入所生活介護ふれあいの里(ユニット型) デイサービスセンターふれあいの里 特別養護老人ホームふれあいの里	<u>野田 7 5 4 — 1</u>
<u>35</u>	<u>なごみ中野台</u>	<u>中野台300</u>
<u>36</u>	野田市岩木小学校老人デイサービスセンター	<u> 岩名 2 - 1 2 - 1</u>
<u>37</u>	<u>野田病院通所リハビリテーション</u>	<u>中里1554-1</u>
<u>38</u>	<u>はぁとデイサービス清水</u>	<u>清水269</u>
<u>39</u>	はぁとデイサービス日の出町	日の出町9-4
<u>40</u>	<u>陽だまり</u>	尾崎1109-3
41	福聚苑老人保健施設	中戸20
<u>42</u>	星の子瀬戸校まなびや	瀬戸189-29
<u>43</u>	<u>森田さんちの青楽(そら)</u>	<u>吉春6-3</u>
44	<u>縁「ゆかり」野田センター</u>	<u>木間ケ瀬2148-3</u>

<u>○障がい者施設</u>

No.	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>
1	<u>あしたば</u>	山崎1088-2
<u>2</u> 3	<mark>アンディとTiara</mark>	清水382-59
	飯野ホーム(グループホームほっと)	野田524
4	<u>ウィズパートナー</u>	<u>東宝珠花247-2 鶴岡ビル1階</u>
<u>5</u>	<u>紙ふうせん</u>	<u>清水167-10</u>
6	<u>からふるKids野田</u>	<u>七光台428-18 コートハイツ1階</u>
<u>7</u>	<mark>かりんす</mark>	<u>清水434-42</u>
<u>8</u>	<u>キッズセンター・さくら関宿台町事業所</u>	<u> 関宿台町278</u>
9	<u>キッズセンター・さくら野田事業所</u>	<u>尾崎807-5</u>
10	<u>きらり</u>	木間ケ瀬1936-1
11	<mark>くすのき苑</mark>	<mark>木間ケ瀬3121</mark>
12 13 14	<u>グループホームかえで</u>	<u>木間ケ瀬4011-5</u>
<u>13</u>	訓練サポートセンターライフ野田	<u>東宝珠花251-41</u>
14	<u> 啓心荘ひまわり 啓心荘女子寮(なでしこ)</u>	<u>柳沢210</u>
<u>15</u>	<u>けやき(グループホームかえで)</u>	<u>谷津1152-3</u>
<u>16</u>	<u>さくら</u>	<u>柳沢210-15</u>
<u>17</u>	<u>ささらホーム 1</u>	<mark>木間ケ瀬2460-21</mark>
<u>18</u>	<u>ささらホーム2</u>	<u>木間ケ瀬2711-6</u>
18 19 20	<u>ささらホーム3</u>	<u> 山崎1468-2</u>
<u>20</u>	<u>ささらホーム4</u>	<u>尾崎15一3</u>
<u>21</u>	サンフラワー	<u>西三ケ尾481-46</u>
21 22 23 24 25	しいのき(グループホームかえで)	<u>中里252-14</u>
<u>23</u>	指定多機能型事業所 つばさ	<u>目吹2578-4</u>
24	<u>就労サポート・のだ</u>	<u>三ツ堀356-1</u>
<u>25</u>	<u>しゅがぁ</u>	瀬戸232-19
<u>26</u>	生活介護事業所 Ciel	<u>木間ケ瀬713-6</u>

現				
資料編	ページ			
6 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における	資-98~99			
要配慮者利用施設一覧	員 50~55			
A HOUR II + 17 MAILES - Ju				

1.6-		
4135	正	女
1199	44-	*

水防法の改正に伴い修正

No.	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>
27	総活躍 野田	野田560-1 東海第3ビル2階
28	そらいろ	大殿井150-203
<u>29</u>	短期入所ほっと	船形310
<u>30</u>	<u>のぞみ</u>	<u>尾崎837-15</u>
31	野田市心身障がい者福祉作業所	基奉268
32 33	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	西高野334-1
<u>33</u>	<u>野田市立あおい空</u>	4 奉 9 0
<u>34</u>	<u>のだ福祉支援センターありがとうの花</u>	<u>東宝珠花222</u>
<u>35</u>	<u>のだ福祉支援センターエンジョイライフ</u>	<u>東宝珠花222</u>
<u>36</u>	野田芽吹学園	<u>下三ケ尾875-1</u>
<u>37</u>	<u>羽の郷野田</u>	<u>清水403-6</u>
<u>38</u>	<u>ハルちゃんhappvsmile</u>	<u>西三ケ尾481-46</u>
<u>39</u>	<u>ぱーる(グループホームほっと)</u>	<u>船形304</u>
40	<u>ひばり</u>	<u>船形310</u>
41	<u>ファーストステップ事業所</u>	清水269 サンクレール101号
42	放課後デイサービスウィズパートナー	東宝珠花247-2 福岡ビル1階
<u>43</u>	放課後等デイサービス Cherie	<u>木間ケ瀬4359-10</u>
44	放課後等デイサービスSanta	<u>木間ケ瀬4359-3</u>
<u>45</u>	THE TRUE TO BE A STATE OF THE TRUE TO BE A S	清水382-50
46 47	<u>星のいえ野田 第2星のいえ野田</u>	山崎 <u>2794-10</u> 木間ケ瀬4839-101
	<u>ほのか</u> ポプラ(グループホームかえで)	<u> </u>
48 49	サぐみ(共同生活援助野田芽吹学園)	<u> </u>
50	<u>ゲくの(共同工活技助野田牙吹子園)</u> ゆりの木(グルーブホームかえで)	<u>中野ローブリー4</u> 木間ケ瀬3162-1
	<u>マッツボ(アル・フホームがん) </u> ライフ1号棟	<u>木間ケ瀬5985-15</u>
<u>51</u> 52	ライフ2号棟	中戸483-10
53	らふすたでい	中野台100
54	れいんぼー	<u>木間ケ瀬719-1-A101</u>
55	ワークショップくすのき	木間ケ瀬4011-5
56	cocoro2nd	柳沢306-7
<u>57</u>	LS~ルース~	瀬戸189-48

〇医療施設

	No.	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>
l	1	<u>アイレディースクリニック</u>	尾崎1464
l	2	<mark>青木クリニック</mark>	<u>東宝珠花361</u>
l	3	<u>あらい内科クリニック</u>	<u>野田1226</u>
l	4	あら山こどもクリニック	<mark>七光台4-2</mark>
l	<u>5</u>	<u>石井医院</u>	<u>野田 4 5</u>
l	6	<mark>いちおか眼科</mark>	<u>野田787-6</u>
l	7	<u>うちだ内科クリニック</u>	<u>蕃昌250-2</u>
l	8	<u>大槻医院</u>	<u> 岩名 1 - 1 7 - 2</u>
l	9	<mark>岡田病院</mark>	柳沢221

現 行				
資料編	ページ			
6 風水害・土砂災害				
資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における 要配慮者利用施設一覧	資-98~99			
	I			

修	正	案
1132	I F	43

水防法の改正に伴い修正

No.	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>
10	尾崎台クリニック	<u>尾崎台14</u>
11	オバザワ眼科	野田241-7
<u>12</u>	川間太田産婦人科医院	<u>岩名2-7-1</u>
<u>13</u>	川間春日町整形外科小児科クリニック	<u>春日町25-30</u>
14	<u>川間南口眼科医院</u>	<u>尾崎837-56</u>
<u>15</u>	<u>キッコーマン総合病院</u>	<u>宮崎100</u>
<u>16</u>	<u>光葉町クリニック</u>	<u>光葉町1-6</u>
<u>17</u>	<u>小林医院</u>	<u>中野台183</u>
<u>18</u>	<u>さいとう眼科</u>	<u>七光台4−2</u>
<u>19</u>	<u>學根医院</u>	<u>尾崎840-27</u>
<u>20</u>	<u>関宿いちおか眼科</u>	<u>木間ケ瀬2147-1</u>
21 22	<mark>獎宿中央医院</mark>	<u> 木間ケ瀬2423-1</u>
<u>22</u>	<u>瀬戸クリニック</u>	<u>瀬戸179-9</u>
<u>23</u>	<u>東葛クリニック野田</u>	<u>吉春211</u>
<u>24</u>	<u>豊泉医院</u>	<u>尾崎815-2</u>
<u>25</u>	<u>ながせ耳鼻咽喉科</u>	<u>春日町14-7</u>
26 27	<mark>七光台クリニック</mark>	<u>光葉町1-8-6</u>
<u>27</u>	<u>七光台内科外科</u>	<u>七光台4-2</u>
28 29	野田病院	<u>中里1554-1</u>
<u>29</u>	<u>野田ライフケアセンタークリニック</u>	<u>野田840</u>
<u>30</u>	<u>はたのこどもクリニック</u>	<u>みずき2-14-4</u>
31	東葛飾病院	中戸13
<u>32</u>	皮膚科東武川間	<u>尾崎840-6</u>
33	<u>夜久耳鼻咽喉科医院</u>	<u>中野台213</u>
<u>34</u>	<u>山縣医院</u>	<u>堤台52-2</u>
<u>35</u>	<u>山崎外科内科</u>	<u>清水419</u>

〇保育施設

O PINE	Z FN F1 #04%		
No.	施設名	所在地	
1	アスク川間保育園	<u>尾崎853-1</u>	
<u>2</u>	アスク古布内保育園	<u>古布内1527-13</u>	
3	<u>アスク七光台保育園</u>	<u>谷津367</u>	
4	岩木学童保育所	<u>岩名2-10-17</u>	
<u>5</u>	<u>岩木第二学童保育所</u>	<u>岩名2-12-1</u>	
<u>6</u>	<u>岡田病院たんぽぽ保育室</u>	<u>柳沢221</u>	
<u>7</u>	<u>尾崎学童保育所</u>	<u>尾崎1415</u>	
8	<u>尾崎第二学童保育所</u>	<u>尾崎1415</u>	
9	かぞヤクルト販売㈱春日町センター保育所	<u>春日町10-6</u>	
<u>10</u>	<u>かぞヤクルト販売㈱関宿中央センター保育所</u>	<u>次木73-1</u>	
<u>11</u>	川間学童保育所	<u>中里556-9</u>	
<u>12</u>	<u>キッズルーム野田</u>	<u>船形1642−1野田船形物流センター</u>	
<u>13</u>	<u>木間ケ瀬学童保育所</u>	<mark>木間ケ瀬3640</mark>	
14	<u>子育てネットワークゆっくっく</u>	<u>岩名2-9-14</u>	

	現行	
資料編		ページ
6 風水害・ <u>-</u> 資料6-3	士砂災害 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における 要配慮者利用施設一覧	資-98~99

修	IE.	案

水防法の改正に伴い修正

<u>No.</u>	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>
<u>15</u>	コピープリスクールさくらのさとテラス	<u> 桜の里1-1-7</u>
16	コピープリスクールさくらのさと保育園	<u>桜の里1-1-5</u>
17	コピープリスクールせきやど保育園	<u>なみき2-3-3</u>
<u>18</u>	清水学童保育所	<u>清水773</u>
<u>19</u>	<u>清水第二学童保育所</u>	<u>清水773</u>
19 20	<u>関宿学童保育所</u>	<u> 関宿台町171</u>
21	関宿子ども館	<u>木間ケ瀬620</u>
<u>22</u>	<u> 関宿中央学童保育所</u>	<u>東宝珠花234-1</u>
23	<u>関宿中央第二学童保育所</u>	東宝珠花234-1
<u>24</u>	谷吉子ども館	<u>谷津1148-3</u>
25 26	<u>東部学童保育所</u>	<u> 鶴奉 2 6 9 一 1</u>
<u>26</u>	<u>七光台学童保育所</u>	<u>七光台126-2</u>
<u>27</u>	七光台子ども館	<u>七光台 1 2 6 - 2</u>
<u>28</u>	七光台第二学童保育所	<u>七光台20-1</u>
29	南部第三学童保育所 南部第二学童保育所	<u>山崎1249-40</u>
30	<u>南部第二学童保育所</u>	<u>山崎1249-25</u>
<u>31</u>	野田学童保育所	<u>野田535-2</u>
32	野田市立尾崎保育所	<u> 尾崎1714</u>
33	野田市立木間ケ瀬保育所	<u>木間ケ瀬3152-1</u>
34	野田市立東部保育所	4 奉 2 2 8
<u>35</u>	野田市立乳児保育所	<u>中野台17</u>
<u>36</u>	野田市立花輪保育所	上花輪新町14
<u>37</u>	野田市立北部保育所	<u>谷津682-2</u>
38	野田第二学童保育所	野田611
39	のだのことも関	蕃昌338-2
40	野田病院内保育室	<u>中里1554-1</u>
41 42	はじめのいっぽっこども園	<u>木野崎1088</u>
	東高飾病院内たんぽぽ保育園	中 <u>月13</u>
43	二川学童保育所	桐 <u>ケ作464</u> 東宝珠花237-1いちいのホール内3F
44	ニ川つどいの広場	
<u>45</u>	北部学童保育所	<u>谷津22-1</u>
46	みずき学童保育所	みずき3-2-3

〇学校

	No.	施設名	所在地
	1	岩木幼稚園	<u> 五木341-5</u>
	2	<mark>かぜのこようちえん</mark>	<u>春日町10-7</u>
	3	私立西武台千葉高等学校・中学校	<u> 尾崎2241-2</u>
	4	異宿幼稚園	<u>新田戸522</u>
	<u>5</u>	千葉県立清水高等学校	清水482
	6	<u>千葉県立関宿高等学校</u>	<u>木間ケ瀬4376</u>
	<u>7</u>	千葉県立野田中央高等学校	<u>谷津713</u>
ı	8	<u>千葉県立野田特別支援学校</u>	<u>44年147-1</u>

		現	行		
資料編					ページ
6 風水害・土	砂災害		- > - 1 10 -1		VI
			る浸水想定区域内	における	資-98~99
	要配慮者利用施設	段一覧			

修	_	宏
1125	ı I	*

水防法の改正に伴い修正

No.	<u>施設名</u>	<mark>所在地</mark>
9	月影幼稚園	<u>中里492-1</u>
10	野田市立岩木小学校	<u>岩名2-12-1</u>
<u>11</u>	<u>野田市立岩名中学校</u>	<u>岩名1700</u>
<u>12</u>	<u>野田市立尾崎小学校</u>	<u>尾崎1415</u>
<u>13</u>	<u>野田市立川間小学校</u>	<u>中里934</u>
<u>14</u>	<u>野田市立川間中学校</u>	<u>中里136-1</u>
<u>15</u>	<u>野田市立木間ケ瀬小学校</u>	<u>木間ヶ瀬3640</u>
<u>16</u>	<u>野田市立木間ケ瀬中学校</u>	<u>木間ヶ瀬3393-1</u>
<u>17</u>	<u>野田市立清水台小学校</u>	<u>清水773</u>
<u>18</u>	<u>野田市立関宿小学校</u>	<u> 関宿台町171</u>
<u>19</u>	<u>野田市立関宿中央小学校</u>	<u>東宝珠花234-1</u>
<u>20</u>	<u>野田市立関宿中学校</u>	<u>関宿台町2150</u>
<u>21</u>	野田市立関宿中部幼稚園	<u>桐ケ作453-1</u>
<u>22</u>	野田市立関宿南部幼稚園	<u>木間ケ瀬3197</u>
<u>23</u>	<u>野田市立第一中学校</u>	<u>野田829-1</u>
<u>24</u>	<u>野田市立中央小学校</u>	<u>野田611</u>
<u>25</u>	<u>野田市立東部小学校</u>	<u>藝奉220</u>
<u>26</u>	<u>野田市立七光台小学校</u>	<u>七光台20−1</u>
<u>27</u>	<u>野田市立野田幼稚園</u>	<u>野田793-8</u>
<u>28</u>	<u>野田市立二川小学校</u>	<u>桐ヶ作464</u>
<u>29</u>	<u>野田市立二川中学校</u>	<u>桐ヶ作418</u>
<u>30</u>	<u>野田市立二ツ塚小学校</u>	<u>ニッ塚485-2</u>
<u>31</u>	<u>野田市立北部小学校</u>	<u>谷津25-1</u>
<u>32</u>	<u>野田市立みずき小学校</u>	<u>みずき3-2-3</u>
<u>33</u>	<u>野田北部幼稚園</u>	<u>蕃昌336-7</u>
<u>34</u>	<u>宮崎幼稚園</u>	<u>宮崎97</u>

〇土砂災害警戒区域等指定地における要配慮者利用施設

I	No.	<u>施設名</u>	<u>所在地</u>
	1	野田市老人福祉センター	<u>野田市瀬戸270</u>

野田市地域防災計画新旧対照表

<時点修正等>

令和3年度

修正素案 野田市防災会議

		現	行	
震災編				ページ
				震-1
		現	行	
震災編				ページ
第1章	計画の基本方針			
第3節	災害環境			震-12
第3	社会環境			

1. 人口

本市の人口と世帯数は、令和<mark>2</mark>年4月1日現在、<u>154,330</u>人、 69.151 世帯である。

2. 十地利用

本市の面積は、103.55 kmであり、土地利用の状況は次のとおりである。

〈土地利用の状況〉

(<mark>平成 31</mark>	年1月	1日現在
----------------------	-----	------

	面 積 (㎡)	割合 (%)
田	<u>12, 750, 922</u>	<u>12. 3</u>
畑	<u>17, 080, 770</u>	<u>16. 5</u>
宅地	24, 551, 438	<u>23. 7</u>
池沼	296, 659	<u>0. 3</u>
山林	<u>5, 581, 388</u>	<u>5. 4</u>
原野	119, 672	<u>0. 1</u>
雑種地	12, 570, 013	<u>12. 1</u>
その他	<u>30, 599, 138</u>	29. 6

	修	正	案		
修正理由					
字句の修正 (障がい者) ×1箇所					
	修	正	案		
修正理由					

1. 人口

本市の人口と世帯数は、令和<mark>4</mark>年4月1日現在、<u>(最新値挿入)</u>人、 (最新値挿入) 世帯である。

2. 土地利用

本市の面積は、103.55 kmであり、土地利用の状況は次のとおりである。

〈土地利用の状況〉 (<mark>令和3年1月1日現在</mark>)

	面 積 (㎡)	割合 (%)
田	<u>12, 576, 257</u>	<u>12. 1</u>
畑	16, 680, 831	<u>16. 1</u>
宅地	24, 727, 938	23. 9
池沼	293, 336	0. 3
山林	<u>5, 345, 030</u>	<u>5. 2</u>
原野	<u>113, 703</u>	<u>0. 1</u>
雑種地	<u>13, 172, 585</u>	<u>12. 7</u>
その他	<u>30, 640, 320</u>	29. 6

			現	行		
製災編第1章第3節第4	計画の基 災害環境 既往	竞			_	ページ 震-13
		〈千葉県	 見における均	也震災害	の履歴〉	
年	月日	地震名	地震の	規模	千葉県の	主な被害
			(略)			
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6. 1		県内で死者1 名、家屋の一 被害がでた。 市ではブロッ 所で倒壊、ま 香取市におい 14,800 軒以上 した。	部損壊 <mark>3</mark> 棟の その他、銚子 ク塀等が4ヵ た銚子市及び て、一時、約
			現	行		
震災編 第1章 第3節 第4	計画の基準 災害環境 既往	竞	Дi	11		ページ 震-14
		〈東北地方	太平洋沖地		本市の被害〉	
	項目		to		害の概要	
人的被害 火災	<u> </u>		死者1人、 1件	軽傷者	5 人	
住家被害	<u> </u>			半壊 <mark>6</mark>	東、一部破損 1	 , 931 棟
道路の亀		と等	96 箇所			, .,
利根川・の法面の		デの堤防	24 箇所			
ブロック	塀等の損	壊	30 箇所			
			現	行		
震災編						ページ 震-23
			 現	行		
震災編			-			ページ

修 正 案

修正理由

千葉県における地震災害の履歴を時点修正

〈千葉県における地震災害の履歴〉

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
			(略)	
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6. 1	県内で死者1名、負傷者1名、家屋の半壊 <mark>2</mark> 棟、 <mark>一部</mark> 損壊 219 棟の被害がでた。 その他、銚子市ではブロック塀等が4ヵ所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約14,800軒以上に断水が発生した。

修 正 案

修正理由

東北地方太平洋沖地震での本市の被害を時点修正

〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉

項目	被害の概要		
人的被害	死者1人、軽傷者5人		
火災	1件		
住家被害	全壊 1 棟、半壊 <mark> 7</mark> 棟、一部破損 <mark>1,932</mark> 棟		
道路の亀裂、陥没等	96 箇所		
利根川・江戸川等の堤防	24 箇所		
の法面の崩れ等			
ブロック塀等の損壊	30 箇所		

修 正 案

修正理由

名称の修正(名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター)))×1箇所 字句の修正(障がい者)×1箇所

修 正 案

修正理由

名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))×1箇所

震-24

	現	行		
震災編				ページ
第2章 災害	予防計画			
第5節 地震	裏に強いまちづくり			震-34
	市街地の不燃化・耐震化			
(9) //\ ##	施設の耐震化			
			 -	
市有類	津築物の特定建築物	については、	<u> 半成 32 年度</u> ま	でに可能な限
り全ての	の施設の耐震改修を	·行う。		
	現	行		
最似好	5/1	.1.1		ページ
震災編				ヘーシ
				震-38
				/12 5 0
	現	行		
震災編	<u> </u>	1.1		ページ
反火柵				
				震-41
	現	行		
震災編				ページ
72C) Civilia				•
				震-42
	現	行		
震災編				ページ
				_
				震-45
	→ □	/		
	現	行		
震災編				ページ
				震-46
				展-40
## W FE		1 J		0 11
震災編				ページ
				震-82
				反 0 2
		行		
電巛 炉		.1.1		ページ
震災編				ハーン
				震-84
				辰 0 4

修 案 正 修正理由 耐震化の目標年度を修正(平成32年度→令和7年度) (2)公共施設の耐震化 市有建築物の特定建築物については、**令和7年度**までに可能な限り 全ての施設の耐震改修を行う。 案 正 修正理由 字句の修正 (障がい者) ×1箇所 正 修正理由 システムの名称変更(物資管理情報システム➡物資調達・輸送調整等支援システム) 修 正 修正理由 名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))×2箇所 修 案 IE. 修正理由 字句の修正 (障がい者) × 2 箇所 修 案 正 修正理由 字句の修正(障がい者)×1箇所 修 正 修正理由 名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))×4箇所 修 正 案 修正理由 名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))×2箇所

		現	行	
震災編				ページ
				震-85
		現	行	
震災編				ページ
第3章	災害応急対策計画			
第6節	医療救護·防疫活動			震-85、86
第3	防疫活動			

2. 防疫活動

(1) 検病調査及び健康診断

野田健康福祉センターは、医師会及び保健救護班等関係機関の協力を得て指定避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。

現 行	
震災編	ページ
第3章 災害応急対策計画	
第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策	震-108
第2	

(5)学校納付金等の減免

市は、被災状況に応じて、被災した児童生徒に対する学校納付金等の減免をすることができる。

県では、県立高等学校に対し生徒の保護者等の住家等に被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規定の措置を取り、減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県立私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

	現	行	
震災編		11	ページ
			震-110
	TH	<i>i</i> =	
= <i>m I I</i>	現	行	
震災編			ページ
			震-115

修正案

修正理由

名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))×2箇所

修正案

修正理由

名称の修正(名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))) 字句の追加(等)

2. 防疫活動

(1) 検病調査及び健康診断

野田保健所(野田健康福祉センター)は、医師会及び保健救護班等 関係機関の協力を得て指定避難所等において検病調査及び健康診断<mark>等</mark>を 実施する。

修正案

修正理由

誤字の修正 (立の削除・等の追加)

(5)学校納付金等の減免

市は、被災状況に応じて、被災した児童生徒に対する学校納付金等の減免をすることができる。

県では、県立高等学校に対し生徒の保護者等の住家等に被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規定の措置を取り、減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

修正案

修正理由

字句の修正(障がい者)×1箇所

修 正 案

修正理由

名称の修正 (野田保健所 (野田健康福祉センター)) ×1 箇所

	現	行			
災編			ページ		
			震-117		
		行			
以編			ページ		
			震-120		
			及 1 2 0		
	TH.	<i>1</i> =			
災編	現	行	ページ		
第3章 災害応急対策計画					
第19節 災害救助法(¢ ⊞⊞	震-124		
第3 災害救助	去による救助の実施機	8)			
	〈災害救助法	よの救助項目〉			
	<u> </u>	期間			
(略)		(略)			
	医療	災害発生の日から 14 日以内			
医療及び助産	助産	<mark>分べんした</mark> 日から7日以内			
災害にかかった者の救出		災害発生の日から3日以内			
災害にかかった住宅の応	急修理	災害発生の日から <mark>1月</mark> 以内に完成			
生業に必要な資金の貸与		災害発生の日から1月以内	に完了		
		教科書:災害発生の日から	1月以内に完了		
学用品の給与		その他の学用品:災害発生	の目から 15 目以		
		内に完了			
		L1(C)[1			

		修	正	案
修正理由				
名称の修正(野田保	健所(野田健康	福祉セン	/ター)))×1箇所
		修	正	案
修正理由				
字句の修正(障がい	者)×1箇所			
		修	正	案
修正理由				
災害救助法の改正の反	· 映			

〈災害救助法の救助項目〉

種 類	期間	
()	(略)	
医療	災害発生の日から 14 日以内	
助産	<mark>災害発生の</mark> 日から7日以内	
Ц	災害発生の日から3日以内	
	災害発生の日から <mark>3ヵ月(ただし、国の災害</mark>	
芯急修理	対策本部が設置された場合は6ヵ月) 以内に	
	完成	
-	災害発生の日から1 <mark>ケ</mark> 月以内に完了	
	教科書:災害発生の日から1 <mark>ケ</mark> 月以内に完了	
	その他の学用品:災害発生の日から15日以	
	内に完了	
()	(略)	
	医療 助産 出 本急修理	

正 案

修正理由

名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))×2箇所

		現	行	
風水害編				ページ
第1章	総則			
第3節	災害環境			風-12
第3	社会環境			

1. 人口

本市の人口と世帯数は、令和<mark>2</mark>年4月1日現在、<u>154,330</u>人、 **69,151** 世帯である。

2. 土地利用

本市の面積は、103.55 km であり、土地利用の状況は次のとおりである。

〈土地利用の状況〉 (<mark>平成 31 年 1 月 1 日現在</mark>
--

	面 積 (㎡)	割合 (%)
田	<u>12, 750, 922</u>	<u>12. 3</u>
畑	<u>17, 080, 770</u>	<u>16. 5</u>
宅地	24, 551, 438	23. 7
池沼	296, 659	<u>0. 3</u>
山林	<u>5, 581, 388</u>	<u>5. 4</u>
原野	119, 672	<u>0. 1</u>
雑種地	<u>12, 570, 013</u>	<u>12. 1</u>
その他	<u>30, 599, 138</u>	29. 6

	現	行	
風水害編			ページ
			風-16
	現	行	•
	先	11	
風水害編			ページ
			風-43
	現	行	
風水害編			ページ
			風-58

修正案

修正理由

人口の時点修正

土地利用の状況を時点修正

1. 人口

本市の人口と世帯数は、令和<mark>4</mark>年4月1日現在、<mark>(最新値挿入)</mark>人、 (最新値挿入) 世帯である。

2. 土地利用

本市の面積は、103.55 kmであり、土地利用の状況は次のとおりである。

〈土地利用の状況〉 (**令和3年1月1日現在**)

	面 積 (㎡)	割合 (%)
田	<u>12, 576, 257</u>	<u>12. 1</u>
畑	16, 680, 831	<u>16. 1</u>
宅地	24 , 727 , 938	23. 9
池沼	293, 336	<u>0. 3</u>
山林	5 , 345 , 030	<u>5. 2</u>
原野	<u>113, 703</u>	<u>0. 1</u>
雑種地	13, 172, 585	<u>12. 7</u>
その他	30, 640, 320	29 . 6

修正案

修正理由

名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))×1箇所

修 正 案

修正理由

名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))×5箇所

修 正 案

修正理由

名称の修正(野田保健所(野田健康福祉センター))×1箇所

	現	行	
資料編			ページ
			資-6
	現	行	
資料編			ページ
2 自主防災 資料 2 - 1	野田市自主防災組織補助金交付規則		資-15~19

(交付の申請)

第 16 条 活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、野田市自主 防災組織活動補助金交付申請書<u>(別記第9号様式)</u>を市長に提出しな ければならない。

	現 行	Ī	
資料編 2 自主防災			ページ
資料2-1	野田市自主防災組織補助金交付規則		資-15~19

(資機材等補助金に関する特例措置)

4 平成 27 年 10 月 1 日から<mark>平成 32 年</mark> 3 月 31 日までの間は、・・・ (略)

平成27規則49・追加、令元規則23・一部改正)

5 平成 27 年 10 月 1 日から<mark>平成 32 年</mark> 3 月 31 日までの間に・・・ (略)

(活動補助金に関する特例措置)

6 平成 27 年 10 月 1 日から<mark>平成 32 年</mark> 3 月 31 日までの間は、・・・ (略) 修正案

修正理由

名称の修正(千葉県野田保健所(野田健康福祉センター))×1箇所

修正案

修正理由

令和2年度規則改正を反映する。(様式削除)

(交付の申請)

第 16 条 活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、野田市自主 防災組織活動補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

修正案

修正理由

令和2年度規則改正を反映する。(補助期間の延長)

(資機材等補助金に関する特例措置)

4 平成 27 年 10 月 1 日から<mark>令和 5 年</mark>3 月 31 日までの間は、・・・ (略)

(平成 27 規則 49・追加、令元規則 23・一部改正<mark>、令 3 規則 6・一部改正</mark>)

5 平成 27 年 10 月 1 日から<mark>令和 5 年</mark> 3 月 31 日までの間に・・・ (略)

(活動補助金に関する特例措置)

6 平成 27 年 10 月 1 日から<mark>令和 5 年</mark> 3 月 31 日までの間は、・・・ (略)

現 行 資料編 ページ 3 情報連絡 資料3-4 野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱 資-37~40 (様式第1号) (様式第2号) (様式第3号) 様式第1号**(第3条関係)** 氏名 様式第2号**(第5条関係)** 氏名 様式第3号**(第7条関係)** 氏名 現 行 ページ 資料編 3 情報連絡 資料3-5 野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧 資-41 ○野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧 所在地 (野田市) No, 設置場所 (施設) (略) (略) (略) 野田市消防署通信**指令**室(2階) 野田市宮崎 126-2 4 (略) (略) (略) 現 行 資料編 ページ 3 情報連絡 資料3-9 防災関係機関の電話 資-51

修 正 案

修正理由

要綱改正を反映する。(様式押印削除)

<mark>(削る)</mark> (削る) (削る)

様式第1号**(削る)**

氏名

<mark>(削る)</mark>

様式第2号**(削る)**

氏名

<u>(削る)</u>

様式第3号<mark>(削る)</mark>

氏名

<mark>(削る)</mark>

修 正 案

修正理由

設置場所の修正

(No.4 野田市消防署通信指令室(2階)→No.4 野田市消防署通信室(2階))

○野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

No,	設置場所(施設)	所在地 (野田市)
(略)	(略)	(略)
4	野田市消防署通信室(2階)	野田市宮崎 126-2
(略)	(略)	(略)

修正案

修正理由

名称の修正(千葉県野田保健所(野田健康福祉センター))×1箇所

ページ
資-51

○防災関係機関の電話

機関名	一般電話番号	千葉県防災 行政無線番号
(略)	(略)	(略)
東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社	04 (7113) 2000	
(昭各)	(略)	(略)

現。 行	
資料編	ページ
4 指定緊急避難場所・防災関連施設等	
資料4-1 指定緊急避難場所一覧 [地震・大規模事故対応]	資-59-63
現	
資料編	ページ
4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-2 備蓄倉庫・備蓄品一覧	資-66

修	74	客
11念	ı⊢	2

修正理由

東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社の電話番号を修正

○防災関係機関の電話

機関名	一般電話番号	千葉県防災 行政無線番号
(略)	(略)	(略)
東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社	03 (6375) 9803	
(略)	(略)	(略)

修 正 案

修正理由

関宿にこにこ水辺公園の所在地枝番修正(誤記:-4➡-1) 鹿島神社の電話番号削除(不通)

修正案

修正理由

最新のものに更新

現 行 ページ 資料編

5 災害救助法・協定等

資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

資-73~75

○災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(**平成 24 年 9 月 7 日**現在)

救助の種類	対	象	費用の限度額	期	間	備考
避難所の設置	災害による。	受 受け のあ	<基本額> 避難所設置費	災日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

修 正 案

修正理由

災害救助法改正を反映する。

○災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(**今和3年6月18日**現在)

				(令和3年6月18日 現在)
救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現	<基本額>	災害発生の	1 費用は、避難所の設置、維持及
(法第4条第1	に被害を受	避難所設置費	日から7日	び管理のための賃金職員等雇上費、
項)	け、又は受け	1人 1日当たり	以内	消耗器材費、建物等の使用謝金、借
	るおそれのあ	330 円以内		上費又は購入費、光熱水費並びに仮
	る者を収容す	<加算額>		設便所等の設置費を含む。
	る。	高齢者等の要援護者を収容す		2 避難の長期化が見込まれる場合
		る「福祉避難所」を設置した場		や要配慮者を対象に旅館やホテル
		合、 <mark>下記対象経費の通常の実</mark>		を借り上げて、避難所にすること
		費を加算		<mark>も可能</mark>
		<mark>1 おおむね 10 人の対象者に 1</mark>		
		人の生活に関する相談等に当		
		<mark>たる職員等の配置経費</mark>		
		2 高齢者、障害者等に配慮し		
		<mark>た簡</mark> 易洋式トイレ等の器物の		
		費用		
		3 日常生活上の支援を行うた		
		めに必要な消耗器材費などを		
		<mark>加算できる。</mark>		
	災害が発生す	<u>(基本額)</u>		1 費用は、災害が発生するおそれ
***************************************	るおそれのあ	避難所設置費		がある場合において必要となる建
<mark>項)</mark>	る場合におい		救助を開始	物の使用謝金や光熱水費とする。
	て、被害を受	330 円以内	した日か	なお、夏期のエアコンや冬期のス
	けるおそれが		<mark>ら、災害が</mark>	トーブ、避難者が多数の場合の仮
	あり、現に救		発生しなか	設トイレの設置費や、避難所の警
	助を要する者	た場合、当該地域における通	ったと判明	備等のための賃金職員等雇上費な
	<u>に供与する。</u>	常の実費を支出でき、上記を 超える額を加算できる。	<mark>し、現に救</mark> 助の必要が	ど、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議す
		旭ん句観で加昇じさる。	期の必要か なくなった	女となる場合は、内阁府と協議9 ること。
			なくなった 日までの期	<u>ること。</u> 2 避難に当たっての輸送費は別途
			日までの州 間	2 歴無に当たりしの制送員は別述
	L	1	<u>181</u>	<u> </u>

救助の種類	対	象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住全し <mark>住で</mark> ら住と者 家焼 <mark>屠がっ</mark> 資をで が鬼 <mark>居がて</mark> 力 <mark>得</mark> き	流 <mark>すい、</mark> でる い、でる でる	1 規 格 1 戸当たり平均 29.7 ㎡ (9 坪) を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,401,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の 日から 20 日 以内に着工	2, 401, 000 円以内であればよい。

修 正 案

修正理由

救助の種類	対	象	費用の限度額	期	間	備考
応急仮設住宅の 供与	住家が全場 全焼又はた した者で。 で、自らの 力では住 ^の ができない	流 あ の宅こい 失 <mark>っ</mark> 資をと者	○建設型応急住宅 1 限度額 1 戸当たり 平均 5,714,000 円以内 2 住宅の規模 応急救助の趣旨を踏まえ、 実施主体が 地域の実情、世 帯構成等に応じて設置 おおむね50 戸に1 施設設置 可	災害発生 日から2 以内に利	20 日	1 半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 ブレハブ業界において、単身用(6 坪タイプ)、小家族用(9 坪タイプ)、大家族用(12 坪)の仕様が設定されていることも考慮する。3 50 戸未満でも小規模な集会施設の設置可4 「特定非常災害」の指定があ
			型	災害発生 日かに規制 東京の と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	速や 世間は 日か 2年 応急	4 「特定非常災害」の指定が必 る場合のみ、1 年を超えない期間ご との延長が可能 1 半壊であっても住み続けるこ とが困難な程度の傷みや避難指示 の長期化が見込まれるなどの全壊 相当を含む(個別協議) 2 家實、共益費、敷金、礼金、 仲介手数料又は火災保険等、民間 賃貸住宅の貸主又は仲介業者との 契約に不可欠なもの 3 「特定非常災害」の指定があ る場合のみ、1 年を超えない期間ご との延長が可能

資料編ページ5 災害救助法・協定等
資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間資-73~75

救助の種類	対 象	費用	の限度額			期間			備	考
炊き出しその他に よる食品の給与	1 避難所に <mark>収容 された者</mark> 2 全半壊 (焼)、流失、床 上浸水で炊事できない者	1人1日当 <mark>1,010</mark> 円	たり		災害系 7日以	8生の日か 人内		延給 限度	給与のた 食日数で	めの総経費を 除した金額が あればよい。 / 3 日)
飲料水の供給	(略)	(略))			(略)			(略)	
被服、寝具その 他生活必需品の 給与又は貸与	(暇各)	区 分	1 人世帯	2 J	世帯	(略)	4 h	₩₩	(略)	6 人以上 1 人増す
			1 / (1)		(11.21)	りて産品	1/	111	OZEM	ごとに加算
		全 壊 全 焼ー	夏 17,200	22	2, 200	32, 700	39,	200	49, 700	7, 30
		No. 11.	冬 28,500	3	6, 900	51, 400	60,	200	75, 700	10, 400
		1 530	夏 5,600	7	7,600	11, 400	13,	, 800	17, 400	2, 40
		半 焼 床上浸水	冬 9,100	1	2,000	16, 800	19,	900	25, 300	3, 300

現 行	
資料編	ページ
5 災害救助法・協定等 資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間	資-73~75

	救助の種類 対象		費用の限度額	期間	備考
ſ	医 療	(略)	(略)	(略)	(略)
I	助 産	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>災害にかかっ</u> た者の教出	(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 案

修正理由

災害救助法の改正による修正

救助の種類	対 象		費用の降	艮度額			期間			備	考
	1 避難所に <mark>避難</mark> している者 2 住家に被害を 受け、又は災害に より現に炊事ので きない者		日当たり <mark>0</mark> 円以内			災害発 7日以	生の日か 人内		延給 限度	食日数で	めの総経費を 除した金額が あればよい。 / 3 日)
飲料水の供給	(略)		(略)				(略)			(略)	
被服、寝具その 他生活必需品の 給与又は貸与	(略)	区	(略)	1人世帯	2 人	、世帯	(略)	4人	世帯	5人世帯	6 人 <mark>世帯</mark> 以上
		全全	壊 夏 焼	18, 800	2	<mark>4, 200</mark>	<u>35, 800</u>	<mark>42,</mark>	800	<mark>54, 200</mark>	<mark>7, 90</mark>
		流	失冬	<u>31, 200</u>	4	0, 400	<u>56, 200</u>	<u>65,</u>	700	<u>82, 700</u>	<u>11, 40</u>
		半	壊夏	<mark>6, 100</mark>	8	3, 300	<mark>12, 400</mark>	<u>15,</u>	100	19, 000	<u>2, 60</u>
		半 床上浸	焼 冬	10, 000	1	3, 000	18, 400	<u>21,</u>	900	27, 600	<mark>3, 60</mark>

修正案

修正理由

救助の種類 対象		費用の限度額	期間	備考
医 療	(略)	(略)	(略)	(略)
助 産	(略)	(略)	(略)	(略)
被災者の救出	(略)	(略)	(略)	(略)

現 行 資料編 5 災害救助法・協定等 資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間 資-73~75

救助の種 類	対 象	費用の限度額	期間	備	考
災害にかかっ た住宅の応急 修理	<u>仕家が半壊(烧)</u> <u>し、自らの資力により</u> <u>応急修理をすることが</u> できない者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度 の部分 1世帯当たり 520,000円以内	<u>災害発生の日から1か月</u> <u>以内</u>		

現 行

資料編 5 災害救助法・協定等

資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

資-73~75

ページ

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流 失半壊(焼)又は床上 浸水により学用品を喪 失又は毀損し、就学上 支障のある小学校児 童、中学校生徒及び高 等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外 の 教材で教育委員会に 届出又はその承認を受 けて使用している教 材、又は正規の授業で 使用している教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金 額以内 小学校児童 4,100 中学校生徒 4,400 日 高等学校等生徒 4,800	から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支給 する。
埋葬	災害の際死亡した 者を対象にして実際に 埋葬を実施する者に支 給	1 体当たり 大人(12歳以上) <mark>201,000</mark> 円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日 から 10 日以内	災害発生の日以前に死 した者であっても対 となる。
死体の捜索	(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 案

修正理由

災害救助法の改正による修正

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊(焼) 若しくはこれらに準ず る程度の損傷を受け、 自らの資力により応急 修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住することが困難である程度に 住家が半壊(焼)した 者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度 の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半 壊又は半壊若しくは半焼 の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる 程度の損傷により被害を 受けた世帯 300,000円以内	以内 (災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同 法第 24 条第 1 項に規定 する非常災害対策本部又 は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対 策本部が設置された災害	

修 正 案

修正理由

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流 失半壊(焼)又は床上 浸水により学用品を喪 失又は毀損し、就学上 支障のある小学校児 童、中学校生徒及び高 等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外 の 教材で教育委員会に 届出又はその承認を受 けて使用している教 材、又は正規の授業で 使用している教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金 額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	から (教科書) 1か月以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支給 する。
埋葬	災害の際死亡した 者を対象にして実際に 埋葬を実施する者に支 給	1 体当たり 大人 (12歳以上) <mark>215, 200</mark> 円以内 小人 (12歳未満) 172, 000円以内	災害発生の日 から 10 日以内	災害発生の日以前に死 した者であっても対象 なる。
死体の捜索	(略)	(略)	(略)	(略)

 現
 行

 資料編
 ページ

 5 災害救助法・協定等
 資-73~75

 資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した 者について、死体に 関する処理(埋葬を 除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日 から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、 別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄 関等に障害物が運び 込まれているため、 生活に支障をきたし ている場合で自力で は除去することので きない者	1 世帯当たり <mark>133, 900</mark> 円以内	災害発生の日 から10日以内	3

現 行

資料編

5 災害救助法・協定等

資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

資-73~75

ページ

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分		<mark>敷助の実施が</mark> <mark>認められる期間</mark> 以内	

修 正 案

修正理由

災害救助法の改正による修正

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者に ついて、死体に関する 処理(埋葬を除く。) をする。		災害発生の日 から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄 関等に障害物が運び 込まれているため、 生活に支障をきたし ている場合で自力で は除去することので きない者	1 世帯当たり <mark>137, 900</mark> 円以内	災害発生の日 から10日以内	o

修 正 案

修正理由

物送費及び 賃金職員等 雇上費(法 第4条第1 項)	救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
費用 ・避難者がパス等に乗降するための補助員など、避難支援のために 必要となる賃金職員等	賃金職員等 雇上費 <u>(法</u> 第4条第1 項) 輸送費及び 賃金 職員等雇上 費(法	2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整 理配分 避難者の支援に係る	の実費 当該地域における通常の	められる期間以 内 教助の実施が 数められる期	階の救助は、高齢者・ 障害者等で避難行動が 困難な要配慮者の方の 輸送であり、以下の費 用を対象とする。 ・避難所へ輸送するため のパス借上げ等に係る 費用 ・避難者がパス等に乗降 するための補助員な ど、避難支援のために 必要となる賃金職員等

 現
 行

 資料編
 ページ

 5 災害救助法・協定等
 資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

 資十 5 - 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間
 資-73~75

	節	囲	費用の限度額	期	間	備	
			24,				
実費弁償		去施行令 第	1人1日当たり		実施が		手当及び旅
		<mark>号から第4</mark>	医征 华利尼征	-	しる期間	費は別途に定	める観
	号までに対	<u>R 足り 句 日</u>	医師、歯科医師 24.700 円以内	以内			
			薬剤師、診療放射線技				
			師、臨床検査技師、臨				
			床工学技士及び歯科衛				
			生士				
			<mark>14, 700</mark> 円以内				
			保健師、助産師、看護				
			師、及び准看護師				
			16,000 円以内				
			救急救命士				
			16,200 円以内 土木技術者、建築技術者				
			16,100 円以内				
			大工				
			18,600 円以内				
			左官				
			<mark>17, 200</mark> 円以内				
			とび職				
			<mark>18, 100</mark> 円以内				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

修 正 案

修正理由

災害救助法の改正による修正

	範 囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	範 囲 災害救助法施行令 <mark>第</mark> 4条第1号から第4 号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,200 円以内 薬剤師、診療放射線技 師、臨床検査技師、臨 床工学技士及び歯科衛 生士 14,100 円以内 保健師、助産師、看護 師、及び准看護師	救助の実施が 認められる期間 以内	***
		14,800 教急救命士 13,700 円以内 土木技術者、建築技術者 14,200 円以内 大工 24,500 円以内 左官 26,100 円以内 とび職 26,400 円以内		

<mark>(削る)</mark>

現 行	
資料編	ページ
5 災害救助法・協定等 資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間	資−73~75

範	囲	費用の限度額	期間	備考

修 正 案

修正理由

災害救助法の改正による修正

			1		1	
	範	囲	費用の限度額	期間	備考	
教助の事務を行うのに 必要な費用	費、印刷	等雇上費 (消耗品 対費、食糧 刺製本費、 要、修繕	教助事務費に支出条に定める費用は、法第21条に定める関庫負担を行う年度(以上を行う年度) においるのでに、大きに係る費用にでいる名のでに、地方ののでは、地方ののでは、地方のでは、はりのでは、は、地方のでは、はりのは、はりの	認められる期間 及び災害 動費の精算する 事務を行う 期間以内		_
			イ 3千万円以下の部分の ロ 3千万円を超え6千万 ハ 6千万円を超え1億円 二 1億円を超え2億円以	円以下の部分の金 以下の部分の金割	を額については100分の9 については100分の8	<u>!</u>
			- 「億円を超え2億円以 木 2億円を超え3億円以 へ 3億円を超え5億円以 ト 5億円を超える部分の	下の部分の金額に 下の部分の金額に	ついては100分の6 ついては100分の5	
			「 り は 口 で 旭 ん 句 即 万 0	ソ亜酸に ノいては	100 73 074 T	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

行 現 ページ 資料編 5 災害救助法・協定等 資-79 資料5-1 野田市災害弔慰金の支給等に関する条例 第1章 総 則 (目的) 第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年政令 第 374 号。以下「法」という。) 及び**同法施行令**災害弔慰金の支給等に関す る法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基 づき、 (略) 現 行 ページ 資料編 6 風水害・土砂災害 資-96 資料 6-1 警報・注意報発表基準一覧 浸 水 害 表面雨量指数基準 20 大 雨 <mark>127</mark> 土 砂 災 害 土壌雨量指数基準 流域雨量指数基準 江川流域=6.8 警 報 洪 水 複合基準 江戸川流域=(10, 8.7) 指定河川洪水予報によ 利根川中流部 [芽吹橋]、江戸 川[西関宿・野田] る基準 (略) (略) (略) 現 行 資料編 ページ 6 風水害·土砂災害 資-96 資料 6-1 警報·注意報発表基準一覧 11 表面雨量指数基準 大 雨 109 土壌雨量指数基準 流域雨量指数基準 江川流域=5.4 注 意 報 江戸川流域=(5,7.8), 洪 水 複合基準 利根川流域=(5,81.3)

(略)

(略)

(略)

修正理由 修正 案

誤記の削除(同法施行令)

第1章 総 則 (目 的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年政令第374号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、

(略)

修正案

修正理由

銚子地方気象台による発表基準の変更

		浸 水 害	表面雨量指数基準	20
	大 雨	土砂災害	土壤雨量指数基準	<mark>143</mark>
警 報	警 報		流域雨量指数基準	江川流域= <mark>9. 3</mark>
	洪水		複合基準	
			指定河川洪水予報による	利根川中流部 [芽吹橋] 、江戸
			基準	川 [西関宿・野田]
	(略)		(略)	(略)

修正案

修正理由

銚子地方気象台による発表基準に変更があったため

注 意 報		表面雨量指数基準	<u>8</u>
	大 雨	土壌雨量指数基準	<u>118</u>
		流域雨量指数基準	江川流域= <mark>7. 4</mark>
	洪 水	複合基準	江戸川流域=(<mark>9, 6.4</mark>), 利根川流域=(<mark>5, 82.5</mark>)
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

(略)

(略)

部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
自衛隊需品学校	震-7 震災編 第1章 第2節 防災関 係機関等	第4 自衛隊 1. 陸上自衛隊需品学校 (1)ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略	第4 自衛隊 1. 陸上自衛隊需品学校 (1) ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 防災に関する連絡協議に関		連絡協議は全ての関係機関で行っているため、現行計画のとおりとします.
公募委員 山本	震-12 震災編 第1章 第3節 災害環 境	第3 社会環境 2. 土地利用		震-16において「2(1)建物被害の予測」が記載されてるが、分母となる住居数がないと被害の規模感が分かりにくいと考えるため。	上位計画との整合を図るため、現 行計画のとおりとします。
江戸川河川事務 所	震-33 震災編 第2章 第5節 地震に 強いまちづくり	関係機関の欄 江戸川河川事務所	関係機関の欄 江戸川河川事務所 <u>、利根川上流河川 事務所</u>	野田市に関係する河川施設は利根 川もあるため、利根川を管理する 利根川上流河川事務所を追記願い ます。	御意見のとおり修正します。
公募委員 山本	震-34 震災編 第2章 第5節 地震に 強いまちづくり	第1 市街地の不燃化・耐震化 4. 生活空間の危険性の除去 (1)ブロック塀等の安全対策	第1 市街地の不燃化・耐震化 4.生活空間の危険性の除去 (1)ブロック塀等の安全対策 オ 自動販売機据付基準の周知等 を行い自動販売機の転倒防止を推 進する。	十葉県の地域防災計画(令和2年修正)の「地-23-6」では、ブロック塀等の「等」に該当する部分として「自動販売機の転倒防止」の記述がありますし、市の計画素案では「等」の部分の意味合いが県の計画と異なると読まれる可能性があるため。 【県計画 地-2-36】	近隣市の状況を確認しながら今後 検討します。
東京理科大学教授	震-35 震災編 第2章 第5節 地震に 強いまちづくり	各種防災活動の拠点となるべき市 の施設は、補強の必要性の高いとこ ろについて、計画的な改修・補修工	第3 公共施設の整備 各種防災活動の拠点となるべき市 の施設は、補強の必要性の高いとこ ろについて、計画的な改修 や免震工 事、 補修工事を行い、耐震 <u>・免</u> 震・耐火性能の維持・強化を図る。	は、宇土市役所本庁舎をはじめと	上位計画との整合を図るため、現 行計画のとおりとします.

部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
公募委員 山本	震-38 震災編 第2章 第6節 防災施 設の整備	第1 指定緊急避難場所の整備 2. 指定避難所の整備 (7) 指定避難所の効率的な管理 のために、野田市避難所運営マニュアルを周知し、適切な避難所 運営を図り、必要に応じて適宜見 直す。	第1 指定緊急避難場所の整備 2. 指定避難所の整備 (8)指定避難所の整備 のために、各施設管理者の監督の もと、避難所毎に野田市避難所運 営マニュアルを策定し、避難所の 効率的な管理運用がなされるよう 努める。なお、野田市避難所運営 マニュアルは必要に応じて適宜見 直す。	千葉県の地方防災計画(令和2年修正)の「地-3-40」5の(2)では、「市町村は・・・避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する」とあり、記述した方が望ましいと考えられるため。	御意見のとおり修正いたします。
公募委員 山本	震-40 震災編 第2章 第7節 応急対 策の環境整備	における食料・飲料水等の備蓄について、最低3日分以上の食料や飲料	市民生活部は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄につ	マスクや消毒用品の記述を追加してはいかがでしょうか。 昨今のコロナ関係の状況が長期化する可能性を踏まえて、感染症まん延防止の観点から避難所で必要な物資となっていると考えられるため。	御意見のとおり修正します。 〈備蓄目標の設定〉については、代表的な物を記載していることから 算出根拠は記載しません。 資料編での備蓄量の記載を検討します。
野田保健所	震-42 震災編 第2章 第7節 応急対 策の環境整備	における感染症等の予防活動や心の	3. 保健衛生体制の整備 保健福祉部は、平時から千葉県	避難所を開設・運営するのは、市であるため。市が主体的に体制を整え、保健所が協力する形になると思われる。	現行計画のとおりとします。 千葉県地域防災計画においても、 保健衛生、防疫活動については、 千葉県野田健康福祉センターが主 体となっているため。
東京理科大学教授	震-49 震災編 第2章 第8節 避難行 動要支援者の安 全確保対策		対策 3. 施設の安全対策 各種防災活動の拠点となるべき市の施設は、補強の必要性の高いところについて、計画的な改修 や免震工 事、補修工事を行い、耐度・免	2011年東日本大震災では、免震建物が構造 被害、室内被害を免れ、帽子あ拠点としま 役割を果たしたことは周知の事実でありま す。東京電力福島第一原子力発電所でよりま す。東京電力福島第一原子力発電所ではりま 大震標が復旧時の拠点となって近かすまっ。 2016年熊本地震では、宇土市役所本庁舎を はじめとする庁舎の被災により災害対応 遅れが生じました。免震建物は構造被軽軽 免れるだけでなく、室内被害も大きくせ 免れるだけでなく、室内被害も大きくせん が、免震改修の方向性は明記しておいて良 いかと思います。	千葉県地域防災計画では、既存建 築物について、耐震診断及び耐震 改修等の促進を図るとしているた め

	部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
公募	委員 白木	震-53 震災編 第3章 第1節 応急活 動体制	災害対策本部設置に伴い、支部連絡 所を設置した場合の本部⇔連絡所の 情報伝達方法の明記。		具体的な連絡手段が明記されて いない。	現行計画のとおりとします。 今後、災害対策本部訓練等で伝達 方法など検証していきます。
公募	委員 白木	震-83(意見)	各災害医療協力病院等、医療救護所でEMISを入力することになっているが、該当機関では入力訓練を実施しているのか?機関コード・パスコードは把握しているのか		東京都災害医療図上訓練に他医療圏からファシリテーターとして参加した際、一部行政担当者、小規模病院災害担当者が配付された自施設のEMIS機関コード、パスワードを把握していなかった。その為自施設の被害状況入力、他施設の状況閲覧もできなかった。EMISは災害時、有力な医療情報リソースです。平時から関係機関の入力訓練が必要と感じます。	意見のため、現行計画のとおりと します.
野田	保健所	震-83 震災編 第3章 第6節 医療救 護・防疫活動	③広域災害・救急医療情報システム (EMIS)による情報提供 (EMISの運用方法) 【機関】 【運用方法】 (救護本部)閲覧	③広域災害・救急医療情報システム (EMIS)による情報提供 (EMISの運用方法) 【機関】 医療機関の追加・削除 【運用方法】 (救護本部) 入力・閲覧	・EMISの名称の修正。 ・昨年度、EMIS登録機関から、門倉医院が削除された。また、有床診療所がEMIS登録機関に追加されたため。 ・千葉県のEMIS活用マニュアルによると、避難所情報等は、開設者である、救護本部の運用方法に「入力」を追加する。なお、医療機関の被災状況等の確認やEMISの代行入力等は当センターと協力して実施をお願いしたい。	御意見のとおり修正いたします。
野田	保健所		2.被災者の健康管理 野田健康福祉センターは、保険活動チームを編成し、保健救護班とで選難がでは、一次では、変更によるができるが、変更による、災害をできるが、変更をできるが、できる。とともに、災害をできるが、できるが、できるが、できるが、できる。とのでは、必ずなが、できるが、できる。とのできる。とのできるが、できるが、できる。とのできるが、できる。とのできる。とのできるが、できる。とのできる。というでは、というでは、はいいうできる。というできる。というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というできる。というできる。というでは、これば、これば、これば、これば、これば、これば、これば、これば、これば、これば	2.被災者の健康管理 保健救護班は、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康管理を行うとともに、災害発生業別のできるだけ早い時期から、千葉県野田健康福祉センター(保健所)の協力を得て、心のケア、動を行う。りやできるが、心身機能の低でを予防において実施する。また、避難所において実施する健康相談への体制の充実を図るため、千葉県野田健康福祉センター(保健所)に支援を依頼する。千葉県野田健康福祉センター(保健所)は協力し、必要に応じて、県に支援を要請する。	健康福祉センターの役割を整理す	現行計画のとおりとします。 千葉県地域防災計画においても、 保健衛生、防疫活動については、 千葉県野田健康福祉センターが主 体となっているため。

部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
野田保健所	震-85 震災編 第3章 第6節 医療救 護・防疫活動	1.被災者の健康管理 (1)巡回医療の実施 野田健康福祉センタ ーは、保健活動チームを編成し、市と連携して次の活動を行う。		健康福祉センターの役割を整理す	現行計画のとおりとします。 千葉県地域防災計画においても、 保健衛生、防疫活動については、 千葉県野田健康福祉センターが主 体となっているため。
野田保健所	震-85 震災編 第3章 第6節 医療救 護・防疫活動	1. 被災者の健康管理 (1) 巡回医療の実施 イ 災害発生後早い時期から、心の ケア、食中毒や感染症の発生予防等 について、市と連携して予防活動を 実施する。	1. 被災者の健康管理 (1)巡回医療の実施 イ 災害発生後早い時期から、心の ケア、食中毒や感染症の発生予防等 について、 王葉県野田健康福祉セン ター(保健所)の協力を得て 予防活 動を実施する。	避難所運営における、市及び野田 健康福祉センターの役割を整理す るため。	現行計画のとおりとします。 千葉県地域防災計画においても、 保健衛生、防疫活動については、 千葉県野田健康福祉センターが主 体となっているため。
野田保健所	震-85 震災編 第3章 第6節 医療救 護・防疫活動	2. 飲料水の安全確保対策 (略) また、野田健康福祉センターは、 地震の影響等により飲料水の汚染等 のおそれがある場合は、飲料水健康 危機管理対策活動要領に基づき対 応する。	2. 飲料水の安全確保対策 (略) また、地震の影響等により飲料水 の汚染等のおそれがある事態を探知 した場合は、千葉県野田健康福祉 センター(保健所)に情報提供 し、対応を依頼する。	避難所運営における、市及び野田 健康福祉センターの役割を整理す るため。	現行計画のとおりとします。 千葉県地域防災計画においても、 保健衛生、防疫活動については、 千葉県野田健康福祉センターが主 体となっているため。
野田保健所	震-85 震災編 第3章 第6節 医療救 護・防疫活動	第3 防疫活動 2. 防疫活動 (1)検病調査及び健康診断 野田健康福祉センターは、医師 会及び保健救護は当関係機関の協力 を得て指定避難所等において <u>検病調</u> 査及び健康診断を実施する。	第3 防疫活動 2. 防疫活動 (1)検病調査及び健康診断 保健救護班は、医師会及び千葉 県野田健康福祉センター(保健 所)等関係機関 の協力を得て指定避難所等において健康診断 <u>等</u> を実施する。		現行計画のとおりとします。 千葉県地域防災計画において、検 病調査及び健康診断の実施主体が 保健所となっているため。 ※一部意見のとおり修正します。 「健康診断等」のみ
野田保健所	震-86 震災編 第3章 第6節 医療救 護・防疫活動	第3 防疫活動 2. 防疫活動 (3) 感染症患者への措置 野田健康福祉センターは、感染症 の発生動向に通常とは異なる傾向が 認められる場合は、感染症法の規定 により入院を勧告する。	<u>削除する。</u>	避難所運営における、市及び野田 健康福祉センターの役割を整理す るため。	現行計画のとおりとします。 感染症法第19条の規定により、健康 福祉センターが対応にあたることと なっている。 また、地域防災計画の目的として、 市の区域内の公共団体、その他防災 上重要な施設の管理者の処すべき事 務又は業務の大綱となるため、健康 福祉センターの役割を記載してい る。

部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
野田保健所	震-86 震災編 第3章 第6節 医療救 護·防疫活動	第3 防疫活動 2.防疫活動 (4)報告 保健救護班及び環境衛生班は、感染症の発生 状況や防疫活動の状況等 を随時、野田健康福祉センター に報告する。	第3 防疫活動 2. 防疫活動 (4)報告 保健救護班及び環境衛生班は、感染症の発生時、感染症発生動向に地域量産型が見られる時や、防疫活動の状況等を、必要に応じて千葉県野田健康福祉センター(保健所)に報告する。	避難所運営における、市及び野田 健康福祉センターの役割を整理す るため。	御意見のとおり修正いたします。
公募委員 山本	震-88 震災編 第3章 第7節 避難対 策 第1 避難活動	〈避難勧告・指示の発令権者及び要件〉 根拠法令 知事・・・災害対策基本法第60 条第5項 警察官・・・災害対策基本法第61 条 ・・・警察官職務執行 法第4条 自衛隊・・・自衛隊法第94条 県職員・・・・水防法第29条 ・・・・地すべり等防止 法第25条 水防管理者・水防法第29条	警察官・・・・災害対策基本法第61 条 第1項 ・・・・警察官職務執行法 第4条 第1項	法令上の根拠規定を示す際、項に 根拠がある場合には項番号を記載 するのが通例であるため。	御意見のとおり修正いたします。
公募委員 山本	震-89 震災編 第3章 第7節 避難対 策 第1 避難活動	〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉 根拠法令の部分 市長・・・・災害対策基本法第63 条 知事・・・・災害対策基本法第73 条 消防長・・・消防法第23条の2 警察署長・・消防法第23条の2 消防団員・・消防法第28条 水防団長・・水防法第21条 警察官・・・消防法第28条 ・・水防法第21条 自衛官・・・災害対策基本法第63条	〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉 根拠法令の部分 市長・・・・災害対策基本法第63 条 第1項 知事・・・・災害対策基本法第73 条 第1項 消防長・・・・消防法第23条の2 第1 項 警察署長・・消防法第23条の2 第2項 消防団員・・消防法第21条 第1項 水防団長・・水防法第21条 第1項 警察官・・・消防法第28条 第1項 ・・水防法第21条 第2項 ・・・水防法第21条 第2 項 自衛官・・・・災害対策基本法第63条 第3項	法令上の根拠規定を示す際、項に 根拠がある場合には項番号を記載 するのが通例であるため。	御意見のとおり修正いたします。

部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
陸上自衛隊需品 学校	震-94 震災編 第3章 第8節 生活救 援	第2 食料の供給 2.食料供給体制 (3)食料の確保 物資班は、必要量に基づき、業者 への発注や救援物資等を活用して食 料を供給する。確保が困難なとき は、 自衛隊の炊き出しや 県に対して 供給を要請する。	第2 食料の供給 2.食料供給体制 (3)食料の確保 物資班は、必要量に基づき、業者 への発注や救援物資等を活用して食 料を供給する。確保が困難なとき は、県に対して供給を要請する。	自衛隊の災害派遣では、基本的に 食材の提供は自治体から受けるこ とから、本来業務にそぐわないた め。	御意見のとおり修正いたします。
陸上自衛隊需品 学校	震-95 震災編 第3章 第8節 生活救 援	等が任意で行うものとする。 炊き出 しを行う要望がよせられた場合	第2 食料の供給 4. 炊き出し 炊き出しは、市からの食料供給を 補完するものとして、自主防災組織 等が任意で行うものとする。 <u>また、</u> 自衛隊に要請する。その場合にお ける食材の提供は市が行うものと する。	自衛隊の災害派遣では、基本的に 食材の提供は自治体から受けるこ とから、本来業務にそぐわないた め。	御意見のとおり修正いたします。
千葉国道事務所	震-99 震災編 第3章 第10節 交通・ 緊急輸送	のための放置車両対策 土木班は放置車両や立ち往生車両	土木班は、 市道に限り 放置車両や立ち往生車両等、緊急車両の通行の妨		国道、県道等についても、国や 県、市で情報共有を図り連携しな がら対応することが考えられるた め、現行計画のとおりとします。
千葉国道事務所	震-99 震災編 第3章 第10節 交通・ 緊急輸送		第2 緊急輸送 2. 放置車両対策 (3) 国・県への通知 国・県管理の路線について、道路 啓開作業の必要性を把握した場合 は、各道路管理者へ交通障害の状 況と道路啓開の必要性を連絡す る。	道路啓開が必要な場合は、各道路 管理者が災害対策基本法第76条 6項により、車両の移動その他必 要な措置を講じるため。	御意見のとおり修正します。 災害時の対応については、今後調 整をお願いします。

部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
野田保健所	震-117 震災編 第3章 第17節 清掃・ 廃棄物・環境対 策	第4 動物対策 2. 動物への対応 野田健康福祉センター、動物愛 護センターは、飼い主の被災等によ リペットが遺棄されたり逃げ出し た場合には、市、千葉県獣医師会 等関係団体及びボランティアとの 連携により、これらの動物を救助 及び保護する。	第4 動物対策 2. 動物への対応 環境衛生班は、飼い主の被災等によるペット(犬・猫等)の逸走情報を探知した場合は、その所有者の確認に努めるとともに、千葉県野田健康福祉センター(保健所)、動物愛護センター東葛飾支所及び野田警察署に通報し、動物の保護収容等の救護活動に協力する。	市、環境衛生班の役割を記載いた だいた方が良いと考えるため。	御意見のとおり修正いたします。
野田保健所	第17節 清掃・	第4 動物対策 3.ペット同行避難への対応 環境衛生班は、ペット同行避難に 備えて、指定避難所のグラウンドに ペットのスペースを確保する。	第4 動物対策 3.ペット同行避難への対応 環境衛生班は、ペット同行避難に 備えて、指定避難所のグラウンド 等 にペットのスペースを確保する。	グラウンド等の「等」は、ピロ ティーや渡り廊下の下など、ある 程度風雨をしのげる場所を想定し ています。	御意見のとおり修正いたします。 グラウンドに限定するのではな く、その他の場所も使用を想定す るため。
野田保健所	震-117 震災編 第3章 第17節 清掃・ 廃棄物・環境対 策	第4動物対策 3.ペット同行避難への対応 (略) また、盲導犬、介助犬等を除いた ペットの建物内への持ち込みは、原 則として禁止し、ペットの飼養は所 有者の自己責任で行うようルールを 徹底する。	第4動物対策 3.ペット同行避難への対応 (略) また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底するとともに、住民への事前周知に努める。	運用を見直していただければと思	御意見のとおり修正いたします。 現行計画を補足するため。
	震-117 震災編 第3章 第17節 清掃・ 廃棄物・環境対 策	第4動物対策 3.ペット同行避難への対応 (略) 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物 救護本部及び動物救護センターを 設置し救護活動を実施する。環境 衛生班は、可能な限り公共用地の 提供や広報等に協力する。	第4動物対策 3.ペット同行避難への対応 (略) 環境衛生班は、県が千葉県動物 救護本部及び動物救護センターを 設置した場合、その要請に応じて 可能な限り公共用地の提供や広報 等に協力する。	市、環境衛生班の役割を記載いた だいた方が良いと考えるため。	現行計画のとおりとします。

部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
陸上自衛隊需品 学校	震-139 震災編 附編 第2章第2節 活 動体制の準備	第2 防災関係機関の活動体制 防災関係機関は、次の体制をと る。	第2 防災関係機関の活動体制 ※陸上自衛隊需品学校、海上自衛 隊下総航空基地群を追加すること。	処理すべき事務又は業務の大綱第	現行計画のとおりとします。 ※県防災政策課に確認。 陸上自衛隊第1空挺団は、県内の 隊区長と自衛隊の内規で定められ ており、県内自衛隊の窓口的な立 場となっているため。
野田保健所	震-159 震災編 附編 第3章第9節 救 護救援・防疫・ 保健活動対策	第2 防疫対策 保健救護班は、野田健康福祉セン ターの指示により次の体制を整え る。	第 2 防疫対策 保健救護班は、次の体制を整え る。	当センターの指示により、行う業 務ではないと思われるため。	現行計画のとおりとします。 県防災計画において、保健所が市 町村に対して行う指導及び指示事 項としてあることから。
自衛隊需品学校	風-7 風水害編 第1 章第2節 防災 関係機関等の処 理すべき事務又 は業務の大綱	第4 自衛隊 1. 陸上自衛隊需品学校 (1)ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略	第4 自衛隊 1. 陸上自衛隊需品学校 (1) ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 防災に関する連絡協議に関 すること		連絡協議は全ての関係機関で行っているため、現行計画のとおりとします.
江戸川河川事務 所	風-13 風水害編 第1 章第4節 風水 害の想定	土交通省が実施した利根川、江戸川の浸水想定に基づき「洪水ハザードマップ(洪水避難地図)」(平成19年度)を作成しており、この災害	第1 浸水想定 本市では、「水防法」に基づき、国 土交通省が実施した利根川、江戸川 の浸水想定に基づき「洪水ハザード マップ(洪水避難地図)」(会和2 生度)を作成しており、この災害規 模を本計画の前提条件とする。		御意見のとおり修正いたします。

部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
公募委員 飯野	風-17 風水害編 第2 章第3節 避難 行動・避難施設	必要とする全くの避難者を収容する ことは出来ない。市民は災害に備 え、日頃からタイムライン等により 避難行動を考え、親族、友人、知人 や勤めたなど市内外を問わず、市民	第2 避難所等の確保 1. 市民自らによる避難先の確保 市の指定避難所だけでは、避難を必要と する全ての避難者を収容することは出来ない。 市民は災害に備え、日頃からタイムライン等により避難行動を考え、ご自宅が安全な場合の在宅避難※や、親族、友人、知人、勤め先や浸水しない地域の駐車場での車中泊などの分散避難※など、市内外を問わず、市民自らが避難先を確保するよう努めるものとする。 ※1在宅避難 「在宅避難」とは、自宅が浸水想定区域外などの理由により、自宅が安全な方は、留まることである。 ※2分散避難」とは、避難が必要な場合でも、遊費所へ避難するのではなく、親せき宅である。 ※2分散避難 「分散避難」とは、避難が必要な場合でも、方人宅や知人宅など、あらかじめ避難所以外への安全な場所へ避難することである。	説明会等で「分散避難」との言葉が随所で使われており、その説明 もなされていることから。※「分	御意見のとおり修正します。
公募委員 山本	風-17 風水害編 第2 章第3節 避難 行動・避難施設	第2 避難所等の確保 (略)		指定避難所・指定緊急避難所について※注釈が付いていた方が市民も分かりやすのでは。	現行計画のとおりとします。 震-38において指定緊急避難場所 及び指定避難所についての記載が あるため。

部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
江戸川河川事務 所	風-40 風水害編 第2 章第5節 消 防・救助救急・ 危険物等対策	〈野田市水防配備体制及び活動内容〉	「水防警報(出動)」を追加	利根川、江戸川の水防活動については、洪水時の各河川の基準水位観測所の水位に応じ利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所より「水防警報」が発出されます。水防活動の判断基準として活用願います。 氾濫注意情報、洪水予報法は危険度レベルが表記されております。 水防注意体制の始期が氾濫注意情報(LV2)発出時点となっておりますが、同時に「水防警報(出動)」が発出されます。水防活動の巡視は水防注意体制の時点で実施する必要があるものと思われます。	御意見のとおり修正します。
江戸川河川事務 所	風-41 風水害編 第2 章第5節 消 防・救助救急・ 危険物等対策	2. 消防本部の体制及び活動 水防管理者(市長)は、次のと準備を出動させ、又は出動の準備をさせる。 (1) 出動準備 市長)は次の場合を出動準備 水防管理者(市長)は次の場合をさい出動準備をさい、 河川の水位が通報水位に達出しまが予測される。 ア 川のおれがあっ合って、 が要が予測されるより、 危険が予知される場合 (2) 財管理者(市長)は、次し、 整戒配子のの場所である。 では、 次し、 数点の は、 次し、 数点の が表表されたときれる。 では、 ない、 がいる。 では、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない	2. 消防本部の体制及び活動 水防管理者(市長)は、次のとおり 消防機関を出動させ、又は出動のの準備 をさせる。 (1) 出動準備 水防管理者(市長)は大の場合、、さいの が通報水位に対し、の場合、では、 では、 が発表されたと を (2) 出動 、水防警報(準備)が発表されたと を (2) 出動 、水防警報(準備)が発表されたと を (2) 出動 、水防警報(単備)が発表されたと を (1) 出動 、水防警報(単備)が発表されたと を (2) 出動 、水防警報(出動) が 、次、、 で 、本防警報(出動) が 、大し、 で 、 で 、大し、 で 、大し、 で 、大し、 で 、大し、 で 、大し、 で 、大し、 で 、大し、 で 、大し で 、大し 、 、 、 で 、 で 、た 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	水防警報は、水位に応じて段階毎に亜発出しております。	御意見のとおり修正いたします。

部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
公募委員 山本	風-45 風水害編 第2 章第7節 避難 対策	60条第 <u>5</u> 項 警察官・・・・・災害対策基本法第 61条	〈避難勧告・指示の発令権者及び要件〉 根拠法令 知事・・・・災害対策基本法第 60条第 6 項 警察官・・・・災害対策基本法第 61条 第1項 ・・・警察官職務執行 法第4条 第1項 自衛隊・・・・自衛隊法第94条 第 1項 県職員・・・・水防法第29条 第1 項 、・・地すべり等防止法 第25条 第1項 水防管理者・水防法第29条 第1項	法令上の根拠規定を示す際、項に 根拠がある場合には項番号を記載 するのが通例であるため。	御意見のとおり修正いたします。
公募委員 山本	風-46 風水害編 第2 章第7節 避難 対策	3. 避難誘導等 (1) 市民の避難誘導 市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導 を原則とする。 ただし、避難勧告・指示等を発令 した場合は、市職員、警察官、消防 職員、消防団員等が自主防災組織等 の協力により実施する。	ただし、避難勧告・指示等を発令 した場合は、市職員、警察官、消防 職員、消防団員等が自主防災組織等	「3.避難誘導等」に風水害の場合は、事前に親戚、友人宅等に自主避難をする人や諸事情により車中泊やテント泊をする人がいると思いますが、このような場合は市や自治会等への連絡を求めること等を記述してはいかがでしょうか。	御意見のとおり修正いたします。

	部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
,	小中学校長会	風-47 風水害編 第2 章第7節 避難 対策	第3 指定避難所の開設及び運営 2. 開場及び担当 施設が閉まっている時間に災害発生 のおそれがある場合 ◆指定避難所の開場 (事前に連絡を受けた)施設の管理 者が開場 ◆指定避難所の担当 各部で指定され地域を担当	第3 指定避難所の開設及び運営 2. 開場及び担当 施設が閉まっている時間に災害発生 のおそれがある場合 ◆指定避難所の開場 (事前に連絡を受けた)施設の管理 者又は指定された市の参集職員が 開場 ◆指定避難所の担当 指定された市の参集職員が担当	震災時のように参集職員が確定し たため。	御意見のとおり修正いたします。 意見では、(事前に連絡を受け た)施設の管理者が開場→指定された市の参集職員が開場とあった が、施設担当者でなければ把握で きないこと等あることから、市の 参集職員とともに避難所運等に加 わっていただきたいため、施設の 管理者は残します。
- 1	東京電力パワー グリッド株式会 土		ライフライン 東京電力パワーグリッド(株)東葛支 社 野田事業所	ライフライン 東京電力パワーグリッド(株)東葛支 社	字句修正	御意見のとおり修正いたします。
	東京電力パワー グリッド株式会 社	資料3-9 防災	東京電力パワーグリッド株式会社東 葛支社 04 (7113) 2000	東京電力パワーグリッド株式会社東 葛支社 <u>03-6375-9803</u>	字句修正	御意見のとおり修正いたします。
΄,		資-57 4 指定緊急避 難場所・防災関 連施設等	避難所別対応災害一覧		洪水は、使用できないとの見解 が、風害では使用できるのでは? また洪水ハザードマップと記述を 合わせた方が良い。	現行計画のとおりとします。

部署	箇所	防災委員からの修正箇所	防災委員からの修正案	意見等	修正方針
東京理科大学	資-62 4 指定緊急避 難場所・防災関 連施設等 資料4-1 指定 緊急避難場所一 覧	指定緊急避難場所一覧にコロナ禍に おける収容人員を記載する。		指定緊急避難場所の 収容人数が記載される 収容人数が記載される 関いる 関いる 関いた 対して は 関いた 対して おいた 方が 関いた 方が 関係 ない が 収容 と は 対 に 対 が 収容 、 で で が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の が 、 の ら ら っ と っ ら っ ら っ ら っ ら っ ら っ ら っ ら っ ら	現行計画のとおりとします。 不足する備蓄品につきましては、 指定緊急避難場所に備蓄できない 分を随時、届けるように対応いたします。 コロナ禍における避難所の収容人 数につきましては、他の避難所も 含め、今後、周知について検討し てまいります。
野田保健所	全般	<u>千葉県野田健康福祉センター</u> 野田健康福祉センター 野田保健所	<u>野田保健所(野田健康福祉セン</u> <u>ター)</u>		御意見のとおり修正いたします。
野田市いきいき クラブ連合会副 会長	意見	その時代のその時々の伝染病(感染症含む)が流行若しくは発生した場合の緊急迅速な防災に関する対策連絡の方法と対策を(避難3密をさける)必須の由			感染症対策を新規で追加いたしま す。
東京理科大学	意見	マルチハザード・複合災害に対する地域防災計画もどこかに言及するのは如何でしょうか。		近年では、地震だけでなく、水害、風害、火災等のハザードが同時に発生する複合災害への対応が検討されています。さらにコロナ禍における避難施設の在り方、緊急事態宣言下における防災対策も検討する必要があります。これから検討を実施するにしてお、今のうちから他小なりと言及しておいた方が良いかと思います。	震災・風水害編の整備を急務とするため、複合災害については検討